





Vol.12 No.583

2013年11月11日(月)

ワルシャワ気候変動会議

2013年11月11日-22日

2013 年ワルシャワ気候変動会議が本日開幕した。2013 年 11 月 11 日—22 日まで 2 週間の日程でポーランド・ワルシャワにて行われ、国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議(COP 19)及び京都議定書第 9 回締約国会合 (CMP 9)が開催される。また、3 つの補助機関の会合、すなわち、実施に関する補助機関(SBI)、科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)、及びダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (ADP)も並行して開催される。

今次会議で、資金、緩和、適応、技術に係わる様々な議題項目が審議される。COPでは、発足2年となったADPが "条約の下で全ての締約国に適用可能な、議定書、新たな法的文書、または法的拘束力を備えた合意成果"を2015年までに策定、2020年までに発効させるという任務の進捗に関する報告を行う予定だ。

UNFCCC と京都議定書のこれまでの経緯

気候変動に対する国際政治の対応は、1992 年、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の採択に始まる。気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため温室効果ガスの大気濃度安定化を目指し、その枠組みを規定した条約であり、1994 年 3 月 21 日に発効、現在は 195 の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議(COP 3)に参加した各国政府の代表らは、先進工業国および市場経済移行国に排出削減目標の達成を義務付けるUNFCCCの議定書に合意。UNFCCCの下で、附属書 I 国と呼ばれる国々が、2008-2012年(第一約束期間)の間に6種の温室効果ガス(GHG)の排出量を1990年と比較して全体で平均5%削減し、各国ごとに異なる個別目標を担うことで合意した。京都議定書は、2005年2月16日に発効し、現在、192の締約国を有する。

2005-2009年の長期交渉:

2005年、カナダ・モントリオールで開催された京都議定書の第1回締約国会合(CMP1)では、議定書3.9条に則り、京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)の設立を決定し、第一約束期間が終了する少なくとも7年前までに附属書 I 国の更なる約束を検討することを、その役割と定めた。また、COP 11では、4回のワークショップ開催を通じて、条約の下での長期的協力を検討するための「条約ダイアログ」と称されるプロセスも創設された。







2007年12月、インドネシア・バリで開催されたCOP 13及び CMP 3では、長期的な問題に関するバリ・ロードマップについて合意に至った。COP 13は、バリ行動計画を採択するとともに、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)を設立し、緩和、適応、資金、技術、長期協力行動の共有ビジョンを中心に討議することを役割づけた。また、AWG-KPの下では、附属書 I 国の更なる約束に関する交渉が続けられた。2つの交渉トラックが結論を出す期限は、2009年12月のコペンハーゲン会議と定められた。

コペンハーゲン: デンマーク・コペンハーゲンでの国連気候変動会議は2009年12月に開催された。非常に大きな注目を浴びる会議となったが、透明性やプロセスをめぐる論争が目立った。ハイレベル・セグメントでは、主要な経済国や様々な地域の代表、その他の交渉グループの代表で構成されるグループによる非公式交渉が行われた。12月18日深夜、会議の成果として政治合意である「コペンハーゲン・アコード」が成され、その後、採択のためにCOPプレナリーに提出された。それから13時間にわたる議論の末、参加者は、コペンハーゲン合意に「留意する」ことで合意した。2010年には140カ国以上がこの合意への支持を表明し、80カ国以上が国家緩和目標または行動に関する情報を提出した。また、締約国はAWG-LCAおよびAWG-KPの役割をそれぞれ 2010年のCOP 16及びCMP 6まで延長することで合意した。

カンクン: メキシコ・カンクンでの国連気候変動会議は 2010 年 12 月に開催され、締約国はカンクン合意を成立させた。条約の交渉トラックでは、決定書 1/CP.16 において、世界の平均気温の上昇を 2° C以内に抑えるには世界の排出量の大幅な削減が必要であると認識された。締約国は、世界の長期目標を定期的にレビューし、2015 年までのレビュー期間中に目標の強化を更に検討するということで合意し、その際に 1.5° Cを目標とする案についても検討することで合意した。また、締約国は、先進国と途上国がそれぞれ通知した排出削減目標や国別適切緩和行動(NAMA)に留意した。決定書 1/CP.16 には、測定・報告・検証(MRV)や途上国の森林減少や森林劣化・森林保全や持続可能な森林管理の役割・途上国の森林貯蓄の強化(REDD+)等、緩和に係わる他の側面についても記載された。

さらに、カンクン合意は、いくつかの新たな制度やプロセスを創設した。その中には、カンクン適応枠組み、適応委員会、技術メカニズムがあり、技術メカニズムの下では技術執行委員会(TEC)と気候技術センター・ネットワーク(CTCN)が設立された。また、緑の気候基金(GCF)が新設され、24人のメンバーから成る理事会が統治する条約の資金メカニズム運用機関と指定された。締約国は、この基金の設計を課題とする移行委員会や、資金メカニズムに関して COP を支援する常設委員会の設置についても合意した。さらに、締約国は、先進国が 2010-2012 年に早期開始資金 300 億米ドルを供給し、2020 年までに年間 1000 億米ドルを合同で動員するとの先進国の約束についても認識した。

議定書の交渉トラックでは、CMP が、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 4 次評価報告書に明記されたレンジに合わせた総排出削減量を達成するべく附属書 I 国に対して野心度を引き上げるよう促し、土地利用・土地利用変化及び林業(LULUCF)に関する決定書 2/CMP.6を採択した。また、両 AWG のマンデートはもう一年延長されることとなった。







ダーバン: 南アフリカ・ダーバンでの国連気候変動会議は、2011 年 11 月 28 日から 12 月 11 日に開催された。ダーバンの成果として、広範なトピックが網羅されたが、特に京都議定書の第二約束期間の設置や、条約の長期的協力行動に関する決定、GCF の運用開始に関する合意などが盛り込まれた。締約国は、「条約の下で全ての締約国に適用可能な、議定書、法的文書、もしくは法的効力を有する合意成果の形成」を目的とする新組織として ADP を発足させることでも合意した。ADP での交渉は 2015 年中に完了させることとし、2020 年には新合意を発効させることを目指すこととした。さらに、ADP は 2° C目標に絡んで 2020 年までの野心ギャップを埋めるための行動を模索する役割も付与された。

ドーハ: 2012 年 11 月 26 日-12 月 8 日、カタール・ドーハにて、国連気候変動会議が行われ、「ドーハ気候ゲートウェイ」と称される一連の決定書パッケージが作成された。その中には、第二約束期間を定めるための京都議定書改正やドーハでAWG-KPの作業を最終的に完了させるための合意が盛り込まれた。また、AWG-LCAの作業完了やバリ行動計画の下での交渉終了についても締約国の合意がなされた。世界目標の 2013-15 年のレビューや先進国と途上国の緩和、京都議定書の柔軟性メカニズム、国別適応計画(NAP)、MRV、市場及び市場以外のメカニズム、REDD+等、さらなる議論が必要とされる数多くの問題については、SBI 及び SBSTA に付託されることとなった。また、ドーハの成果の重要な要素は、途上国の中でも特に気候変動の悪影響に脆弱な国々における損失・被害を検討する制度メカニズム設立のための合意が盛り込まれたことである。

ADP 2:2013 年 4 月 29 日-5 月 3 日、ドイツ・ボンで ADP 2 が開催された。この会議は、ワークショップとラウンドテーブルでの議論を中心に構成され、ADP の 2 つのワークストリームもカバーされた。ADP の議論を進展させるには、この会議方式が有効だという印象を多くの参加者が抱いた一方で、今後の ADP はもっと焦点を絞って双方向的なものとすべきだと意見が数名の政府代表から寄せられた。

ボン: 2013 年 6 月 3 日-14 日、ボン気候変動会議が開催された。SBI 38 では、COP 及び CMP の意思決定に関する法的・手続き的な諸問題を新たな議題項目として導入しようという、ロシア、ベラルーシ、ウクライナからの提案をめぐる議題論争が引き起こされた。この論争に対する解決策は見つからず、SBI では実質的な討議に入ることができなかった。一方、SBSTA 38 では、特に REDD+や幾つかの方法論の問題などの分野において、多くの参加者が素晴らしいと認めるような進展があった。ADP 2 再開会合は、ワークショップやラウンドテーブルを中心に構成されたが、一部の作業をもっと公式的な場に移すためのコンタクトグループの数を 1 つまたは複数設置するかという点で合意に至れなかった。とはいえ、多くの参加者は、今後の会合で ADP が確実に進展を図るためにも交渉モードに転換することが重要だとの所感をもった。







今次会議までのハイライト

技術執行委員会 第6回会合 (TEC 6): 2013 年6月 26-28 日、ドイツ・ボンで開催された同会合では、CTCN 諮問委員会の初会合の結果に関する報告や、国連環境計画(UNEP) および事務局の技術ニーズアセスメントに関する現在の作業状況や活動支援についての最新情報の報告が行われた。また、TEC とその他の関連機関との間で開始された協働作業や今後の協調などのテーマが取り上げられ、2 つの技術ブリーフ素案について議論が行われた。

長期資金に関する第 1 回専門家会合(LTF): 2013 年 7 月 16-17 日、フィリピン・マニラで開催された同会合では、 気候資金の拡充を動員するための今後の経路やそうした経路を特定するためのパラメーター、途上国における気候 資金の動員と効果的な配備を実現させるための環境や政策枠組み等について審議された。

LTF 第 2 回専門家会合: 2013 年 8 月 19-20 日、ドイツ・ボンで開催。気候資金の効果的な配備を実現させるための環境や政策枠組み、途上国の緩和と適応活動向けの資金動員を促進するための公共政策や金融システム、気候資金拡充の動員のための経路を特定するパラメーターなどについて討議された。

LTF 総括イベント: 2013 年 9 月 10-12 日、韓国・仁川で開催された同イベントは、3 つのテーマ(①気候資金の拡充を動員するための経路、②気候資金の効果的な配備を実現させるための環境や政策枠組み、③気候資金の拡充を動員させるための環境や政策枠組み)で構成された。これまでの進展を認識する一方で、気候資金の定義や資金供給の予測可能性、民間部門の役割といった側面については更なる作業が必要とされると多くの参加者が強調していた。

IPCC 第 1 作業部会(WG I) 第 12 回会合および IPCC 第 36 回総会: 2013 年 9 月 23 日-26 日、スウェーデン・ストックホルムで開催された。 IPCC WG I では、第 5 次評価報告書 (AR5)に盛り込まれる「気候変動 2013: 自然科学的根拠」と題された WGI 報告書の最終作業が行われ、WGI の政策決定者向けサマリー(SPM)の承認、及びその根拠となるテクニカルサマリー及び附属書を含めた報告書の受理が行われた。

GCF 理事会第 5 回会合: 2013 年 10 月 8-10 日、フランス・パリで開催された理事会の会合で、途上国による気候変動対策の取組みを支援するための資金調達を目指したロードマップが策定された。また、基金が資金の受け取りと管理を行えるようにするための合意の採択後 3ヶ月以内に基金向けの最初の資金動員を実施することが理事会で決定された。

モントリオール議定書 MOP 25: 2013 年 10 月 21 -25 日、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の第 25 回締約国会議がタイ・バンコクで開催され、モントリオール議定書がハイドロフルオロカーボン類(HFC)について検討する役目を有しているか否か等の問題が議論された。議定書の下で HFC を規制するための改正案について



http://www.iisd.ca/





は合意に至ることが出来なかったものの、技術経済評価パネル(TEAP)でモントリオール議定書及びそのメカニズムを活用しつつ HFC の管理に係わる技術的、資金的、法的な側面に対応するということで合意がなされた。また、HFC に関しては、2014 年にワークショップを開催するということでも合意がなされた。

(IGES-GISPRI仮訳)

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Alice Bisiaux, Elena Kosolapova, Ph.D., Kati Kulovesi, Ph.D., Mari Luomi, Ph.D., and Annalisa Savaresi, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in noncommercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Warsaw Climate Change Conference - November 2013 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.







Vol.12 No.584

2013年11月12日(火)

ワルシャワ会議ハイライト

2013年11月11日月曜日

午前中、ワルシャワ気候変動会議の開会式が行われ、続いてCOP 19の開会プレナリーが開催された。午後と夕方には、CMP 9、SBI 39、SBSTA 39の開会プレナリーが開催された。

開会セレモニー

COP 18/CMP 8議長でカタールのAbdullah bin Hamad Al-Attiyahは、カタール、ドーハでの気候ゲートウェイ及びドーハ会議での進展に焦点を当てた。

ポーランドの環境大臣、Marcin Korolecは、「この惑星を治す構成要素に寄与するよう各締約国に」求め、この COP 19が、気候変動への対応に向け確固とした礎を築く場になることを希望すると表明した。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、オリンピックのモットーである「より早く、より高く、より強く」を想起し、ワルシャワの国立競技場で何がおきるかは「ゲームではない、全てのものが勝つか負けるかだ」と強調した。

ワルシャワ市長のHanna Gronkiewicz-Waltzは、参加者を歓迎し、同市における水の管理、交通、エネルギーでの持続可能な活動に焦点を当てた。

IPCC議長のRajendra Pachauriは、気候系における前例のない変化を報告し、温室効果ガス (GHG)の排出量は 2015年までにピークに達する必要があり、再生可能エネルギーの割合を拡大する必要があると強調した。

COPプレナリー

組織上の問題:ポーランドの環境大臣Marcin Korolecは、満場の拍手をもってCOP 19/CMP 9の議長に選出された。

締約国は、手順規則草案(FCCC/CP/1996/2)のうち投票に関する規則42項以外の規則を適用することで合意した。







議題書(FCCC/CP/2013/1)に関し、COP議長のKorolecは、UNFCCCプロセスの意思決定に関し提案されている新しい項目は手順規則の項目や条約7条と18条の改定に関するパプアニューギニア及びメキシコの提案する項目とは明確に異なると強調した。さらに同議長は、新しい項目に関する議論は前向きなものであり、これを含めることで結果に予断が加えられるわけではないことを保証した。

COPは、4.2条(a)項及び(b)項の適切性第2回レビューに関する議題項目を保留した上で、提案された議題書を採択した。パプアニューギニアは、「人類にとり最大のリスクの一つ」に対処するには透明かつ効果のある意思決定が必要だと強調した。

COP議長のKorolecは、役員の選出に関する協議が行われると指摘した。締約国は、オブザーバー組織の認証 (FCCC/CP/2013/2)で合意した。

開会ステートメント:フィジーはG-77/中国の立場で発言し、フィリピン、ベトナム、パラオに「最大規模の災害をもたらした」台風 ハイエン(30号)の影響に焦点を当て、気候変動の責任が最も小さい諸国が、最も大きな影響を受けていると強調した。同代表は、優先策を指摘し、次の点に注目した:これまでの会議の成果の実施;資金;レビュー;損失と被害;技術;対応措置。同代表は、資金は気候変動に取り組む全ての野心的行動の基礎をなすと強調した。

欧州連合(EU)は、特に、損失と被害のメカニズム、実施議題、公平で野心的なポスト2020年体制に向けた努力の進展を求めた。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、COP 19は最近の達成事項を「固める (cement)」必要があるとし、UNFCCCの意思決定手順では自信を持つことが重要だと強調した。

スイスは環境十全性グループ (EIG)の立場で発言し、緩和プレッジの実施と強化、GCFの運用開始と資金強化、市場メカニズムの各単位に関する共通の算定規則策定で、気候体制を強化すべきと指摘した。同代表は、台風ハイエン(30号)はこの条約の作業が必須であることを「明確に思い起こさせる(stark reminder)」と述べた。

フィリピンは、台風ハイエン(30号)の被害の後、各国が表明した連帯感に感謝し、ドーハ会議でも台風ボーファ (2012年の24号)の後に緊急行動の申し出があったことを想起した。同代表は、ハイエン(30号)によるフィリピンでの「途方もない惨事(colossal devastation)」に対する遺憾の意を表明し、気候変動という現実を否定するものに対し、「象牙の塔(their ivory towers)」から降りる(現実に立ち返る一訳注)よう求めた。同代表は、世界は新しい時代に入っていると強調し、「先進国の最も野心的な排出削減でさえ十分ではない」と述べた。同代表は、世界の団結が必要 だと強調し、実施方法が重要であり、損失と被害に対応する必要があると指摘した。

ナウルは小島嶼諸国連語(AOSIS)の立場で発言し、前回の会合がハリケーン・サンディーを背景に行われたことを想起し、ハイエン(30号)の災害を見ると「それぞれが約束したことをはたしてきた(we have lived up to the commitments we made to each other)」と主張するのは難しいと述べた。同代表は、1.5° Cを大きく下回る範囲で地







球の温暖化を抑制する必要があるとし、2013-15年レビューを(人類の)生存を確保する機会として利用すべきと強調した。スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、損失と被害は適応措置の枠を超えていると強調し、野心的な目標と途上国への適切な支援を求めた。ネパールは後進途上国(LDCs)の立場で発言し、COP 19は「バリ行動計画で成し遂げられなかった作業(the unfinished business under the Bali Action Plan)」を行う機会だと強調し、特に資金に関する作業計画の採択及びADPの作業計画採択を求めた。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、成果ベースの資金に関する簡易法性規則、官民混合の資金源、明確なMRVガイドラインなど、REDD+での進展を求めた。中国は、ブラジル、南アフリカ、インド、中国 (BASIC)の立場で発言し、ADPの下での作業の必要条件を構築するにはこれまでの約束の実施進展が極めて重要 (paramount)であると述べた。同代表は、2020年までに毎年1千億米ドルを供与するための明確なロードマップを求めた。サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、次の点を強調した: 先進国による緩和約束と途上国の緩和約束との差異化継続の必要性;途上国の行動に対する支援、これには2013-2020年の期間においても早期開始資金期間の資金供与を下まわらない程度の資金供与を行うことなどを含める。

パナマは中米統合機構(SICA)の立場で発言し、全ての締約国による野心的な約束の必要性を強調し、損失と被害はワルシャワ会議成功の「基本的な必要条件(a fundamental requisite)」だと指摘した。チリは独立中南米カリビアン諸国連合(AILAC)の立場で発言し、次の項目での進展を求めた:資金;多様な手法枠組(FVA);適応;技術;透明性、信用、行動支援。ドミニカ共和国は、前向きな行動のためのカルタヘナ対話(CARTAGENA DIALOGUE FOR PROGRESSIVE ACTION)の立場で発言し、2013年10月、各地域及び交渉グループを横断する先進国及び開発途上国34か国が参加した会議において、Quisqueyaプラットフォームが開始されたと発表した。

ニカラグアは有志途上国(LMDC)の立場で発言し、次の点を求めた: 2014年における附属書I諸国の緩和目標の「無条件(unconditional)」引き上げ; GCFの急速かつ実質的な資本強化: 損失被害メカニズムの運用開始: 技術メカニズムの最終決定、これには知的財産権(IPRs)への対処も含める。タジキスタンは内陸山岳開発途上国の立場で発言し、適応に関するGCFへのアクセス公平化を強調し、先進国の努力のみでは気候変動を止めるには十分でないと強調した。キューバは、米州ボリバル同盟(ALBA)の立場で発言し、資金に関する決定を実施する必要があり、共通するが差異のある責任の原則(CBDR)、及び先進国の指導的役割を再確認する必要があると強調した。

ビジネス・産業グループは、投資と発明は強力な制度に依存し、さらに投資やIPRsの保護によっても異なると強調した。環境NGOsは、締約国が勇気ある行動をとり、企業の利益より人々の利益を優先するよう求め、COP 19の交渉は地球規模の排出収支(global emissions budget)に関する交渉であり、締約国は歴史責任に基づく公平な負担で合意すべきだと強調した。先住民グループは次の点を求めた:全てのUNFCCCプロセスにおける先住民の完全かつ有効な参加:先住民に関連する具体的な意思決定:先住民の権利の尊重。







CMPプレナリー

組織上の問題:議題書(FCCC/KP/CMP/2013/1)に関し、フィジーはG-77/中国の立場で発言し、ハイレベル閣僚 ラウンドテーブルにおいて、第2約束期間での定量的な排出制限及び削減約束について再度議論する、法性及びアレンジに関する新しい議題項目を提案した。EUはオーストラリアの支持を得て、これに反対し、野心メカニズムに関するドーハでの関連決定書において、この問題に関する十分な指針が提供されていると強調した。G-77/中国は、この提案に関する共通意見が欠けていると指摘し、この問題は議題項目中のその他の問題の項目で議論できると強調した。

締約国は、本来の提案通りの議題書を採択し、作業構成書 (FCCC/KP/CMP/2013/1)も改定することなく合意した。CMP議長のKorolecは、役員選出に関する協議が開催されると報告した。

開会ステートメント: G-77/中国は、次の点を求めた:全締約国による議定書ドーハ改定案の速やかな批准;環境 十全性を強化し、「抜け穴が作られる(creating loopholes)」のを防ぐため、SBSTAで行われている作業; CMP 8で開始された野心メカニズムの下での附属書I締約国による野心引上げ。

EUは、ドーハ合意の発効には議定書締約国の4分の3が批准する必要があるが、3か国しか批准していないと指摘し、EUの批准約束を強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、最近の達成事項を取りまとめ、第2約束期間に関する規則を最終決定する必要があると強調した。リヒテンシュタインはEIGの立場で発言し、ドーハ合意に対する満足の意を表明した。

ナウルはAOSISの立場で、ネパールはLDCsの立場で、スワジランドはアフリカグループの立場で、ニカラグアはLMDCの立場で、コロンビアはAILACの立場で発言し、先進締約国による野心レベルの引き上げとドーハ改定案の速やかな批准を求めた。さらにLDCsは、第2約束期間の約束を行っていない附属書I締約国に対し、野心レベルの引き上げを求めた。中国はBASICの立場で発言し、先進締約国に対し、2014年中に排出目標を再検討し、大幅に引き上げるよう求め、そのような約束を行っていない締約国に対し、同じ時間枠内に野心レベルを引き上げるよう求めた。

LMDCは、プレ2020年の野心引上げが強力なポスト2020年体制のカギであると強調した。サウジアラビアは
LEAGUE OF ARAB STATES (アラブ連盟)の立場で発言し、気候変動の緩和における先進国の歴史責任を強調した。
エクアドルはALBAの立場で発言し、気候変動への対応には世界的な努力が必要であるとし、開発パラダイムの変革を求めた。

CLIMATE JUSTICE NOW!は、全ての附属書I締約国に対し、目標を直ちにレビューして目標を引き上げ、ドーハ合意を批准するよう求めた。 CLIMATE ACTION NETWORK (CAN、気候行動ネットワーク)は、各国に対し、野心的な目







標を携えて国連事務総長による2014年気候変動サミットに出席するよう求めた。INDIGENOUS CAUCUS(先住民会議)は、先住民の全面的参加を保障することで、先住民への公平性を実現するよう求めた。YOUNGOsは、現役世代は将来世代のために世界の大気を委ねられていると強調し、新しい合意に世代間の公平性や損失及び被害を含めるよう求めた。

SBIプレナリー

組織上の問題: SBI議長のTomasz Chruszczow (ポーランド)は、議論の合理化と作業効率の向上が必要であると強調した。締約国は、非附属書I諸国国別報告書の情報に関する議題項目を保留した上で、議題書 (FCCC/SBI/2013/11)を採択した。

開会ステートメント: フィジーはG-77/中国の立場で発言し、適応及び損失と被害に関するメカニズムの運用開始が優先すると強調した。ナウルはAOSISの立場で発言し、損失と被害は適応や緩和とは異なると繰り返した。パナマはSICAの立場で発言し、適応、技術、資金の分野では、他の組織や制度とリンクする損失及び被害のメカニズムが重要だと強調した。ネパールはLDCsの立場で発言し、後進途上国基金(LDCF)及びGCFによる適応など、先進国からの強力な資金約束を求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、特に次の点に注目した: 国際的な協議と分析 (ICA)、NAMAs、先進国の目標の更なる明確化。EUは、AR5の IPCC WGI報告書に焦点を当て、レビューの進展を求めた。 メキシコは EIGの立場で発言し、次の必要性を強調した: NAMAsの多様性に対する理解を高める; REDD+の制度 アレンジに関する合意; 既存の施設に基づく、損失と被害の制度アレンジの設計。スワジランドはアフリカグループの 立場で発言し、次の点を求めた: 専門家諮問グループ(CGE)の意思決定権限の強化; 森林部門での緩和行動; 保障、復興、保険を検討する損失と被害の制度アレンジ。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、 REDD+の実施では、森林での行動への資金協力について、SBI/SBSTAの合同プロセスが重要であると強調した。

タジキスタンは内陸山岳途上国の立場で発言し、次のCOPの前に事前会合を追加するよう提案し、全ての開発途上国にとり、NAPsが優先すると指摘した。ボリビアはALBAの立場で発言し、森林にも適応の機能があると指摘し、適応資金面に注目した。

CANは、損失と被害では「逆戻り(U-turn)」はすべきでないと述べ、問題は気候の正義であると強調し、人権と人間の尊厳の保護を求めた。CLIMATE JUSTICE NOW!は、適応の枠を超え、貨幣価値では測れないような損失と被害のメカニズムを求めた。







損失と被害: SBI議長のChruszczowは、損失と被害に関するEUとG-77/中国の提出文書に留意し、締約国に対し、非公式及び二国間の協議に参加して文章案を提出するよう推奨した。

ボリビアはG-77/中国の立場で発言し、損失と被害に関する議論は意味のあるものにすべきと強調し、追加資源の必要性を強調した。ナウルはAOSISの立場で、東チモールはLDCsの立場で、タンザニアはアフリカングループの立場で発言し、損失と被害に関するメカニズムの設置により、ドーハのマンデートを達成するよう求めた。エジプトは、損失と被害のリンクを強調し、次の点を求めた:開発途上国のニーズを特定;損失と被害メカニズムへの資金供与;早期警戒システムへの配慮。この問題はコンタクトグループで検討する。

他の議題項目: 下記の議題項目及び小項目は短時間審議され、コンタクトグループまたは非公式協議での議論に回された。

附属書I国別報告書:

非附属書I国別報告書、これにはCGE、資金援助及び技術支援を含める:

開発途上国の森林部門の緩和行動に対する支援の調整、これには制度アレンジも含める;

技術、これにはTEC及びCTCNの合同年次報告書、CTCN及びその諮問理事会の法性及び手順に関する報告書、技術移転に関するポズナニ戦略計画を含める:

対応措置、これにはフォーラム及び作業計画、議定書3.14条関連問題、決定書1/CP.10の実施進展を含める2013-2015年レビュー:

COPが認めた特殊事情を抱える附属書I締約国:

一般の参加に関する条約6条の下での第2回協議;

性差別、 気候変動、UNFCCC;

議定書8条に基づく、第1約束期間での専門家レビュープロセスの終了;

NAMAs、これにはICAの下での技術専門家チームの構成、法性、手順、そしてNAMAsの多様性に対する更なる理解のための作業計画を含める;

資金、これには適応基金ならびに資金に関する他の問題を含める;

条約及び議定書の下でのキャパシティビルディング:

議定書メカニズム及び関連する小項目の問題;

NAPs:

適応委員会報告書;

LDCs;







事務管理上、資金上、制度上の問題、これには2014-2015年のプログラム予算も含める。

さらにSBIは、附属書I締約国の1990-2011年国家GHGインベントリデータに留意し、国際取引ログ管理者報告書にも留意した。

SBI議長のChruszczowは、「特別な事情(extraordinary circumstance)」に注目し、CDM執行理事会の決定に対する上訴のための手順、メカニズム、制度アレンジに関する項目、そして京都議定書の下で設立された構成機関に勤める個人の免責及び特権に関する項目の検討をSBI 40まで延期するよう提案し、締約国もこれに同意した。サウジアラビアは、これはSBIでの将来の裁定の前例にはならないと強調した。

SBSTAプレナリー

組織上の問題:議題書(FCCC/SBSTA/2013/4)に関し、SBSTA議長のRichard Muyungi (タンザニア)は、議定書の手法論問題に関する議題項目の下に、ドーハ改定案3.7条 terセクションGの文章明確化という新しい小項目を入れるよう提案した。締約国はこれに同意し、議題書を採択、作業構成書で合意した。さらにSBSTAは、オープニングステートメントにおいて、締約国がこれらを事務局に提出し、オンラインで掲載すると合意した。

農業: SBSTA議長のMuyungiは、この問題を議論するコンタクトグループ設置を提案した。フィジーはG-77/中国の立場で発言し、ブラジル、エジプト、インド、アルジェリア、アルゼンチン、その他の支持を受けて、グループ設置に反対し、これまでそのような合意がなされたことはないと説明した。米国、EU、スイス、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアは、この問題を議論する意思があると表明し、コンタクトグループ設置を支持した。SBSTA議長のMuyungiは、締約国と非公式に協議し、SBSTAに報告することとなった。農業部門に関するワークショップは予定通り開催される。

バンカー燃料:国際航空輸送及び海上輸送に用いられる燃料からの排出量に関し、国際民間航空機関(ICAO)及び国際海事機関(IMO)は、関連作業について報告した。(FCCC/SBSTA/2013/MISC.20)

キューバは、アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、中国、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、インド、マレーシア、ニカラグア、フィリピン、サウジアラビア、ベネズエラを代表して発言し、ユニラテラルなものも含め、気候変動との戦いで行われた措置は恣意的なあるいは不当な差別を行う手段、または形を変えた国際貿易の制限を成すものであってはならないと述べた。中国は、ICAOによるCBDRの「再度の確約(reaffirmation)」を歓迎すると述べ、IMOもCBDRを含めたUNFCCCの原則を認めていると発言した。 韓国は、航空輸送に対するユニラテラルな手法への懸念を表明し、船舶の排出量はIMOで議論されるべきだと述べた。







日本は、国際民間輸送に関するシカゴ条約の非差別原則はCBDRと矛盾すると強調し、航空輸送部門では前者が指針となるべきだと述べた。同代表は、船舶の登録の複雑性を理由に、海上輸送でもCBDRは適切でないと述べた。シンガポールは、パナマの支持を受け、ICAOとIMOはそれぞれの部門において排出量に対処する「最も的確な (most competent)」組織であると述べた。SBSTAは非公式に協議する。

その他の議題項目:次の議題項目及び小項目は短時間の議論を受け、コンタクトグループもしくは非公式協議に回された:

ナイロビ作業計画;

適応委員会報告書:

REDD+の手法論ガイダンス;

開発途上国の森林部門における緩和行動に対する支援協力;

技術、これには次のものを含める: TEC 及びCTCNの合同年次報告書、CTCNの法性及び手順に関する報告書、非附属書Iの技術的ニーズに関する第3回統合報告書;

研究及び体系的観測:

対応措置、これにはフォーラム及び作業計画、議定書2.3条関連問題を含める;

条約の下での手法論問題及び小項目:

京都議定書の下での手法論問題及び小項目;

市場メカニズム及び非市場メカニズム、これにはFVA、非市場ベース手法、新しい市場メカニズム(NMM)を含める:

2013-2015年レビュー;

先進国の定量化された排出削減目標に関する作業計画。

その他の問題: SBSTAは、SBSTAの下で、2015年合意に関する国内の協議の指針とすべき歴史責任に関する基準手法のIPCCでの作成について議論するというブラジルの提案を検討した。米国は、EU、オーストラリア、スイス、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、イスラエルの支持を受け、この問題の審議に反対したが、ベネズエラ、インド、キューバ、中国、ボリビア、サウジアラビアはこれを支持した。SBSTA議長の Muyungiは、締約国と協議し、SBSTAプレナリーに報告すると述べた。



Earth Negotiations Bulletin The International Institute for Sustainable Development http://www.iisd.ca/



http://www.iges.or.jp



廊下にて

参加者は、月曜日の午前中、COP議題書の採択がスムーズに済み、6月のSBI会合中断の幽霊が「除霊された (were exorcized)」と確認でき、安心の吐息をついていた。噂では、UNFCCCプロセスの意思決定に関する新しい議題項目を含めるかどうかについて、開会式の何分か前にようやく合意に至ったとのことで、かなり危ういところであった。しかし一部のものは、オープニングステートメントに2時間も費やしたことで、盛りだくさんの議題書のスムーズな採択にケチがついたとして嘆いた。この結果、夕方のSBSTAでのオープニングステートメント発表を行う時間がなくなってしまった。

議題書の採択では劇的なことは起こらなかったが、フィリピン、ベトナム、その他の地域諸国における台風 ハイエン(30号)の大災害について、多くのものが発言し、COPの開会プレナリーは、かなり感情的な高まりを見せた。フィリピン出身の気候変動コミッショナーNadrev Sañoがパワフルなスピーチをし、フィリピンの人々との団結を呼びかけ、COPが意味のある成果を上げ、真に野心的な気候行動を執るまで、自主的に断食すると発表、多くの者の目に涙を誘った。

(IGES-GISPRI仮訳)







Vol.12 No.585

2013年11月13日(水)

ワルシャワ会議ハイライト 2013年11月12日 火曜日

午前はADPの開会プレナリーが開催された。また、SBI、SBSTA、ADPの下では、数多くのコンタクトグループや非公式協議、ワークショップ、その他のイベントなどが一日を通じて開催された。特に、SBSTAでは農業に関するインセッション・ワークショップ。SBIでは、ジェンダーや気候変動に関するインセッション・ワークショップ;対応措置フォーラムでの対応戦略での協力に関するインフォーラム・ワークショップ;2013-2015年レビューに関する第2回組織化された専門家ダイアログ;条約の下での制度・メカニズム・アレンジの概要に関するADPブリーフィング;損失と被害に関するコンタクトグループ等が開催された。

ADP

決定書1/CP.17のすべての要素の実施: ADP 2-3の冒頭に、共同議長のKishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) は、ワルシャワ会議閉幕でADPの存続期間の半分は尽きてしまうと強調し、2014年12月までに交渉テキスト素案、2015年5月までに交渉テキストを作成するよう求めた。また、共同議長の作業構成に関するメモ (ADP.2013.16.非公式メモ) への注意を喚起し、締約国からのサブミッション(意見書)を歓迎した上で、ADPの作業は適応に関するテクニカルペーパー (FCCC/TP/2013/10) や2020年までの野心(FCCC/TP/2013/8 and Add.s 1&2)からの情報提供も受けると説明した。

ワークストリーム 1 (2015年合意) については、Kumarsingh共同議長は、今や締約国は後戻りすることなく交渉を前進させることによって"ギアチェンジ"を行い、2015年合意の内容と要素を定義するための用意ができていると述べた。また、ワークストリーム 2 (2020年までの野心) については、ワルシャワの具体的な成果に関する共通理解を求めた。

また、プレナリー(総会)の形で、共同議長が質問を受けつけながら進行を行うオープンエンド型の協議の開催を 伝え、こうしたフォーマルな形式よって、ダイナミックで透明性の高い全員参加の協議になるとの期待感を示した。ま







た共同議長は、すでに合意された3回の会議に加えて、2014年中に追加会議を開催する必要があるか締約国と相談する予定だ。

開会ステートメント:フィジーは、G-77/中国の立場から、条約の諸原則やそれらの再解釈を防止する必要性について強調し、緩和や適応、実施手段を盛り込んだ条約の諸原則に則り、条約に基づく公平で野心的かつ衡平な成果を求めた。スワジランドは、アフリカン・グループの立場から、適応のための国際目標が必要だと強調した。

EUは、新たな合意の実質的な要素についての進展とそれを実現するためのタイムラインの設定を求めた。また、ワークストリーム 2について、実体的な成果を伴う具体的オプションや、新たなプレッジ及び既存のプレッジの実施、HFCを含めた緩和ポテンシャルの高い分野における行動の拡充等を求めた。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、すべての締約国が"精一杯"貢献するような実効性ある合意に向けた勢いをつくり、交渉テキストの要素のための下準備をする必要があると強調し、ワークストリーム 2については、排出量の多いトップ50カ国のうちまだプレッジを出していない20カ国に対して、自国のプレッジを打ち立てるよう促した。

スイスは、EIGの立場から、要素や新たな合意の構造とスコープに関する決定書を求めるとともに、HFCの段階的 削減を目指すモントリオール議定書に対して明確なシグナルを送る等、国際協力の強化が必要だと指摘した。

ナウルは、AOSISの立場から、緩和の機会及び幅広い実施の障害を克服するための戦略に関して提出した同国の意見を強調した。ネパールは、LDCの立場から、法的拘束力のないプレッジ&レビューの枠組みに反対を唱えて、ワークストリームごとに2つのコンタクトグループを設置するよう提案するとともに、2020年までの野心を引き上げるための一連のオプションを模索し、2013-2020年でのAWG-LCAの成果の実施、特に資金面での成果を把握するよう求めた。

中国は、BASICの立場から、IPCCが歴史的責任についての参照方法論を開発するよう提案しているブラジルの意見書を歓迎した。チリは、AILACの立場から、各国間の現実、能力、責任の違いの中でのギャップを埋めるよう要請し、特に、適応や資金、行動の透明性、支援の分野については 2015年合意の要素の定義を"深掘り"する用意ができていると表明した。

ベネズエラは、LMDCの立場から、"すべてに適用可能"という文言が画一的な適用を意味するものではないと強調し、2014年の附属書 I 国の野心の強化がワークストリーム 1の成功に不可欠だと主張した。サウジアラビアは、アラブ・グループの立場から、CBDRの原則を考慮しつつ先進国が明確なコミットメントをすることや、大気資源の共有における公平と正義:ドーハの京都議定書改正の批准;GCF及びTECの運用開始などを求めた。

ボリビアは、ALBAの立場から、"気候は金になる商売のチャンス"なのではないとし、銀行融資や炭素市場、リスク保険や民間投資を通じて先進国の義務を途上国に移転させることのないよう警告した。パプアニューギニアは、熱







帯雨林連合の立場から、新たな統治構造を伴ったREDD+活動の実施向けの新規及び追加的な資金及び技術の支援を求めた。

パナマは、SICAの立場から、特に、民間資金が補完する持続可能で予測可能な公的資金の供与のための資金ロードマップ、資金や技術移転、キャパシティビルディング面での確固たる監督とモニタリング;現行の制度に対するアクセス簡略化などの案を支援した。

ペルーは、より野心的な目標と2015年合意のための明確なロードマップとともに、COP 20までに追加会合を開催するよう求め、政治的に実現可能で持続的な合意について交渉することが重要だとし、過去および現在の援助を評価するための尺度について合意するよう要請した。

「企業・産業NGO」は、イノベーションと投資は明確なルールと強力な市場次第だとした上で、ADPプロセスにおける企業の関与が重要だと強調した。「CAN」(気候行動ネットワーク)は、締約国の今後の誓約を評価するための衡平性の共通な指標づくりを求めた。「Climate Justice Now!」は、衡平性に基づく、より野心的な行動を講じるよう各国政府に求めた。「先住民」は、あらゆるレベルに先住民が前面参加する必要があるとし、人権に基づくアプローチを求めた。「米国労働総同盟・産業別組合会議」(AFL-CIO)は、新たな合意には気候変動の影響に対処するための十分な支援やアカウンティングや遵守に関する強力なルールを盛り込むべきだと指摘した。「女性とジェンダー」は、利益主導のパラダイムからの脱却を求め、科学に準拠し、ジェンダーに責任を持てる、人権ベースのアプローチを反映した措置を要請した。「青年NGO」は、世代間の衡平性という原則がADPの中心だと主張した。

条約に基づく制度・メカニズム・アレンジの概要:午後からは、条約に基づく制度・メカニズム・アレンジの概要について検討するためのADPが開催された。Runge-Metzger共同議長は、条約の下での現段階の状況はADPの両ワークストリームの議論への"自然なエントリー・ポイント"だと指摘した。事務局は、今後の参考にするためのオンライン・インタフェースについて言及し、概要(FCCC/ADP/2013/INF.2)を示した。

REDD+の重要部分が除外されていると嘆き、ブラジルは、十分かつ予測可能な先進国からの支援およびREDD+ 資金供与に関する現在進行中の作業という文脈を反映させるべく文書とオンライン・プラットフォームを改訂するよう 要請した。

フィリピンは、適応資金の危機に対処する必要があると強調し、現行制度を機能させるための予測可能で十分かつ持続可能な資金供与を求めた。イランは、CBDRの諸原則を強調した。

中国は、議定書第二約束期間の附属書 I 国の約束のレビュー及び履行を強調し、議定書の下で現在約束を担っていない附属書 I 国による比較可能な緩和の取組みを求めた。ネパールは、GCFに資金を供給し、途上国支援を通じてNAMAの全ての機構が確実に実現できるよう求めた。







EUは、2015年合意の要素の中核についての妥当性評価やこれらを実現するために埋めるべき溝を特定するため、 適応や緩和、資金及び技術に関する現行制度を見直すことを提案した。十分な資金や確実性がない資金メカニズム には構造的な問題があると強調し、アンティグア・バーブーダは、将来のいかなる資金メカニズムも、レビューの対象 とするべく、条約の下に設置するよう提唱するとともに、適応と緩和を目的とした先進国から途上国への融資を通じ て汚染者負担の原則を覆すようなことはあってはならないと釘を刺した。

パプアニューギニアは、気候資金を構成するものは何なのか明確にするよう求め、著しい資金額が民間部門に流れたり、政府開発援助(ODA)の分類に該当したりする内容になっているとして懸念を示した。現実的な技術移転の方策を求め、インドは、知的所有権(IPR)はUNFCCCの"タブーと化した"と遺憾の意を示した。ナウルは、先進国に対して、野心メカニズムを活用した野心レベルの引上げや、途上国のNAMAの設計・準備・実施に対する支援、及び再生可能エネルギーや省エネの緩和ポテンシャルの活用を求めた。

SBSTA

農業に関するワークショップ:午前のSBSTAでは、農業に関するインセッション・ワークショップが行われ、Hans Åke Nilsagård (スウェーデン) とSelam Kidane Abebe (エチオピア)が共同進行役を務めた。SBSTAのMuyungi議長は、ワークショップの開催にあたり、SBSTAの農業コンタクトグループの設置について現在進行中の協議について言及した。

IPCCは、農業に対する気候変動のさまざまな影響について紹介し、農業部門は異常気象の影響を受けやすく、 それが食料の安全保障にもたらす意味合いは大きいと説明した。 国連食糧農業機関(FAO)は、適応に関する現実 的な実施や農業における適応の共同便益の特定に係る課題や機会、サクセス・ストーリーについて議論した。

パネルディスカッションでは、スイスとインドは、農業に対する気候変動の影響についての経験を披露した。日本とコロンビアは、農業での適応に対処するための実践例やアプローチについて議論した。EUとマラウイ(アフリカン・グループ)は、農業の生産性を向上させつつ適応を強化させるための科学的知識について強調した。

その後の議論では、エジプトが、G-77/中国の立場から、SBSTAの農業に関する検討では適応を中心にしなければならないと強調し、SBSTA 40でも本件について審議を継続する案を歓迎するとともに、農業部門における適応のカギとなる問題の中でも特に損失と被害のテーマが"決定的に重要だ"と指摘した。

ベトナム、スリランカ、アルゼンチン、タイ等、いくつかの途上国は、農業部門の気候脆弱性が示される部分として、収穫量の減少;病虫害被害の多発化;干ばつ;農業に依存する農村人口の生計手段の危機等について強調した。 ガンビアはLDCの立場から、エジプトはG-77/中国の立場から、またその他数か国の途上国も、ローカルなレベルでの適応の取組みを援助するための資金と技術の移転やNAPに農業を含めることを要請した。







オーストラリアは、各国の情勢の違いにもかかわらず、多くの農業国が直面している共通課題について言及した。 ブラジルは、熱帯の農業の方が脆弱であるとし、共同便益ではなく、適応に焦点を当てる必要があると強調し、情報 収集のためのプラットフォーム構築を提案した。

米国は、知識管理やキャパシティビルディング、技術移転が共通項であると特定した。カナダは、多くの国がローカル単位で適切なアプローチやレジリエンスの向上の必要性について言及していたと指摘した。中国は、食料安全保障が優先事項であるとして、条約の諸原則、とりわけCBDRの原則に従って今後も本件に関する作業を続けるよう求めた。

事務局は、SBSTA 40に向けてワークショップの報告書を作成する。コンタクトグループ会合の開催是非をめぐる 非公式協議が続けられる。

2013-2015年レビューに関する組織化された専門家ダイアログ:地球規模の長期目標の妥当性とそのための全般的な進展について、2013-2015年レビューに関する組織化された第2回専門家ダイアログがAndreas Fischlin (スイス) 及びZou Ji (中国)の共同進行役の下で、午後に開催された。

Thomas Stocker (IPCC) は、IPCC AR5におけるWG I報告書の主要な知見について紹介。気候系の温暖化は紛れもなく明らかで、気候系に対する人間の影響は明確であるとし、気候変動の抑制には温室効果ガス(GHG)の大幅かつ持続的な削減が求められると強調した。また、海面上昇予測や 2° C温度が上昇した場合の小島嶼国への影響、信頼性予測、気候モデルの評価等についの議論があった。

統合評価モデリングコンソーシアム(IAMC)のDetlef van Vuurenは、代表的濃度経路(RCP)について紹介し、排出シナリオに含まれているのはベースライン・シナリオだけであり、気候政策を網羅するものではないと指摘した。
Jonathan Gregory(IPCC)は、地球規模の海面上昇平均値に関して、その原因について概要を説明した上で、(温室効果ガスの)排出トレンドと海面上昇の間には非線形的な関係性があると述べた。Krishna Kumar Kanikicharla (IPCC)は、dry days(無降水日)やモンスーン、エルニーニョ南方振動の可変性、及び熱帯サイクロン等、地域的な変化について紹介した。

また、産業革命前の排出レベルへの接近法や閾値予測、RCP 2.6の実現可能性評価、さまざまなシナリオの下での異常気象の予測、気温以外の目標の特定、長期国債目標への適応費用の統合などを中心に、議論が行われた。

対応措置フォーラムのインフォーラム・ワークショップ: インセッション・ワークショップは、SBSTA議長のRichard MuyungiとSBI 議長のThomasz Chruszczowが進行役を務めた。

UNFCCCのコンサルタントは、このフォーラムの作業の概要を伝え、締約国は対応措置の影響を議論する場としてフォーラムに満足感を示していると述べた。







G-77/中国は、対応戦略に関する協力が、条約の原則と規定に則り、持続可能な開発と貧困撲滅の文脈から見るべきだと強調し、フォーラムは協力の促進と強化のための優れたプラットフォームだと主張した。サウジアラビアは、協力の重要性を強調し、締約国が模索しうる問題を挙げ、フォーラムの作業はまだ端緒に就いたばかりで、今後も継続させていくべきだと強調した。クウェートは、対応措置の影響について報告する場としてフォーラムは適切であるとし、本件は国別報告書の中で取り上げられるべきだと強調した。

国連開発計画(UNDP)は、緩和行動を行っている途上国の支援プログラムについて強調した。国際労働機関 (ILO)は、"ディーセント・ワーク"と"グリーン・ジョブ"の重要性を強調した。国際労働組合総連合(ITUC)は、対応戦略での協力を強調した。貿易と持続可能な開発国際センター(ICTSD)は、気候変動と貿易について紹介し、協力の結果として対応措置があるべきだと論じた。South Centreは、附属書 I 国と非附属書 I 国間の協力強化が必要だと強調した。

SBI

損失と被害: 損失と被害に関するコンタクトグループが午後開催された。G-77/中国、EU、スイス、ノルウェーからの意見書に注意を喚起しつつ、Robert Van Lierop共同議長(セントクリストファー・ネーヴィス)は締約国に対して、ドーハからのマンデート及びワルシャワの作業構成についての意見交換を行うよう促した。

G-77/中国は、AOSIS、LDC、アフリカン・グループ等の支持を受け、最近の意見書をベースにしたテキストに関する議論を要請し、その場しのぎの人道的アプローチではない損失と被害への対応システムを構築する必要があると強調した。AOSIS、LDC、アフリカン・グループ等は、機能とモダリティーの議論を求めた。フィリピンは、GCF向けの資金源の動員を求めた。

米国は、UNFCCC内外で対応策に関する検討を行うよう提唱した。EUは、制度的なアレンジは条約の諸機関を活用すべきだとし、関連する関係者すべての参加を求めた。ノルウェーは、知識構築、連携、行動及び支援が制度的なアレンジの要素であると強調した。スイスは、制度的アレンジの機能に関する共通基盤が必要だと強調した。ニュージーランドは、最優先課題である緩和と適応の一環として損失と被害の問題があると指摘し、損失と被害の解決策はすでに整っていると主張した。非公式協議が開催される。

ジェンダーと気候変動に関するワークショップ:午後から、ジェンダーと 気候変動に関するSBIのインセッション・ワークショップが開催され、Lilian Portillo (パラグアイ) とGeorg Børsting (ノルウェー) が共同進行役、Jane Chigyal (ミクロネシア)がモデレーターを務めた。







UNFCCCの諸機関や政府代表として派遣される人員の男女構成や、締約国とオブザーバーの意見書の分析を盛り込んだCOP 18ジェンダー決定書に関するコレクティブ・ワーキング・グループの作業について、事務局の報告が行われた。

UNFCCCプロセスにおける男女バランスに関するパネルは、議員連合や各国政府、国連での経験を披露し、女性のための席やクリエイティブな制裁措置、全員からの賛同の確保、クオータ(割り当て)制、一貫した資金供与や途上国の参加者向けの訓練制度、女性のリーダーが発足させる支援環境などのシステム創設に焦点を当てた。一方、パネリスト達も、行動のための具体的なタイムラインや女性の参加者支援のためのグローバル・ファンドを目指す動きなども含め、決定書23/CP.18 (ジェンダー・バランスと女性の参画)実施のために前進するよう求めた。

二番目のパネルでは、UNFCCCプロセスにおける女性の参加の促進をめざしたキャパシティビルディング活動について論じた。プレゼンターは、キャパシティビルディングやトレーニングの制度化;個々に即したキャパシティビルディング;分析技術の開発;コミュニケーション;モニタリング及びレポーティングのメカニズム等の重要性を強調した。あるパネリストは、協力を継続させるためのフレームワークや、優先順位を設定するためのロードマップ、タイムテーブル及びターゲット、恒久的な訓練プログラム等が必要だと主張した。

三番目のパネルは、ジェンダーに敏感な気候政策について取り上げた。

議論の中で、アラブ首長国連邦(UAE) は、追加のインセッション・ワークショップやイベント開催を求めた。アイスランドは、ジェンダー・バランスはジェンダーの衡平性の一面に過ぎないと指摘した。ウガンダは、ジェンダーと気候変動に関する報告のための制度的な枠組みの構築と、国別報告書にジェンダーについての記載を盛り込むことを提案した。EUは、特に、緩和、適応、技術・資金に関するジェンダー・ワークショップをSBIの下で開催するよう求めた。

廊下にて

火曜日のワルシャワ国立スタジアムは、ある政府代表が"UNFCCCプロセスの歴史の中でも最も活気にあふれる日"と称する賑わいで、多数の参加者でごった返していた。

一日の議題は盛り沢山で、クリーン開発メカニズム(CDM) や共同実施(JI)の改革、非市場型アプローチや新市場メカニズム等を含めた市場メカニズムに関する非公式グループの会合も中に入っていた。しかし、多くの会合が多くの一致点を生み出す訳ではない。馴染みある京都メカニズムを新たなものと補完させるべく一生懸命なグループの傍らで、"なぜ新しいメカニズムが必要なのだ?ーそんな要望はどこから来ているのか?"と疑問を抱いているグループもある。そもそも市場メカニズムが必要なのか?という疑問を呈する者たちも相変わらず存在している。それよりも国内でしっかり緩和措置を講じる方がいいという理屈だ。そこで唯一、皆が同意するようになった事は、特に新メカニズムに関して具体的な成果を出すには時間がかかるだろう、ということだった。







本日もハイヤン(台風30号)の被害の惨状は参加者の心を動かしていた。損失と被害のコンタクトグループ会合では、フィリピン政府代表が国内の被害について言及しながら、涙をにじませた。一部の出席者の襟元には、フィリピンの気候変動コミッショナーNaderev Saño氏との団結と自主的な断食への参加をあらわす赤い輪がずっとつけられていた。ある参加者は、世界中のひとびとがCOP19で意義ある成果を生み出すよう願いを込めて断食の実行を誓う中、こうした支援の輪が市民社会の代表の輪を超えて、どんどんUNFCCCの各会議場にも広がっていると話していた。

(IGES-GISPRI仮訳)







Vol.12 No.586

2013年11月14日(木)

ワルシャワ会議ハイライト

2013年11月13日 水曜日

午前中、COP プレナリーが開催された。CMP 及び SBSTA のプレナリーも午後に開催された。一日を通じて、COP、SBI、SBSTA、ADP の下で、多数のコンタクトグループ、非公式協議、ワークショップ、その他のイベントが開催された。この中には次のものが含まれた:2013-2015 年レビューに関する組織化された専門家ダイアログの第2回会合;他の多国間環境条約(MEAs)の関連経験から学んだ学習事項に関する ADP ワークショップ;2015 年合意の要素に関する ADP オープンエンド協議;ワークストリーム 2 に関する ADP オープンエンド協議;2013-2015 年レビューに関する SBSTA/SBI コンタクトグループ;資金関連問題に関する COP コンタクトグループ。

COP プレナリー

組織上の問題: 将来会合の日付と場所: ペルーは、2014 年 12 月 1 日から 12 日、リマでの COP 20/CMP 10 の開催を申し出た。フランスは、2015 年 11 月 30 日から 12 月 11 日、パリでの COP 21/CMP 11 の開催を申し出た。COP 議長 Korolec は、将来会合の主催申し出に関し、締約国と協議する。

資金関係問題:長期資金(LTF)作業プログラム: LTF プログラム共同議長の Mark Storey (スウェーデン)は、LTF に関する拡張された作業プログラム (FCCC/CP/2013/7)について報告し、LTF の定義及びトラッキングでは透明性が必要であると強調し、適応のための民間資金の規模拡大方法を明らかにするよう求めた。

フィリピンは G-77/中国の立場で発言し、2015 年で成果をあげられるかどうかは LTF の予測可能性、信頼性、持続可能性での進展にかかっていると述べた。エジプトはアフリカングループの立場で発言し、気候変動に関しどれだけのレベルの行動がとられるかは、途上国に対しどれだけの支援が提供されるかに関係すると強調し、適応資金におけるギャップを強調した。モルディブは、先進国に対し、年間目標 1 千億米ドルを達成するため、負担分担合意を作成するよう推奨した。コロンビアは AILAC の立場で発言し、次の点を求めた:資金供与の明確化と予測可能性;動員される資金源規模の明確化:適応基金(AF)に対する十分な資金拠出。

EU は、EU 自身は LTF の義務を満たし、報告したと指摘した。韓国は、この問題に関する政治ダイアログを開始するため、LTF に関する作業部会を設置するよう提案した。

資金に関する常設委員会(SCF) 報告書: SCF 共同議長の Diann Black-Layne (アンティグア・バーブーダ)と Stefan Schwager (スイス)は、報告書 (FCCC/CP/2013/8)を提出した。G-77/中国及びアフリカングループは、支援の MRV に関する作業を求めた。ボリビアは、森林に注目するよう求めた。

緑の気候基金 (GCF): GCF の前共同議長の Zaheer Fakir (南アフリカ)は、GCF 報告書 (FCCC/CP/2013/6)を提







出した。同氏は、Manfred Konukiewitz (ドイツ)と Jose Maria Clemente Sarte Salceda (フィリピン)が新しい GCF 共同議長に選ばれたと述べた。

G-77/中国、AOSIS の立場で発言したモルディブ、ザンビア、ブラジル、その他は、GCF の速やかかつ実質的な運用開始と資金確保を求めた。G-77/中国は、この基金の民間部門ファシリティー(PSF)は国家主導であり、持続可能な開発を追及するものであると強調した。アフリカングループは、初期の資金動員、補填プロセス、適応資金に焦点を当てるよう求めた。インドは、緩和と適応で資金拠出のバランスを取るよう求めた。

GCF 及び COP 間のアレンジ: COP 議長 Korolec は、COP は COP と GCF 間のアレンジを作成するよう SCF と GCF 理事会に要請したと指摘した。G-77/中国は次の点を強調した: GCF は COP の指導を受けるべきであり、COP に対し説明責任を持つべき; 適格性基準などの問題に関し、可能な限り速やかにガイダンスを与える必要がある。

地球環境ファシリティー(GEF)報告書: GEF は、年次報告書(FCCC/CP/2013/3 and Add.1)並びに資金源の状況に関する最新報告書(FCCC/SBI/2013/INF.9)を提出した。

GEF に対するガイダンス作成において考慮されるべき要素に関し、締約国が提出した意見書及び提案 (FCCC/CP/2013/MISC.4)に関し、G-77/中国は、GEFの作業を支持すると表明し、GEFに対し、GCFなど、進化する資金構造の中での GEF の役割を考慮し、資金補填戦略を作成するよう要請した。ウガンダは、技術開発と技術移転への支援に注目し、途上国の適応及び緩和のニーズに応えるため、更なる資金を集める必要があると指摘した。

資金メカニズムの第5回レビュー:この問題(FCCC/CP/2013/8 & FCCC/CP/2013/INF.2)に関し、G-77/中国は、 条約の資金メカニズムはいかなる新しい合意においても残しておくべきと強調し、予測可能性やアクセス可能性に加え、資金源の利用のバランスも確保する必要があると強調した。

この項目及び資金に関する以前の議題の小項目に関するコンタクトグループでは、Kamel Djemouai (アルジェリア) と Herman Sips (オランダ)が共同議長を務める。

決定書 1/CP.16、パラグラフ 70 (REDD+)の活動の全面的実施に向けた成果ベース資金に関する作業計画報告書: Christina Voigt (ノルウェー)は、成果ベース資金に関する作業計画の 2 回のワークショップ報告書 (FCCC/CP/2013/5)を提出した。

ブラジルは、この交渉トラックと別な交渉トラックとの間の関係に注目する必要があると強調した。G-77/中国は、これまでのところ、REDD+資金は主に多国間チャンネル、二国間チャンネルを通して配分されていると指摘し、REDD+資金は COP の権限下にあるべきで、全体的な資金スキームの一部であるべきだと述べた。

Agus Sari (インドネシア)と Christina Voigt (ノルウェー)は、REDD+に関する成果ベース資金コンタクトグループの共同議長を務める。

条約 4.2(f)条改定についてのロシア連邦の提案: Iwona Rummel-Bulska (ポーランド)が非公式協議の進行役を務める。

条約 7 条及び 18 条改定についてのパプアニューギニア及びメキシコの提案: 非公式協議では Iwona Rummel-Bulska (ポーランド)が進行役を務める。

条約 17 条の下での締約国の提案:この項目は閉会プレナリーで取り上げる。

UNFCCC プロセスでの意思決定: COP 議長 Korolec は、この項目は手順規則書の採択や、条約 7 条と 18 条の改定に関するパプアニューギニアとメキシコの提案とは別に議論されると指摘し。同議長は、締約国主導プロセスで特



The International Institute for Sustainable Development http://www.iisd.ca/



http://www.iges.or.jp

(一財)地球産業文化研究所 Global Industrial and Social Progress Research Institute http://www.gispri.or.jp

別な立場にある議題項目はないと強調した。

非公式協議の進行役は、Gabriel Quijandria Acosta (ペルー)と Beata Jaczewska (ポーランド)が務める。フィジーは G-77/中国の立場で発言し、非公式協議をオープンエンドにするよう要請し、重複や偏見、オーバーラップに対し警告した。

CMP プレナリー

遵守委員会報告書: 遵守委員会共同議長の Khalid Abuleif (サウジアラビア)は、同委員会の年次報告書 (FCCC/KP/CMP/2013/3)を提出した。Ilhomjon Rajabov (タジキスタン)と Ida Kärnström (スウェーデン)が非公式協議を行う。

共同実施(JI): 共同実施監督委員会(JISC)議長のDerrick Oderson (セントクリストファー・ネーヴィス)は、JISC 年次報告書(FCCC/KP/CMP/2013/4 and Corr.1)を提出した。同議長は、JI は依然として重要な接点であり続けると指摘し、クレジットの需要の低さ、将来の不確実性を嘆いた。

Yaw Osafo (ガーナ)と Dimitar Nikov (フランス)がコンタクトグループの共同議長を務める。

クリーン開発メカニズム(CDM): CDM 執行理事会(EB)報告書(FCCC/KP/CMP/2013/5, Parts I and II)に関し、CDM EB 議長の Peer Stiansen (ノルウェー)は、新しい体制において CDM に期待される役割を規定するよう締約国に求めた。

南アフリカはアフリカングループの立場で発言し、排出削減目標における野心度の低さを嘆き、CDM の改革を求めた。ザンビアは、改革では特に次の点に対応すべきだと述べた:透明性;説明責任;簡素化された手法;取引コスト。

EU は、CDM の効果性、環境十全性、ガバナンスの更なる強化に向けた国際協力を求めた。

世界銀行は、CDM 手法の見直しを本質的な改革の機会として利用するよう提案した。CAN(Climate Action Network)は次の点を求めた: 追加性要求の改革; 大規模プロジェクトの除外; モニタリングメカニズムや地方社会の参加手順の確立。

Giza Gaspar Martins (アンゴラ)と Marko Berglund (フィンランド)がコンタクトグループの共同議長を務める。

適応基金: 適応基金理事会(AFB)議長の Hans Olav Ibrekk は、適応基金理事会の報告書(FCCC/KP/CMP/2013/2)を提出した。

多数の締約国は、予測可能で適切、かつ持続可能な資金供与が必要だと強調した。ベリーズは、1,000 億米ドルという資金調達目標額と比較し、拠出されたのは 165 億米ドルであるとして、この額のギャップは LDCs にとり「大きな打撃(a major blow)」であると評した。エジプトは、直接のアクセスが可能な適応支援の主要な資金源として AF に注目し、その資金補填オプションに焦点を当てるよう求めた。「CLIMATE JUSTICE NOW!」は、NAPs はコストとしてではなく投資と見るべきだと強調し、資金不足は市場の信頼性がない結果であると説明した。「YOUTH」は、富裕国は資金供与の倫理上の義務を避けていると嘆いた。

Suzanty Sitorus (インドネシア)と Ana Fornells de Frutos (スペイン)がコンタクトグループの共同議長を務める。

組織上の問題:京都議定書に対するドーハ合意の批准状況:事務局は、ドーハ合意の発効には 144 か国の批准 が必要であり、バルバドス、モーリシャス、アラブ首長国連合から受諾書を受理したと説明した。



http://www.iisd.ca/





EU は、ドーハ合意を可能な限り速やかに批准する意向があると強調し、他に 110 か国以上の締約国が批准する必要があると指摘した。ノルウェーは、近く同国の国会において批准案を審議すると伝えた。中国は、批准状況への失望感を表明し、2014 年末までにドーハ合意を批准する意向があると発表した。

その他の問題:フィジーは G-77/中国の立場で発言し、附属書 I の数量化された排出削減約束及び野心度引き上げの意図に関する情報を審議するため、2014 年 6 月にボンでハイレベル閣僚ラウンドテーブルを開催する計画について、事務局のブリーフィングを求めた。事務局は非公式なブリーフィングの手配をする。

ADP

2015 年合意の要素(適応): 午前中、適応に関する ADP の非公式協議において、事務局は、適応のコスト、便益、機会に関する提出文書の取りまとめ文書(FCCC/TP/2013/10)を提出した。

多数の締約国は、2015 年合意は次のようなものであるべきだと指摘した: 国際機関や資金拠出国、民間部門に対しパートナーシップの必要性に関するシグナルを送るため、適応の緊急性を反映する; 締約国が実行している適応努力を認識する; 各国のそして世界的な行動やニーズを評価する全体レビュー要素を盛り込む; 資金メカニズムを強化する。ある締約国は、信頼を築くには透明性がカギになると強調し、ワルシャワにおいて MRV のアレンジを最終決定し、さらなるプレッジを明確にするよう求めた。

2015 年合意の要素(緩和): 午前中、ADP の非公式協議では緩和に関する議論を続けた。

多数の締約国は、2015 年合意への広範な参加を確保することの重要性で合意した。一部の締約国は、緩和約束は CBDR に基づき差異化されるべきだと強調し、途上国の緩和強化は、実施手段の提供に依存すると強調した。

緩和プレッジに関する国内協議を開始するとのワルシャワ合意が提案された。さらに締約国は、プレッジの事前の評価など、緩和約束を定義するプロセスについても議論し、一部の者は、共通の規則を求め、評価は科学に基づくべきだと強調した。一部の締約国は、各国が決定した約束の柔軟性と、環境十全性を確保するため合意される共通規則の厳格性とのバランスを取る必要があると指摘した。

「野心引上げの上昇スパイラル(an upward spiral of ambition)」を作り、各国間の約束を比較するため、容易に参加できるようにするとの提案がなされた。さらに、2015年合意を柔軟性があり、科学の発展や能力の向上で調整できるものにすることが提案された。ある締約国は、約束はオフセットに依存することなく、国内手段でのみ達成されるべきだと強調した。

締約国は、歴史的責任について議論し、一部のものは、手法論の作成をIPCCに委託するよう提案したが、他のものは、歴史的責任に焦点を当てても2℃目標の達成は確実にならないと指摘した。

他の MEAs における関連する経験:他の MEAs の関連経験に関する ADP ワークショップは、午後に開催された。 共同議長の Kumarsingh は、このワークショップはワークストリーム 2 における 2020 年以前の野心引上げに向けた具体的なアレンジを明らかにする機会であると指摘した。

絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)事務局長の John Scanlon は、次の点を強調した: CITES には明確な義務が含まれる; その規則は投票を認めており、投票が行われている; 各国の当局は実施のための「推進室(engine room)」である。

UNEP Chemicals の Jorge Ocaña は、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約の下での国別実施







計画に焦点を当てた。同代表は、国別行動計画の構築や条約の資金メカニズム、事務局及び実施当局による支援の提供から学習できたと述べた。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書事務局の Megumi Seki は、この議定書は最も成功した MEAs の一つであり、全世界的な加盟国を有し、全ての国に加盟するだけのインセンティブを提供し、産業界の支持も得ていると強調した。同代表は、この議定書の成功は科学に基づく行動範囲の拡大、そして締約国間の確信と信頼にかかっていると付け加えた。

締約国は次の点について議論した: 締約国が新しい義務からオプトアウトできるようにする; UNEPとCITES 事務局間の関係; モントリオール議定書での予防原則の適用; 先進国の義務と途上国の義務の差異; モントリオール議定書の下での GHGs への対処; 参加に関する条項、特に非締約国の参加に関する条項; 非締約国に対する義務の影響。

ワークストリーム2での進展方法:オブザーバーも参加可能とした午後のオープンエンド協議において、共同議長の Runge-Metzger は、締約国に対し、ワークストリーム2の成果及び野心引上げの具体的な行動に焦点を当てるよう求めた。事務局は、野心引上げのための行動、イニシアティブ、オプションの緩和便益に関するテクニカルペーパー(FCCC/TP/2013/8 and Add.s 1&2)を提出した。

ナウルは AOSIS の立場で発言し、再生可能エネルギー及びエネルギー効率化に焦点を当て、文書やテクニカルペーパー、専門家ワークショップを含めるプロセスを提案した。ネパールは LDCs の立場で発言し、プレッジの実施とその範囲の拡大、規則の厳格化を求め、実施方法はワークストリーム2に不可欠だと強調した。

マレーシアは G-77/中国の立場で発言し、附属書 I の約束強化が第一のステップであるとし、ドーハ合意の批准、緩和及び適応の提案と資金や技術のマッチングをするメカニズムの設置を求めた。中国は次の点を求めた:緩和以上の要素を認める成果;資金援助及び IPRs の適切性に関する作業計画。インドは、モントリオール議定書はオゾン層破壊物質を扱っているので HFCs を扱っているわけではないと強調した。

オーストラリアは、全ての締約国がプレッジをすることを求め、HFCs に注目する必要があると指摘した。EU は、次の提案をした:他の組織の経験から学ぶ追加の技術作業及び追加のワークショップ;モントリオール議定書を含める他のプロセスにおいて、閣僚がリーダシップを示せる機会;UNFCCC の仲介者としての役割促進。

コロンビアは AILAC の立場で発言し、排出量は 2015 年をピークにする必要があると指摘し、特に REDD+に関する野心の引き上げ、2014 年 6 月の閣僚会合を求めた。

SBSTA プレナリー

SBSTA プレナリーは、夕方に短時間開催された。SBSTA 議長の Muyungi は、農業及び他の問題に関する非公式協議について報告した。後者の非公式協議では、歴史的排出量を計算する基準手法を作成するよう IPCC に要請するとのブラジルの提案に焦点を当てた。

農業に関し、SBSTA は、会合期間中のワークショップにおける意見交換を認識するとの結論で合意した。さらに SBSTA 40 において、このワークショップに関する事務局の報告書、並びに締約国やオブザーバー組織の提出文書を審議することでも合意した。

その他の問題に関し、フィジーは G-77/中国の立場で発言し、フィジーはブラジルの提案を支持したと記録に残す







よう求め、この問題はコンタクトグループで議論すべきとしたことも記録するよう要請した。SBSTA 議長の Muyungi は、 今後の進め方に関し意見の一致がないと指摘し、非公式協議を続けるよう締約国に求めた。

コンタクトグループ、ワークショップ、その他の問題

2013-2015 年レビューに関する組織化された専門家協議: 午後、2013-2015 年レビューに関する組織化された専門家協議の第 2 回会合が続けられ、Andreas Fischlin (スイス)と Zou Ji (中国)が進行役を務めた。

IPCC の Corinne Le Quéré は、合計放射強制力に最大の寄与をしているのは大気中の二酸化炭素 (CO_2) の増加であると指摘し、現在のところ CO_2 の合計排出量の約 90%を占めているのは化石燃料とセメントの生産であると付け加えた。

IPCC の Reto Knutti は、累計の炭素量が温暖化を決定づけており、これは排出プロフィールとはかなり独立していると強調した。彼は、たとえ CO_2 排出が停止されたとしても、大半の気候変動の側面は何世紀にわたり持続すると述べた。

参加者は次の点について議論した:吸収源の飽和;気温上昇予測の不確実性の高さとより低い炭素収支;炭素サイクルフィードバックのリスクの評価:適応のコスト:短命な GHGs に関する行動。

TEC 議長の Antonio Pflüger は、技術移転に関する制度アレンジの進展と強化の概要についてプレゼンテーションを行った。

SCF 共同議長の Diann Black-Layne は、気候資金の額は増えたが 2℃目標を達成するには不十分であると強調した。

GEF の Robert Dixon は、適応、緩和、及びこれを可能にする活動への GEF の気候変動投資について、概要を説明した。

参加者は次の点について議論した: AF の資金面の困難と直接アクセス方法; AF の側面を GEF に適用する可能性: 予定される CTCN の運用開始。

2013-2015 年レビュー: 2013-2015 年レビューに関する SBI/SBSTA コンタクトグループは、午前中に会合し、Gertraud Wollansky (オーストリア)と Leon Charles (バヌアツ)が共同議長を務めた。参加者は次の点を議論した: SBSTA 39 の結論書: ADP の作業に情報を提供する方法: 最終報告書の構成。

SBSTA 結論書に関し、多数の参加者が、手順上の結論を支持すると表明した。ボツワナと南アフリカは、レビューにおいては適応や技術移転、資金を含めた ADP の下での全ての要素を検討するとした結論を提案した。フィリピン、ブラジル、その他の途上国は、先進国の専門家と途上国の専門家からのインプットのバランスを取る必要があると強調した。

ADPの作業への情報伝提供に関し、多数の国が、作業の重複について警告した。トリニダード・トバゴは AOSIS の立場で発言し、ADP の進展状況に配慮する「段階的な(phased)」手法、及びこのコンタクトグループの作業を ADP に移管するためのフォーラムを提案した。米国とスイスは、参加者間で行なわれている情報交換ダイアログの価値を強調した。

最終報告書に関し、EU は、「手の込んだ(elaborate)」統合報告書には同意できない可能性があると述べたが、 AOSIS は、報告書の取りまとめでは「低すぎる基準を設定(setting the standard too low)」することになると述べた。



Earth Negotiations Bulletin The International Institute for Sustainable Development http://www.iisd.ca/



http://www.iges.or.jp

(一財)地球産業文化研究所 Global Industrial and Social Progress Research Institute http://www.gispri.or.jp

文書草案の作成を進めるか、それとも結論書の箇条書きにするか、参加者の意見は分かれた。非公式協議が開催される。

資金関連問題 (COP): 資金関連問題に関する夕方のコンタクトグループ会合で、締約国は、小項目の優先度とその順序に関する意見交換を行った。

フィリピンは G-77/中国の立場で発言し、容易な問題から困難な問題へと順序づけるよう提案し、同グループは近く文章を提供しようとしていると述べた。EU は、「明確な始点と着地点(a clear starting and landing point)」を提案し、米国は、資金に関するハイレベル閣僚ダイアログに期待すると述べた。多数の締約国は、GEF と COP 間のアレンジに関する小項目が最も意見対立が少なく、LTF が最も難しい項目であることで合意した。AILAC の立場で発言したコロンビア、及びサウジアラビアなど、多数の途上国は、LTF が優先すると強調した。木曜日、COP 議題書に関する小項目の ABC 順での議論が非公式協議で続けられる。

廊下にて

水曜日、参加者は慣れ親しんだルーチンに落ち着いた。数名の参加者は、新しい ADP 共同議長の議論の進め方や適応の議論の開始を喜んでいるようだった。ある参加者は、この方式は、「成果を上げるため指導する一方で参加性を保つバランスの取れた方法」だと評した。しかし、多数のものは、今日のオープンエンド協議でのステートメントはいつもの調子にとどまっていたとし、「意見の不協和音が出ていた(creating a cacophony of views)」と指摘した。これに対し、共同議長のRunge-Metzgerは、「まだ水曜日に過ぎない」ことを想起した。NGOsは、特に、両方のワークストリームに関する ADP のオープンエンド協議にオブザーバーの参加を認めるとの議事進行案を提出した中国の「かき混ぜ(stirring it up)」方式と、ある参加者が呼ぶ方式を歓迎した。

COP の下での資金の議論でも、一部のものは「いつもどおり(déjà-vu)」という感覚が残った。GCF の前共同議長である Zaheer Fakir は、COP プレナリーにおいて、GCF の実施について、ビクトル・ユーゴー(Victor Hugo)の祈りの詩を引用し、「時を得たアイデア以上に強いものはない(nothing is stronger than an idea whose time has come)」と述べたが、資金に関するコンタクトグループでは意見の違いが入り込んだ。ドーハの COPを「資金 COP」とすることを差し控えた途上国は、ここでもそれを繰り返し、実質的に提供可能なものへの期待感を強調した。ある先進国は、多額の新しい資金約束が出ることはないと示唆して、ワルシャワは「実施の COP(implementation COP)」だと評し、ある途上国締約国から「空の資金(empty funds)」で何を実施するのかと問われる羽目になった。

(IGES-GISPRI仮訳)







Vol.12 No.587

2013年11月15日(金)

ワルシャワ会議ハイライト

2013年11月14日 木曜日

この日一日を通し、COP、CMP、SBI、SBSTA、ADPそれぞれの下で、多数のコンタクトグループ、非公式協議、ワークショップ、その他のイベントが開催された。この中には次のものが含まれた: 都市化と都市における気候行動推進での政府の役割に関するADPワークショップ; 2015年合意の要素に関するADPオープンエンド協議; 国別適応計画 (NAPs)に関するSBI非公式協議; 資金関連問題に関するCOP非公式協議; CDMのモダリティ及び手順のレビューに関するSBI非公式協議; AFB報告書に関するSBI非公式協議; 損失と被害に関するSBI非公式協議; 技術開発と移転に関するSBI/SBSTA非公式協議。

ADP

技術:午前中、技術に関するADPオープンエンド協議において、締約国は、全てのオープンエンド協議をオブザーバーに公開することに合意した。共同議長のKumarsinghは、締約国に対し、技術開発や移転を2015年合意にどう反映させるか、ポスト2020年の制度アレンジにどう反映させるかに焦点を当て議論するよう求めた。

マレーシアはG-77/中国の立場で発言し、技術開発と移転は途上国の低排出への道筋を可能にする鍵であると 強調し、現在の報告システム強化のため資金の金額、期限、資金源を特定するよう求めた。ベネズエラは、資金援助の不足を嘆いた。

エジプトはLMDCsの立場で発言し、中国、その他と共に、GCFにおける技術移転専門窓口の開設を求めた。 LMDCsはパキスタンとともに次の点を求めた:技術支援のMRVに関する作業計画;さらに中国、エクアドル、その他と共に、IPRs関連を含めた障壁の除去。インドとパキスタンは、IPRsのための資金を強調した。LMDCs、中国、クウェート、その他は、GCFはIPR問題専門の窓口を提供できると述べた。日本は、IPRsを取り上げることに反対し、ボリビアはキューバと共に、この問題に関するワークショップ開催を求めた。







技術開発及び移転を2015年合意にどう反映できるかに関し、ナウルはAOSISの立場で発言し、技術開発及び移転の資金メカニズムとのリンクを強調した。AOSIS、LMDCs、LDCsの立場で発言したネパール、その他は、適応だけでなく緩和のための技術開発と移転を求めた。ボリビアは、次の点を求めた:TECの役割強化;CTCNを指導するためのTECのマンデートを探求するワークショップ;途上国が入手可能な信頼できる技術の保管。

ポスト2020年の期間に対する制度アレンジに関し、AOSISは、技術移転と開発を資金メカニズムの既存の制度に リンクさせることを強調した。LDCsは、技術メカニズムを新しい合意に組み入れ、支援の効率や予測可能性を確保す べきと述べた。

資金:午前中、資金に関するADPオープンエンド協議において、共同議長のRunge-Metzgerは、ポスト2020年の約束の実施及びポスト2020年の制度アレンジを念頭に2015年合意における気候資金を検討するよう参加者に求めた。

ボリビア、中国、キューバ、エクアドル、クウェート、イラン、ニカラグア、サウジアラビア、シェラレオネ、ベネズエラは、提案された議論の焦点に疑念を呈し、途上国はプレ2020年の資金について最初に議論することなくポスト2020年問題に集中するのは不快だと強調した。スイスは、共同議長提案の手法を支持し、焦点を当てた議論は真の前進を可能にすると述べた。コロンビアは、前進する必要性を強調し、直ちに実質審議に入るよう求めた。

大半の締約国は、2015年合意を既存の制度に基づき作るべきことで合意し、既存の制度強化の必要性を指摘した。多数の途上国が次を求めた:新しく、追加的で、規模を拡大した資金;公的資金を気候資金の主要な資金源にすべき;支援のMRV;2015年合意の他の要素と同様の法的効力を有する資金の章;先進国の資金約束における集団目標及び個別目標;毎年1千億米ドルという目標を起点にする資金ロードマップ。さらに一部のものは、南—南協力は自主的努力であると強調した。

先進国数か国は、資金の流れを進められるような環境の役割を強調した。日本と米国は、官民両方の投資にインセンティブを提供する必要があると強調し、米国は、LDCsでは公的資金がカギになると指摘、中所得国及び高所得国での民間資金の役割を強調した。さらに米国は、2015年合意の法的拘束力要素はまだ決められていないと述べた。カナダは、公的資金だけでは最貧国のニーズに対応するには不十分だろうと述べた。

スイスは、SCFによる隔年レビューの役割、官民両方の資金のMRVの強化の必要性に焦点を当てた。同代表は、総額及びドナーベースに関する約束の強化を求めた。ノルウェーは、適応のための公的資金の必要性を強調し、締約国に対し、汚染者負担原則の遵守を確実にするため、炭素の価額化と費用効率の高い市場メカニズムの利用を求めた。バングラデシュは、予測可能な適応資金を強調した。

都市化と都市における気候行動推進での政府の役割:午後、2020年までの野心に関するADPワークショップは、 都市化と都市における気候行動推進での政府の役割に焦点を当てた。ワークショップ進行役のBurhan Gafoor (シン







ガポール)は、このイベントを利用し、ADPの作業での具体的なオプションを見出すよう求めた。

開会スピーチ: 持続可能性のための地方政府(ICLEI)のYunus Arikanと世界銀行のKarin Kemperは、マルチレベルのガバナンスについて議論し、異なるレベルで政策に影響を与え、行動をとる都市の役割に焦点を当てた。両者は、次の点を強調した: 緩和とレジリエンスへの対応; 国家レベルの政策及び枠組を可能にする; 途上国の都市のインフラ整備に対する資金及びクレジット上の価値への投資。

持続可能な運輸政策:「持続可能な低炭素輸送に関するパートナーシップ」のCornie Huizengaは、世界は「異なる輸送方式(different transport)」を必要としていると強調し、次の提案をした: 不必要な旅行の回避; クリーンな輸送方法への転換; 電動輸送機器の改善。

ワルシャワ市副市長のMichal Olszewskiは、中欧と東欧の都市の課題について論じ、公共スペースへの投資、輸送手段としての自転車の推進、柔軟な法制度、意識の向上が必要だと強調した。

コロンビアの運輸大臣Juan Camilo Florentinoは、トップダウンの国家政策と地方のイニシアティブの規模拡大が重要であると強調した。

中国国家発展改革委員会のJiang Kejunは、中国での都市人口の増加を強調し、中国の低炭素政策のカギとなるのは気候に優しい都市であると強調した。

ケニア都市部道路局のChristine Ogutは、ナイロビ及び他の都市での新しい大量高速輸送システムの開発について説明し、不適切な能力への対応と市民の参加拡大の努力に焦点を当てた。

その後の議論では、次の問題が取り上げられた:運輸部門及び建築部門におけるエネルギー高効率化と再生可能エネルギーの推進に成功する政策;途上国のインフラ面でのニーズにおける資金のギャップ;ADPプロセスにおける非国家行動者の役割。

建築部門の政策: 国連ハビタット(人間居住計画)のMohamed El-Soufiは、「気候変動のための都市のイニシアティブ」(これは途上国及びLDCsの都市における緩和活動と備えの強化を求めるもの)についてプレゼンテーションをした。

シーメンス社/持続可能な開発のための世界ビジネスカウンシルのSavvas Verdisは、グリーン戦略実施に必要な資源へのアクセスで各都市が直面する課題を強調し、各都市に行政管轄域を超える権限を与える必要があると指摘した。

世界グリーンビルディングカウンシルのJames Drinkwaterは、エネルギー効率措置の標準化が重要であると強調し、一部の都市で、建築物に対する強制的なエネルギー監査や報告スキームが導入されていることを歓迎した。







ブエノスアイレス市のInés Lockhartは、同市にはエネルギーへの補助金制度があり、居住部門でのエネルギー効率化措置の実施は困難であると強調した。

シンガポール国家気候変動事務局のCheah Sin Liangは、シンガポールの環境への影響や実績を評価するグリーン建築格付けシステムであるグリーンマークスキームについて述べた。

議論の中で、米国と南アフリカは、この問題に関するADPの下での追加の議論に関心を表明した。インドは、途上国の資金源や人的資源の制約を強調し、中国は、都市のグリーン化を目指すイニシアティブが途上国の約束に代わるものであってはならないと述べた。

コンタクトグループ及び非公式協議

REDD+ (SBSTA): REDD+の手法論ガイダンスに関する午前中の非公式協議では、提案される森林排出参照レベルそして/または森林参照レベルに関する締約国の提出文書について、その技術評価をするためのガイドライン及び手順に関する決定書草案の要素に焦点が当てられた。

CGEの専門家がオブザーバーとして参加可能にするかどうかなど、評価チームの構成に関する意見が分かれた。 提案を支持する締約国は、キャパシティビルディングで途上国を支援したCGEの役割を強調した。

参加者は、技術評価で更なる改善分野やキャパシティビルディングのニーズが明らかにできるかどうかも議論し、 一部の締約国は、関係締約国が指摘した場合のみに可能だと論じた。

この日一日を通し、REDD+の手法論ガイダンスに関する非公式協議が続けられ、途上国の森林部門での緩和行動に関し、制度アレンジを含めた行動実施支援の協力について、非公式協議が続けられた。

国別適応計画 (SBI): NAPsに関する非公式協議は、午前中に開催された。多数の締約国が、共同議長の結論書草案に基づき議論することを支持した。途上国数か国は、広範な適応及び開発のコミュニティに対しNAPsの重要性を強調する決定書の作成を支持した。一部の先進国は、NAPsの重要性に関するCOP 19決定書を支持すると表明したが、他のものは、後の段階での中身のあるCOP決定書作成を希望し、コンタクトグループのマンデートには限界があり、特にADPの下など他の場でも適応のプロフィールを高める機会があると指摘した。非公式協議が続けられる。

資金関連問題 (COP): COPの下での資金に関する午前中の非公式協議では、LTFに議論の焦点が当てられた。

大半の途上国は、LTFに関するCOP決定書は最も重要な決定書の一つであると強調した。一部のものは、条約4.7条(資金と技術移転)の実施を求め、資源を提供するのが政府の義務であると強調し、1千億米ドルの目標に向







けた資金の拠出は「新しい」ものではなく、既になされた約束の実現に過ぎないと指摘した。

多数の途上国が特に次の点を求めた: 具体的な成果及び1千億米ドルの目標に向けた中間目標または数値化された道筋の形での明確性と予測可能性。多数の先進国が効果性と可能にする環境が必要であると強調した。一部の先進国は、ワルシャワでは何の資金約束も行わないと指摘し、数値化された道筋を拒否し、2020年目標達成に向けた議論を強調した。大半のものは、2°C目標達成の努力の重要性、透明性及び信頼構築の重要性で意見が一致した。

午後、SCFとGCFの報告書に関する非公式協議が続けられた。他の小項目は金曜日の非公式協議で取り上げられる。

CDMのモダリティ及び手順のレビュー (SBI): 午後の非公式協議で、締約国は、CDMのモダリティと手順における変更の可能性について取りまとめたリストを検討した。一部の締約国は、クレジット期間の長さなどリストにある多様な要素について更に練ることが必要だと指摘した。テクニカルペーパーや文書提出に対する提案が行われ、ワークショップでフォローされる可能性がある。一部の締約国は、進展が限定的であることへの焦燥感を表明した。CMP 9 決定書に関する非公式協議が続けられる。

損失と被害(SBI):午後の非公式協議で、締約国は、文章中に含まれる要素や意見集約する範囲を特定するオプションペーパーについて、意見交換を行った。ある締約国は、決定書3/CP.18のパラグラフ5 (遅く発現する影響など包括的リスク管理手法の知識及び理解を高める;関連する利害関係者間のダイアログ、協調、整合、シナジーを強化する;行動と支援を強化する)に記載する要素に基づき議論することを提案した。締約国は、次の点を指摘した:目的と目標;組織とガバナンス;機能;モダリティ;リンク;意見の集約に向けダイアログを枠づける広範なアンブレラ分類という形の支援。共同議長は、締約国の提出文書及び意見書を反映する文書を作成し、更なる議論にかける。

AFB報告書 (CMP): 午後のコンタクトグループ会合で、締約国は、AFB報告書及びAFの第2回レビューに関する一般的な意見交換を行った。

バハマはG-77/中国の立場で発言し、利用可能な資源がないこと、プロジェクトが列をなして支援を待っていることへの懸念を表明した。同代表は、アフリカングループの立場で発言した南アフリカとともに、ワルシャワ会議において、資源の利用可能性に確実性を与える成果を挙げるよう求めた。アフリカングループは、資金源の多様化が必要だと強調した。ジャマイカはAOSISの立場で発言し、AFのための適切かつ予測可能な資源を確保するモダリティを求めた。マラウィはLDCsの立場で発言し、認証排出削減量の価格の低さに対する懸念を提起した。

G-77/中国は、AFBの報告書に記載するCMPの行動提案での技術特性に留意し、この問題に対応する上で必要とされる一連の決定を明確にするよう求めた。EUは、AFの実績に注目し、報告書に留意する意思があると表明した。







CANは、締約国はAFが「死の床に」あると知りながらワルシャワを離れることはできないと強調した。非公式協議が開催される。

技術 (SBI/SBSTA):技術の開発と移転に関する午後の非公式協議で、参加者は、CTCNのモダリティと手順に関するCOP決定書草案、TEC及びCTCNの合同年次報告書に関するCOP決定書草案について検討した。後者に関し、TECにIPRsへの対応を求めた文章案について、締約国の意見は分かれた。一部のものはこれに反対し、TECは既に環境や障壁を可能にするすることの探求を求められていると述べた。非附属書 I の技術的ニーズに関する第3回統合報告書に関し、締約国はこの問題について適切な議論をする時間がないことへの失望感を表明した。ある締約国は、この問題の議論をSBSTA 40まで遅らせても技術的ニーズ評価の実施には影響しないと発言した。他の締約国は、行動実施の必要性を強調した。

廊下にて

木曜日、多数の会議が並行して行われるというプレッシャーで、参加者は疲労感を感じ始めたようだ。いろいろな会議室で、同じような議題項目の会議が重複するのは避けてほしいとの要望が出された。会議場のコーヒーショップでは、あわてたように文書草案のメモを取る参加者の姿が見られた。一部のものは、会議の連続で、文書を検討したり、コメントを出したりする時間が少ないことを懸念しているようだった。多少陽気な参加者の一人は、「千件もの他のことで会議しているわけではない時に」、文書草案の議論で夜に追加会合が予定され、だれもが「袖をまくっている」のが印象的だったと述べた。

午前中のADPのオープンエンドな議論では、途上国数か国はポスト2020年の資金を議論する前にプレ2020年の 資金に焦点を当てる議事手順を求め、今回、資金問題が舞台の中心に押し出された。このような意見は、プレ2020 年の資金が前面に出てこない可能性があるとの懸念が広がったことを映し出していた。しかし、他のものは、組織化 された議論を歓迎し、手続き上の議論で重要問題の実質審議が遅れるのではないかと心配した。

バーチャルスペースでも、同じように熱の入った交渉のペースが示された。フィリピンの気候コミッショナーの Naderev Sañoが開設したオンライン嘆願書は、1日ちょっとで1万名を超える署名を集めた。

#COP4ハイアン連帯作戦:金曜日、ポーランドの緊急援助に特化した非政府組織、ポーランド人道主義行動のボランティアは、超最強台風ハイアン襲来後のフィリピンの救済と復興のための募金を集めるため、国立競技場の入り口に立つ予定。木曜日には、若い参加者たちが、フィリピンで活動する4つのNGOsを通す募金イニシアティブ、



http://www.iisd.ca/

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 Institute for Global Environmental Strategies http://www.iges.or.jp



Twitterstormを立ち上げた(参照: http://bit.ly/1cX8WiQ)。Naderev Sañoが発言したように:「自分たちでなければ、だれが?ここでなければ、どこで?今でなければ、いつ?」

(IGES-GISPRI仮訳)







Vol.12 No.588

2013年11月16日(土)

ワルシャワ会議ハイライト 2013年11月15日 金曜日

終日、SBI、SBSTA、ADPでは、数多くのコンタクトグループと非公式協議が開催された。主な会合としては、ADP の2015年合意の要素とワークストリーム2での前進策に関するオープンエンド型協議; SBIの国家適応計画(NAP)に 関する非公式協議; SBSTAのREDD+の方法論に関するガイダンスについての非公式協議; SBI/SBSTAの技術の開発と移転に関する非公式協議; SBI/SBSTAの対応措置に関するフォーラムに関するコンタクトグループ; SBI/SBSTA の適応委員会に関する非公式協議; SBI/SBSTAの2013-2015年レビューに関するコンタクトグループ等がある。また、COP議長による非公式なストックテイキング・プレナリー(訳注: 進捗状況を報告するプレナリー)が夕方から開催された。

議長の非公式ストックテイキング・プレナリー

COP議長のKorolecが夕方から非公式なストックテイキング・プレナリーを開催。それぞれ進展のペースは異なるものの各種問題についての議論は前進しているとし、これまでの会議について肯定的な評価を示した。

SBSTA議長のMuyungiは、SBSTAでは10項目の作業を終えたとし、もっと時間が必要で第1週を越えそうな項目としては特にREDD+制度的アレンジがあると述べた。また、土曜日には、その他の問題の下で、ブラジル提案について議論するための会合を再び実施してほしいと締約国から要望を受けたと述べた。

SBI議長のChruszczowは、損失と被害や、対応措置、国際協議及び分析(ICA)の技術専門家チームの構成・モダリティー・手続き、予算といった政治的にデリケートな問題を検討するための時間がもっと必要だと強調した。

ADP共同議長のKumarsinghがADPの両ワークストリームともに建設的かつ実質的な協議が行われたと報告し、土曜日にADPのストックテイキング・プレナリーが開催されると伝えた。

フィジーは、G-77/中国の立場から、懸案となっている技術の問題や損失と被害についての合意を促し、交渉が透明性の高い方法で進められるというADPの両共同議長からの再保証が欲しいと強調した。







ナウルは、AOSISの立場から、損失と被害に関するドーハのマンデートを履行するよう要請した。また、2013-2015年レビュー、いくつかの技術の項目については良好な進展が見られたと言及した上で、資金については更なる取り組みが必要だと強調した。

ネパールは、LDCの立場から、損失と被害、REDD+、NAPについて、作業を遂行する必要があると強く主張し、ADPについては、両ワークストリームの下でスケジュール通りに成果を出すようCOP19に要請するとともに、資金に関して明確なロードマップを策定するよう求めた。

スイスは、EIGの立場から、第1週目の交渉に"失望感"を示し、締約国にはADP両ワークストリームの進展について強いシグナルを送り、カンクンのMRVに関するマンデートを履行し、損失と被害についてはドーハのマンデートを実施するよう要請した。

ロシアは、ワルシャワの戦略目標として新たな共通合意を策定するための道を明らかにし、フォローアップ行動に関する強いメッセージを送り、UNFCCC予算の十分な配分を担保する必要があると強調した。

フィリピンは、損失と被害や資金関連の諸問題について前進が無いとして"深い憂慮"を示し、一部の締約国が数値目標を大幅に引下げていることを"危険だ"と述べた。

COP議長のKorolecは、月曜に次回ストックテイキング・プレナリーを行うと述べた。

ADP

2015年合意の内容と要素:キャパシティビルディング: ADPの下で開催された午前のキャパシティビルディングに関するオープンエンド型協議で、Kumarsingh共同議長は、キャパシティビルディングを2015年合意と2020年以降の期間の制度的アレンジに反映させる方法について検討するよう締約国に求めた。

締約国は、キャパシティビルディングについて、横断的な問題である;2015年合意でも目立つ形で盛り込むべき; 各国主体で行うべき内容だと認識した。多くの途上国は、キャパシティビルディングが緩和と適応の両方に焦点をあ てるべきだと述べた。

パキスタンはLMDCの立場から、ドミニカとネパールはLDCの立場から、キャパシティビルディングに関する支援の必要性を強く主張した。セントクリストファー・ネーヴィス(AOSISの立場)や、中国、韓国は、条約の資金メカニズムの下でキャパシティビルディングの窓口を設けることを要請した。EUは、特に技術面における民間セクターの役割を強調した。







制度的アレンジについては、EUと日本が、キャパシティビルディングに関するダーバン・フォーラムの強化を求めた。 南アフリカは、ダーバン・フォーラムが"力量を発揮する"チャンスを得ていないと述べた。インドネシアは、同フォーラムの国家フォーカルポイントの役割を強く主張した。米国は、キャパシティビルディングを実施している既存の条約諸機関の振興を求めた。アルジェリアは、これらの機関に十分な支援を提供するべきだと強く主張した。韓国と日本は、2015年合意のすべての側面でキャパシティビルディングを中心に組み込むよう提唱した。

サウジアラビアは、各国のキャパシティビルディングのニーズを特定するための国家のキャパシティ構築を要請し、キャパシティビルディングに関する作業部会の設置を求め、中国やスワジランド(アフリカン・グループ)がこれを支持した。AOSISは、独立機関の設置を強く主張した。

LDC、AOSIS、南アフリカ、キューバ等は、キャパシティビルディングの実現に関するMRVを求めた。EUと米国は、 キャパシティビルディング活動に関する各々のレポートについて強調した。

締約国は、過去のキャパシティビルディングの取り組みの評価や教訓を共有することの重要性について留意し、キャパシティビルディングについては、条約のすべての機関とその他の機関との連携が必要だと特定した。コロンビアは、キャパシティビルディングの受け入れと増殖を特定するための"革新的なスタイル"を求めた。米国は、それらを可能にする環境の構築に向けた途上国のニーズを強調した。

透明性: 行動と支援の透明性については、多くの締約国が、支援のMRVについて更なる作業の必要性を強調した。 スワジランドは、アフリカン・グループの立場から、具体的な数量やスケジュール、資金源を明確化することによって 資金、技術、キャパシティビルディングのコミットメントの透明性を改善する必要性があると強く主張した。セントルシ アは、早期開始資金から学んだ教訓を踏まえた強固で透明なMRVシステムや、支援のインパクトに関する評価のた めの指標、先進国の報告のための標準化フォーマット、途上国の報告の簡素化などを求めた。米国は、透明性が支 援の供与を強化すると強調し、支援国と被支援国の両方に等しく透明性のルールが必要だと主張した。

LMDCは、コミットメントと報告の面で、先進国と途上国の責任は異なると強調し、全世界共通で適用するアカウンティング・ルールを策定しようとする動きは行動と前進を遅らせることになると警告した。アフリカン・グループは、アルジェリアからの支持を受け、途上国に過度の負担をかけ、附属書I国と非附属書I国の義務を同等にすることに警戒感を示した。

コミットメント及び事後のMRVの両方についての情報に対して、共通する透明性とアカウンタビリティ(説明責任)の枠組みを求め、オーストラリアは、どんな状況下でも全締約国に同一のルールを適用したり、不合理な負担をかけたりすることは意図していないと明確にした。また、スイスとともに、締約国の能力は時間の経過とともに進化していくものだと強調した。

緩和のコミットメントの透明性については、米国が、参加を最大限にするための段階的なアプローチとして、全てに







適用される単一だが柔軟な一連のルールに基づき各国で決定された緩和コミットメントの提出、世界的な協議プロセス、実施段階での定期的なレビューを求めた。

EUは、緩和コミットメントを設定する際の情報の要件として、目標及び目標の期間や、対象ガス及び対象セクター、使用する方法論、市場メカニズムへのアプローチ、土地利用部門のアカウンティング制度などの点についての情報を求める一方で、柔軟性の必要も認識した。

先進国の緩和の MRVについては、ネパールが、LDCの立場から、正確で完全かつ定期的なレビューの実施を求めるとともに、MRV基準の引下げは避け、京都議定書の遵守制度を強く主張し、中国の支持を受けた。

適応: ADPのKumarsingh共同議長は、現在の適応枠組みの強化策や、提案されている国際目標を盛り込むことも含めた2015年合意における適応について検討するよう締約国に促した。

多くの国がNAPの中心的な役割を認識し、世界、地域、国、ローカルな次元での適応を強調した。ペルーは、NAP の強化とギャップ特定のための国別報告書の活用を提唱するAILAC案について改めて主張した。サウジアラビアは、NAPは全締約国の必須項目とすべきだと述べた。インドネシア、中国、韓国は、適応と持続可能な開発のつながりについて強く主張した。

資金については、マレーシア(G-77/中国)が、インド、中国、ケニア、エジプトとともに、適応に対する資金供与の不足に懸念を示した。マリは、NAPへの資金拠出を求めた。インドは、技術移転に対する資金供与について強調した。 米国は、適応支援に対する同国のコミットメントを示した。

制度的アレンジについては、多くの国が、条約下での適応に対する現在の制度を強化するよう求めた。

G-77/中国、バングラデシュ、ケニア等は、排出シナリオに応じて適応ニーズの推定から決定する、アフリカン・グループ提案をベースにした、国際適応目標を求めた。オーストラリア、ノルウェー、韓国、米国は、適応に関する情報を集約して国際的な数値目標を設定することは技術的に困難だと強く主張した。また、米国は、そうした数値目標を設定することは非生産的だと述べた。ADPのKumarsingh共同議長は、適応の国際目標に関する提案について、アフリカン・グループ、オーストラリア、米国などで協議するよう促した。

ネパール及びフィリピンとAOSISの立場のナウルが、緩和と適応のつながりを強く主張した。AOSISは、小島嶼開発途上国がいくつかの気候変動の影響に適応することができないだろうと強く主張し、野心的でタイムリーな緩和によってのみ損失と被害を低減できると強調した。

技術:午後は技術に関して、ADPのオープンエンド型協議が引続き行われた。ADPのKumarsingh共同議長は、2015年合意における技術開発と移転や2020年以降の制度的アレンジについて考察するよう締約国に要請した。多くの締約国が強く主張したのは、技術メカニズムが2015年合意の重要な構成要素であること;制度に関連した強化の







必要性;緩和と適応の両方に取組むことの重要性である。また、多くの締約国が資金および資金メカニズムとの連携を求め、アルゼンチンが"我々はクルマを持っているが、今はタンクをガソリンで満たす必要がある"と述べた。

米国は、カナダとともに、知的所有権(IPR)がイノベーションに決定的だと主張した。カナダは、IPR問題は他のフォーラムでは十分な対応されていると強調。米国、EU、スイスは、IPRは技術移転の主な障害ではないと主張した。フィリピンは、午前の技術に関するSBI/SBSTA非公式協議の"行き詰まり"に焦点を当てつつ、2015年以降の合意の意義深い活動に向けて、技術に関する行動の強化が要求されると指摘した。また、南アフリカとスワジランドは、アフリカン・グループの立場から、支援の妥当性に対処するためのレビュー・メカニズムを組み込んでおくことを求めた。

また、アフリカン・グループは、附属書I国による民間セクター支援に投資することや、他の多国間合意の経験からの学びなどを求めた。EUは、2015年合意で国際技術協力を促進させることを提案し、CTCNの役割や官民のセクターの重要性について強調した。さらに、技術メカニズムが2020年以降の技術の構成要素となるべきだとし、それらを可能にする環境の重要性について強調した。

また、TNAを通じた技術ニーズのマッピングや伝統的なあるいは先住民の知識移転の支援、重複防止に向けた他の政府間組織との取り組み、技術メカニズムの機関との間のシナジー促進などが締約国から要請された。

Kumarsingh共同議長は、IPRに関する議論を更に行うよう締約国に求めた。

ワークストリーム 2:午後のワークストリーム2の前進策に関するオープンエンド型協議の中で、ADP共同議長のRunge-Metzgerは、ワルシャワで決定書にたどり着けるように、達成できることに集中するよう締約国に要請した。

エクアドルは、2020年までの野心のギャップを埋めるべく進めることが、ワークストリーム1の下で前進させるための出発点だと主張した。ベネズエラは、LMDCの立場から、特に、途上国のニーズを特定するための資金と支援の明確化、対応措置の実施による経済社会の影響への対応、GCFの迅速な資本化と運用開始を求め、クウェートやアルジェリアの支持を受けた。

南アフリカ、ミクロネシア、ボリビアは、緩和、実施、資金および技術のギャップについて強調した。カメルーンは、COMIFAC(中央アフリカ森林協議会)の立場から、緩和のギャップを埋めるには森林減少の低下・停止・反転の役割が重要だと強調した。南アフリカは、非附属書I国向けの実施手段を増やすよう求めた。マリは、1000億米ドル目標に立脚するよう求め、南アフリカとともに、必要な支援と資金供給をマッチングさせるためのポータル開設を提案した。

多くの途上国は、ドーハでの京都議定書改正の批准、京都議定書締約国の約束に係わる野心の引き上げ、なら びに京都議定書の締約国ではない先進国からのコミットメントを要請した。

ボリビアは、途上国の気候変動対策を可能にするための特許へのフリー・アクセスや、2020年までの期間に対して執行理事会と資金ファシリティをともなった、損失と被害に対処する運営機関を求めた。







米国は、双方が納得のいくような緩和の機会を特定することによって野心を引き上げるための作業計画を支持した。また、2020年までの野心を理解するべく各国の誓約の明確化を奨励し、カンクン誓約未提出国に対しても同様のことを求め、透明性を確保と排出削減量の二重カウントを防止するFVA(訳注: Framework for Various Approaches)に基づくシステムの構築を提案、2020年までという時間の枠内で準国家レベルの排出削減行動を前進させるための国際的な取り組みを提唱した。アラブ首長国連邦は、グリーンエネルギー都市開発における都市間協力イニシアティブを歓迎した。

コンタクトグループと非公式協議

REDD+(SBSTA):午前中、REDD+方法論に関するガイダンスについてのSBSTAの非公式協議では、森林参照排出レベル案及び/若しくは森林参照レベルについて締約国から寄せられた意見書について技術評価を行うためのガイドライン及び手続きに関して、決定書草案に盛り込みうる要素について審議した。

議論の中心になったのは、森林参照排出レベル及び/若しくは森林参照レベルの開発及び評価を、先進国及び関連する国際機関に支援を要請するテキストである。資金に係わる幅広い問題では、意見の相違が残った。締約国からの意見書についての技術評価を行うためのガイドライン及び手続きのスコープに関するテキストでは進展があった。

非公式協議が午後も続けられる。

国家適応計画(SBI): NAPに関する非公式協議が午前に開催され、締約国はCOP決議案について検討した。NAP プロセスのための最初のガイドラインでの経験に関する締約国と関連機関の情報提供に係わるテキストを中心に議 論が進められた。非公式協議が続けられる。

技術(SBI/SBSTA): 午前の技術の開発と移転及び技術メカニズムの実施に関する非公式協議では、以下の決定書草案(CTCN及びその諮問会議のモダリティー及び手続きに関する報告書; 技術移転に関するポズナニ戦略プログラム; 非附属書I国の技術ニーズ関する第3回統合報告書; TEC及びCTCNの合同年次報告書)がレビューされた。決定書草案については、合同年次報告書の草案を除き、概ね合意が形成された。

合同年次報告書については、世界知的所有権機関(WIPO)や世界貿易機関(WTO)等の国際機関にオブザーバー参加することをTECに対して検討するよう要請するとのテキストをめぐって一部の先進国から懸念が表明された。また、決定書2/CP.17(CTCNに対する支援)への参照を前文に移動する提案がなされた。いくつかの途上国からは、個別のパラグラフを再検討することになれば既に合意済みのテキスト案での妥協案があらためて蒸し返されることになるとの懸念が示された。ある締約国は、交渉の行き詰まりを回避し、TEC及びCTCNの重要性に関する強いメッセージを送る必要があると強調した。







何らの合意に至らず、共同議長はSBI及びSBSTA議長の助言を仰ぐことになった。

2013-2015年レビュー(SBI/SBSTA): 2013-2015年レビューに関する非公式協議とSBI/SBSTAコンタクトグループが午前に開催された。コンタクトグループ会合で、一部修正を行った後、結論書草案について合意に至った。結論書草案では、特に: 2014年の組織化された専門家ダイアログ追加会合; IPCC WG II及びIIIのAR5報告書やその他の情報の検討; ADP作業に対するレビュー情報の提供に関する意見の提出等について記載されている。 Charles共同議長は、"素晴らしい議論"を行った締約国に謝意を示し、各締約国の懸念事項についての理解が促されたと述べた。

対応措置に関するフォーラム(SBI/SBSTA): 午前、対応措置の実施の影響に関するフォーラムについての SBI/SBSTAコンタクトグループが行われた。SBSTA副議長のNarcis Paulin Jeler (ルーマニア)は結論書草案について更に作業が必要だと説明し、"積極的な参加者および希望者すべて"のために"議長を置かない草案グループ"を設置することを提案した。また、SBSTAのJeler副議長は、結論書草案及び決定書草案に盛り込む要素について副議長が作成したペーパーを検討するよう締約国に提案した。これに対して、G-77/中国は、時期尚早だと反対を唱え、締約国が摘出したテキストをベースに議論を進める方がいいと主張した。

午後も非公式協議が続けられた。

各種アプローチのための枠組み(SBSTA):各種アプローチのための枠組みに関するCOP決定書草案についての 非公式協議が午後、行われた。テキストに幾つかの括弧書きが挿入され、夕方にも非公式協議が続けられた。

CDMの手続き及びモダリティーに関するレビュー(SBI):午後、CDMのモダリティー及び手続きに関するレビューに関するCMP決定書とSBI結論書の要素について非公式な協議が行われた。

現在までに受け付けられたCDMのモダリティー及び手続きに係わる数々の変更案の、共同議長がとりまとめたリストをSBIがどのような形で参照するべきかという問題を中心に議論が行われた。さらに、テクニカルペーパーの中に盛り込むべき問題について意見交換が行われた。夕方も非公式協議が続けられた。

適応員会に関する報告(SBI/SBSTA):午後の適応委員会の報告書に関する非公式協議では、COP決定書テキストの議長改訂案について審議が行われた。

手続きルールの変更や、資金不足、適応委員会の3カ年作業計画のタイムリーな実施と成功のための締約国に対する潤沢な資金提供の要請などの対応を中心に議論が行われた。ある締約国は、カンクン適応枠組みを盤石にするため適応委員会を強化する必要があると強く主張した。COPに送る決定書テキストについて合意がなされた。



The International Institute for Sustainable Development http://www.iisd.ca/



http://www.iges.or.jp



廊下にて

交渉5日目には、多くの参加者の頭に会議場のレイアウトを理解し、円形スタジアムの構造を自分のものとしたようだ。しかし、いくつかの問題に関する議論も、ぐるぐる"堂々巡り"をしているとの印象を抱く参加者もあった。ADPの技術の議論については、IPRに関するお馴染みの論争が浮上した。SBI/SBSTAの技術の議論では、WTOとWIPOへの委託の是非をめぐる論争が繰り広げられた。また、国家適応計画についての進捗が遅れているとのコメントも聞かれ、ある政府代表によれば、それが損失と被害について意識を集中する上で障害となった模様だ。「会議スケジュールの実況画面に"loss and damage: 4 pm until …"と短く表示されているのを見ると、現時点では損失と被害の交渉を完了するための日程も、終了時刻も、まったく予測できないという状況だということが分かる」と交渉官の一人は語る。REDD+をはじめとする幾つかの項目については、こうした型が破られ、比較的順調に進んだ。とはいえ、ある政府代表は、REDD+での進展は、その他の項目で合意がなかなか得られないという"窮地を救おうとする"試みだったと見る。

UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、午後の"CDM Changing Livesフォト&ビデオコンテスト"でのCDMプロジェクトを紹介する写真に注目することで議事進行にインスピレーションを与えようとした。事務局長は、こうした写真はCDMが"難解なしろもの"ではないという証拠であるとし、新市場メカニズムの開発に取組んでいる最中の交渉官にとってCDMはアイディアとツールの"宝庫"だと述べた。しかし、市場メカニズム関連の様々な議題の交渉はすんなり進んでいる訳では無い。各種アプローチのための枠組みに関するテキストは多数の括弧書きで埋め尽くされており、CDMのモダリティーと手続きの修正案については交渉官らが合意点探しに苦闘している状況だ。会議も中盤に差しかかる中、ある交渉官は「ワルシャワで成功裡に意義ある成果を達成するには、大胆な策を講じて、情熱と妥協の精神を発揮できるかどうか今後が注目される。」とコメントしていた。

(IGES-GISPRI仮訳)

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Alice Bisiaux, Elena Kosolapova, Ph.D., Kati Kulovesi, Ph.D., Mari Luomi, Ph.D., and Annalisa Savaresi, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the *Bulletin* is the European Commission (DG-ENV). General Support for the *Bulletin* during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in noncommercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Warsaw Climate Change Conference - November 2013 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.







Vol.12 No.589

2013年11月18日(月)

ワルシャワ会議ハイライト 2013年11月16日 土曜日

ADP非公式ストックテイキング・プレナリーが午前と午後に開催された。また、夕方から開催されたSBIとSBSTAの閉会プレナリーは夜遅くまで行われた。終日、数多くのコンタクトグループと非公式協議が開催された。

SBSTA閉会プレナリー

SBSTA閉会プレナリーは0:16 amに開催された。

ナイロビ作業計画: SBSTAは結論書を採択し、COP決定書草案(FCCC/SBSTA/2013/L34 & Add1)を送付した。

適応委員会報告書: COP決定書草案(FCCC/SB/2013/L2)を盛り込んだSBI/SBSTA結論書が採択された。

REDD+のための方法論ガイダンス: REDD+資金の議論をペンディングにしている、決定書草案には括弧書きが残されているとPeter Graham共同議長(カナダ)からの報告があった。パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、3つの要素(方法論ガイダンス、制度的アレンジ、REDD+資金に関するCOP作業計画)を含むREDD+パッケージを求めた。SBSTAは、結論書を採択し、COP決定書草案(FCCC/SBSTA/2013/L33 and Add1-2)を送った。

森林セクターにおける途上国の緩和行動に関する実施活動の支援の連携: SBI/SBSTA結論書が採択された。 (FCCC/SB/2013/L5)

技術: TEC及びCTCN合同年次報告書: SBSTA議長のMuyungiは、SBI及びSBSTAにおいて合同で行った本件の審議で合意に至ることができなかったと報告し、COP/CMP議長にその旨を伝えると述べた。

CTCN及びその諮問委員会のモダリティー及び手続き: SBI/SBSTA結論書が採択され、COP決定書草案 (FCCC/SB/2013/L3 and Add1)が送付された。







非附属書I国TNA第3回統合報告書: SBSTAは結論書(FCCC/SBSTA/2013/L27)を採択した。

研究及び系統的観測: SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2013/L25)を採択した。

対応措置: フォーラム及び作業計画: SBI/SBSTA結論書(FCCC/SB/2013/L4)が採択された。

議定書3.14条: 議定書2.3条に関するSBI議題項目と合わせて本件が審議され、SB 40で議論を継続することで合意された。

農業関連の諸問題: SBSTAのMuyungi議長が、水曜日のSBSTAプレナリーで合意された結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L35)を読み上げ、締約国がこれに合意した。

オーストラリアは、カナダ、日本、ノルウェー、ロシア、米国を代表し、農業に関する議論の不足に遺憾の意を示すとともに、結論書の採択方法に懸念を表明し、SBSTA 40では共通性の分野を土台とするよう希望すると述べた。スイスは、EIGの立場から、コンタクトグループ会合がまったく設置されず、結論書の採択で混乱が生じたことは残念だと述べた。EUは、SBSTA 39では締約国から提出された意見書が検討されなかったことに失望感を示した。フィジー(G-77/中国)、ガンビア(LDC)、インド、エジプト、ボリビア、フィリピン、サウジアラビア、及びアルゼンチンと他の途上国は、結論書の採択手順は正しく行われたとして採択方法への支持を表明し、エジプト、ボリビア、アルゼンチン、ニカラグアは、適応における農業の役割を強調した。

条約の下での方法論の問題: 先進国向けのインベントリ・レビューを含む隔年報告書及び国別報告書のレビューためのガイドライン改正に関する作業計画: SBSTA結論書を採択し、決定書草案(FCCC/SBSTA/2013/L32 & Add1)を送付した。

国内支援を受けた途上国のNAMAに関する国内MRV向け一般ガイドライン: SBSTAは結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L28)を採択した。

附属書I国の年次インベントリに関するUNFCCC報告ガイドラインの改正: SBSTAは結論書を採択し、決定書草案を送付した(FCCC/SBSTA/2013/L29 and Add1)。

GHGデータインタフェース: SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2013/L23)を採択した。

バンカー燃料: SBSTAは結論書(FCCC/SBSTA/2013/L22)を採択した。

議定書の下での方法論の問題: 決定書2/CMP7から4/CMP7及び1/CMP8の実施の影響: SBSTAは結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L31)を採択した。

議定書3.3 条及び3.4条及びCDMに基づくLULUCF: SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2013/L26)を採択した。







HCFC-22及びHFC-23: SBSTAは結論書を採択し、CMP結論書(FCCC/SBSTA/2013/L24 and Add1)を勧告した。

議定書ドーハ改正に関する議定書3.7-3セクションGのテキストの明文化: Nagmeldin Elhassan進行役(スーダン)から、本件については非公式グループ会合で作業を完了することができなかったものの、今次会合での決定書の採択をめざしてさらに審議するようCMPに招請することを合意したとの報告があった。SBSTAは、この点を反映させた結論書(FCCC/SBSTA/2013/L31)を採択した。

条約の下での市場及び非市場型メカニズム: SBSTAのMuyungi議長は、FVAや非市場型アプローチ及びNMMに関する小項目については何も合意が得られなかったと報告した。また、第2週目もCOPの下で作業を継続するか否かについて合意に至らなかったとし、手続きルールについてはSBSTA 40で審議される予定だと伝えた。

ニュージーランドは、オーストラリア、カナダ、日本、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、ウクライナ、及び 米国を代表し、EU、パプアニューギニアとともに、これらの問題に関して翌週にCOP議長による進行を依頼すること について支持を表明した。コロンビアは、AILACの立場から、ドーハで託された課題を遂行する必要があると強調し た。メキシコは、EIGの立場から、個別の課題は手続きルールよりも優先されると述べた。

ボリビアは、ニカラグア、キューバ、フィリピン、ベネズエラ、マレーシア、アンゴラ(アフリカン・グループ)、中国、セネガル(LDC)とともに、コンセンサスの欠如に焦点を当て、本件をSBSTA 40で検討する案を支持した。

コンセンサスの欠如に言及しつつ、SBSTAのMuyungi議長は、手続きルールの規則16を運用するとの議長案を受け入れるよう締約国に呼びかけ、締約国はこれに同意し、3つの小項目をそれぞれSBSTA 40で審議することとなった。

2013-2015年レビュー: SBI/SBSTA結論書(FCCC/SB/2013/L1)が採択された。

先進国の排出削減数値目標の明確化に関する作業計画: SBSTAは結論書を採択し、COP結論書草案を送付した(FCCC/SBSTA/2013/L30 & Add1)。

その他の問題: ブラジル提案: SBSTAのMuyungi議長は、本件について合意に至らなかったため、今次会合で議論することが出来なかったと報告した。

フィジーは、G-77/中国の立場から、歴史的責任に関する客観的で科学に準拠した情報についてワルシャワから強いシグナルが送れないということに失望感を示し、ベネズエラ、ボリビア、インド、ニカラグア、アルゼンチン、マレーシア、フィリピンもこれに賛同した。ブラジルは、IPCCがこの情報を提供するよう要請されないということに遺憾の意を示した。

スイスは、歴史的貢献だけでなく、各国の能力ならびに現在および将来の排出量も含む科学情報に焦点を当てた。







EUは、過去・現在・未来の排出量や能力の違いなどを考慮した幅広い指標をベースに、2015年合意に盛り込むコミットメントに関する国内的協議を行う必要があると指摘した。

閉会: SBSTA 39は会合報告書(FCCC/SBSTA/2013/L21)を採択。締約国からは各国のステートメントをUNFCCC ウェブサイトに掲載するよう要請があった。オーストラリアは、日本、カナダ、オーストラリア、米国を代表し、TEC及び CTCN合同年次報告書に関するSBSTAでの審議が今次会合では完了しなかったため、SBSTA 40で検討すべきだと 指摘した。

「国際先住民フォーラム」は、伝統的な森林管理が適応や緩和に貢献してきたとし、REDD+の成果ベースの支払いに人権指標を導入するよう求めた。「FARMERS」は、食料安全保障や適応と緩和に特化した農業に関する作業計画の策定を締約国に求めた。農業にスポットを当てつつ、「CAN」は以下の必要性を特定した;生物多様性と小規模農業の振興;セーフガード策を盛り込むこと;食料安全保障を促進。「CLIMATE JUSTICE NOW」は、SBSTAの全ての問題で野心の引き上げを重視しなければならないと強調し、「市場」は果たすべき排出削減から"注意をそらせる危険なものだ"と述べた。「青年NGO」らは、新たな市場メカニズムの創設に警戒感を示した。

SBSTAのMuyungi議長は、参加者に感謝の意を伝え、2:56 amに閉会した。

SBI 閉会プレナリー

午後にSBI閉会プレナリーが最初に開かれ、その後00:42 amに再開された。

組織的事項: SBIは、Ilhomjon Rajabov(タジキスタン)をSBI副議長に任命。また、Mabafokeng F Mahahabisa (レソト) を報告担当者官に再任した。

附属書I国の国別報告書及びGHGインベントリデータ: 第6回国別報告書: SBIは結論書を採択し、COP決定書草案を送付した(FCCC/SBI/2013/L7 & Add1-2)。

附属書B締約国の年次編集会計報告書: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2013/L3)を採択した。

議定書のメカニズム関連の問題: CDMのモダリティー及び手続のレビュー: SBIは結論書を採択し、CMP決定書草案を送付した(FCCC/SBI/2013/L9 & Add1)。

JI ガイドラインのレビュー: SBIは結論書(FCCC/SBI/2013/L11)を採択した。

JI排出削減ユニットの継続的な発行・移転・取得の迅速化のためのモダリティー: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2013/L12)を採択した。







第二約束期間に約束を担う附属書I国の適格性の確立を迅速化するためのモダリティー: SBIは結論書を採択し、CMP決定書草案を送付した(FCCC/SBI/2013/L14 & Add1)。

LDC: SBIは些少な修正を経た結論書(FCCC/SBI/2013/L2)を採択した。

NAP: SBIは結論書を採択し、CMP決定書草案を送付した(FCCC/SBI/2013/L10 & Add1)。

損失と被害: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2013/L15)を採択し、さらなる審議のため本件をCOPに付託した。

資金に係る問題: 適応基金: SBIは結論書(FCCC/SBI/2013/L6 & Add1)を採択した。

技術:技術移転に関するポズナニ戦略計画: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2013/L4)を採択した。

キャパシティビルディング: 条約の下でのキャパシティビルディング: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2013/L19)を採択した。

議定書の下でのキャパシティビルディング: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2013/L18/Rev1)を採択した。

対応措置: 議定書3.14条: SBIは、SBI 40で本項目を検討すると報告書に反映させることで合意した。

決定書 1/CP10の実施: SBIは、SBI 40で本項目を検討すると報告書に記載することで合意した。

COPに特殊事情を抱える国と認識された附属書[国: SBIは結論書(FCCC/SBI/2013/L17)を採択した。トルコは、本件に関して、テクニカルペーパー(FCCC/TP/2013/3)を改訂するようUNFCCC事務局に要請した。

事務管理・資金・制度的事項: 2012-2013年の二か年予算収支報告書: 結論書草案(FCCC/SBI/2013/L20)について、SBIのChruszczow議長から、2014-2015年二か年予算に関するCOP決定書への記載について何も合意に至らなかったとの報告があった。提案したパラグラフの重要性を強調しつつ、フィリピンは、G-77/中国の立場から、UNFCCCのテーマ別組織への途上国の参加に関する事務局の方針に対する途上国の懸念を強く示した。米国は、当該パラグラフについて、2014-2015年のプログラム予算に関する議論の結果を予断するものだとして反対した。

この件でコンセンサスが形成されていない点、決定書の技術的な側面、さらに2014-2015年のプログラム予算との関係で本件が検討される可能性があることを指摘し、SBI議長Chruszczowは、全員が受け入れられる文言を見つけるよう締約国に促した。

2014-2015年のプログラム予算: SBIは、本件の継続審議をCOP19及びCMP9に勧告し、かつテキストをSBI結論書の付属書(FCCC/SBI/2013/L22)として送付することで合意した。多くの途上国が、バランスの取れた予算の速やかな採択を求めた。多くの先進国は、付属書のテキストでは提案の全容が網羅されてはいないと主張した。







非附属書Iの国別報告書: CGE: 日曜午前5:30 amに、SBI議長ChruszczowはCGEについて合意がなされたことを 伝えた。

資金及び技術の支援: SBIは結論書(FCCC/SBI/2013/L5)を採択した。

途上国のNAMA: ICA技術専門家チーム: 合意には至らなかったと報告された。

NAMAの多様性に関する理解を深めるための作業計画: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2013/L8)を採択した。

その他の問題: 第一約束期間の議定書8条の下での専門家レビュープロセス完了の日程: ブラジルは、G-77/中国の立場から、ADP交渉に係わるものとして情報を強調し、ニカラグア、ボリビア、中国及びキューバの支持を受け、附属書I締約国が日程に関する合意に後ろ向きだとして憂慮を示した。EUは、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、日本の支持を受け、これは"単純にテクニカルな問題"だと強調し、2014年半ばまでには関連情報が公的に入手可能になると指摘し、専門家レビュープロセスの完全性に対する妥協に対して警告を示した。

SBIは結論書(FCCC/SBI/2013/L13)を採択し、検討するためSBI 40に本件を送った。SBI議長のChruszczowは、COP議長に報告を行い、前進策について締約国と更に協議すべきかどうか決定すると述べた。

ジェンダー及び気候変動: SBIは結論書(FCCC/SBI/2013/L16)を採択した。

条約6条(教育、訓練、啓発): SBIは結論書 (FCCC/SBI/2013/L21)を採択した。

閉会ステートメント: 午後から開催されたSBI閉会プレナリーで、閉会にあたって参加者からの意見表明が行われ、まずオブザーバー団体の主張が行われた。「青年NGO団体」らは、損失と被害に関する強力なメカニズムを早急に構築する必要があるとし、陸域の水没や海洋酸性化といった疑いようのない気候変動の影響を強調した。「先住民」は、損失と被害対策のための常設組織の設置、技術的諮問機関の設置、国連の先住民問題に関する常設フォーラムや先住民の権利に関する特別報告担当官の参画を求めた。

環境NGOは、CDMとJIがネットの排出量を増加させたと主張し、CDM及び JIの制度改革を求めた。「女性とジェンダー」は、一部で積極策も講じられたことを指摘しつつ、UNFCCCプロセスへの参加のための追加資金を求めた。

途上国向けの適応の重要性を指摘し、フィジーは、G-77/中国の立場から、対応戦略に関する作業計画の構成を 歓迎したが、とりわけ対応措置の実施の影響に関するフォーラムでの進展不足や"適応資金の危機"に失望感をあ らわした。オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、SBIの進展に満足感を示し、特にNAP、NAMA、技術メ カニズムに関する作業の継続を参加者に要請した。

まだ幾つかの項目が完了していないことを指摘し、ナウルは、AOSISの立場から、損失と被害が特に重要であると







指摘し、気候変動の経済的、人的、社会的影響に対応する必要があると注意を喚起した。ネパールは、LDCの立場から、"建設的な方法で"損失と被害に対応するための時間をSBIに与え、CGEのマンデートを延長するよう求めた。

プレナリー一時中断: SBI議長Chruszczowは日曜日の午前、CGEについては合意に至らなかったと報告した。定足数に足りないことを挙げ、議長は5:33 amにSBIの議事をいったん中断し、月曜日にSBI閉会プレナリーをあらためて行うと伝えた。

ADP

ワークストリーム2に関する協議: ワークストリーム2の下での前進に関する午前のADPオープンエンド型協議では、ADP共同議長のRunge-Metzgerが、具体的成果に焦点を当てる必要性を強調した。

ナウルはAOSISの立場から、そしてパキスタンが、緩和の分野で主導するよう先進国に要請した。インドと中国は、 附属書I国が野心レベルを引下げていると警告した。カナダは、野心のギャップは先進国だけで埋められるものでは ないと主張した。スイス、オーストラリア、カナダは、まだ提出していない締約国に緩和の誓約を出すよう呼びかけ た。

ボリビアは、実施の手段と先進国の緩和の取り組みに関するワークショップを提案した。

EUが、国際協力イニシャティブを歓迎する一方で、インドは、途上国に責任を移動させるものだと釘を刺した。

多くの途上国が、ワークストリーム2では緩和だけでなく、さらに増強すべき実施手段も取り上げる必要があると主張した。フィリピンは、1000億米ドルへの道筋を求め、パキスタンとともに、GCFの資本化と運用開始を要請した。

AOSISは、スイスとメキシコの支持を受け、緩和の潜在力が高い分野に関する作業計画を提案し、最初は省エネと再生可能エネルギー分野から作業を着手すべきだと主張した。EUは、緩和の野心引き上げに向けた技術研究を特定するようにUNFCCC事務局に付託することを提案した。メキシコは、技術振興に関するSBSTA作業計画とCBDRを踏まえた野心の引き上げに向けたハイレベルな政治的ダイアログを行うことを提案した。米国は、カナダとオーストラリアの支持を受け、準国家レベルの主体の緩和の潜在力を活用するよう求めた。中国はこれらのローカルな取り組みは国家行動の範疇に入ると述べた。

HFCについては、カナダが安全な代替物を開発するため市場に"強いシグナル"を送るべきだと強く要請した。インドとサウジアラビアは、HFCはUNFCCCの管轄に"属する"と強調した。EUは、モントリオール議定書と責任を共有するものだと強調した。







中国は、UNFCCCの諸原則はHFCの段階的廃止にも適用されるものだと述べた。メキシコは、短寿命の気候汚染物質対策を講じることが健康の共同便益にもなると強調した。

フィリピンと中国は、(議定書の)ドーハ改正の批准を要請した。EUは、法令整備の実施がすでに適切であることを示した。

ザンビアは、草案作成に着手するためワークストリーム2の下にコンタクトグループを設置することを求めた。

ストックテイキング・プレナリー: ADPストックテイキング・プレナリーが午前と午後に開催され、ADPのKumarsingh共同議長がワルシャワ会議の目標として、2015年以降の合意の要素や2020年までの野心に関する明確化での進展を挙げた。ADP共同議長のRunge-Metzgerは、ワークストリーム2の重要なメッセージは、条約の原則と規定の下での取り組み、これまでの決定書の実施を加速させ、条約の下での野心を引き上げ、野心を増加させる個別のイニシャティブへの提案を示すことだと概説した。また、ADPのKumarsingh共同議長は、2020年以前と2020年以後の期間の連携を強調し、さらに作業が必要な分野として、緩和の約束、適応の国際目標とNAP強化、資金の動員と拡充、技術メカニズムの向上及びIPRの議論、MRVの定義などを挙げた。また、締約国に対しては、ワルシャワ決議の中に盛り込める内容と盛り込むべき内容について考慮し、ADPの両共同議長がどのような形でその作業を支援できるか検討するよう要請した。

マレーシアは、G-77/中国の立場から、共同議長が提供されたすべての意見をとりまとめて活用するためのフレームワークに関する情報を求めた。ナウルは、AOSISの立場から、緩和の野心を向上させるための"ワルシャワ作業計画"に関する決議を求めた。ネパールは、LDCの立場から、共同議長が締約国とオブザーバー組織の見解や意見を集約すること、コンタクトグループを通じたより公式な作業モード、新たな野心的目標をもつロードマップ策定、いま欠如している政治的な意思が重要な要素だと特定することを求めた。

EUは、環境十全性を担保する堅固な国際ルールや、全員に公平なコミットメントを伴った野心、2015年合意の要素についての決定書、京都議定書の野心に関するレビューの下での新規のより向上した誓約等を求めた。

スワジランドは、アフリカン・グループの立場から、交渉の体系化について明確にするよう求め、科学と衡平性に関する議論の余地、締約国からの意見提出を含む2014年の作業計画等を求めた。また、ワークストリーム2で、共同議長が挙げた4つの構成要素を支持し、資金について明確にするよう求めた。

シンガポールは、ノルウェーとともに、2015年合意に向けた明確な道筋を定義するよう求め、様々な課題間のつながりについて議論し、ワルシャワで決定すべき内容を特定するよう提案した。

韓国は、各国のコミットメントを定義するための共通ルールに焦点をおくように要請した。インドは、附属書I国の野心が引き下げられていることに遺憾の意を示し、すべての要素に関してバランスの取れた決定を下すことが必要だと指摘した。ニカラグアは、(京都議定書の)ドーハ改正に基づく附属書I国のQELRC(訳注:数量化された排出抑制お







よび削減約束)の野心のレビューとの関係で2020年までの野心を引き上げるよう主張した。米国は、2015年に向けた作業を可能にし、意見を集約できる分野を見いだすため簡略な決定書と結論書を作成する案を支持した。

バランスの取れた成果を求め、フィリピンは、LMDCの立場から、UNFCCCの原則と規定を指針として行動する必要があると強調し、UNFCCCから逸れた道筋は"未知の領域と失敗"に導くとなると警告した。コロンビアは、コスタリカ、パナマ、ペルーを代表して、ワルシャワのADPの下で確実な成果を実現するためには、出来るだけ早い時期に具体的な作業方式に移行する必要があると指摘した。スイスは、EIGの立場から、ワークストリーム1と2のバランスを"交渉を遅らせるための口実"にすべきではないと述べ、両方のワークストリームで進展は必要だが"一方で進展が無いからと言って他方を前進させないという理由にしてはいけない"と発言した。

中国は、作業構成に関するワルシャワの成果とADP追加会合を求め、もっと集中的に作業を継続するようADPに要請するCOP決定書を提案した。また、AOSISと南アフリカとともに、野心の欠如に失望したと述べ、科学とCBDRに調和させて附属書I国に野心レベルを引き上げるよう要請するCOP決定書を提案するとともに、1000億米ドルの目標に向けたロードマップが必要だと強く主張した。南アフリカは、一部の附属書I国が誓約を引下げていることに懸念を示し、ADP共同議長にワークストリーム1の下での議論に関する非公式サマリーを作成するよう要請し、ADPにタイムリーに情報提供するようSBならびに関連機関に指示するCOP決定書を提案した。

ニュージーランドは、ワルシャワで必要なガイダンスを決定するため、2015年12月までにやるべき事を想定してから"振り返る形で作業を行う"ことを提案し、簡潔であっても実質的な決定に至るために、小さくても透明性の高い決定に移行するよう求めた。ロシアは、フォローアップのための構成要素とプロセスを明確に示した具体的で現実的な決定書を求めた。バングラデシュは、ドーハ改正の受諾文書の寄託を提出したことを通知した。ボリビアは、緩和や資金、技術移転におけるギャップが残念だと述べ、途上国の資金の要求を理解するための議論を提案した。

Kumarsingh共同議長は、さらなる議論のため、共同議長が決定書草案に盛り込む締約国の意見やアイディアを把握すると述べた。

コンタクトグループと非公式協議

UNFCCCプロセスの意思決定(COP): 午前、UNFCCCプロセスの意思決定に関して、オープンエンド非公式協議が開催された。一部の締約国は本件が手続きルールの議論と一緒にしたり、その成果を予断したりするものではないとの再保証、ならびにUNFCCC7条及び18条の改正に向けたパプアニューギニアとメキシコの提案を求めた。

いくつかの締約国は、"コンセンサス"の意味を理解し、議長役と事務局の役割を明確にする必要があると強調した。ある締約国は、"法的効力は無いが適用されている手続きから逸脱することのない、明白な法的環境"の必要を強調した。いくつかの締約国は、手続きルールは、投票ルールに関する合意が無かったことから、未採択となってい







ることに焦点を当て、過去の決議を蒸し返すことのない前向きなプロセスを求めた。

締約国主導のプロセスならびに、全ての締約国の主権の尊重、全ての意見を聞いてもらう機会を有することの認識、全員参加と正当性及び透明性の担保が必要であるという点については、意見が集約された。一部の締約国は、例としてCOP15を引用しながら、"廊下や舞台裏で"決定を下すようなことを避ける必要があると強調した。

交渉の効果を高めるために時宜を得た議論を行うべきだとする点についてはある程度意見がまとまったものの、あるものは"効果のために全員参加という点が犠牲になる"ことに懸念を示した。また、他のものは、決定書の"パッケージ"採択を志向する昨今の慣行を再考するよう求めた。多くのものが、その項目に関心のある締約国が招待されない可能性を強調し、小規模交渉グループの形成あうる方法を疑問視した。

成果については、UNFCCCプロセスの意思決定に関するCOP19決議を求める声があがる一方で、公式の成果に "固執"することなくオープンな議論を行う必要があるとの主張もあった。

非公式協議が続けられる。

廊下にて

夜遅くまで連日の交渉が続き、会議第1週目が終わった。日曜の早朝は、疲れ切った表情の参加者が会場を後にした。疲労の中、作業全般に広範なインパクトがあるとの思いをめぐらせる参加者もあったが、多くの参加者は一部の附属書I国が低い緩和の野心を提示したり、野心を引下げたりしていると憂慮していた。ある政府代表は「この先遠くまで迅速に進むべきところなのに、まるで後退しているかのように感じる」と感想をもらした。会議場周辺の通りでは1200人を超える人々が気候の正義を目指して"気候を変動させない、システムの変革を"という横断幕を掲げ、土曜午後の行進に参加していた。

疲労に目をしょぼつかせながらも参加者は、この第1週目の交渉の限定的な進展は、第2週目の"大試合"を控えたウォームアップなのだとして今後の期待感をのぞかせた。これから各国の閣僚がワルシャワ入りして"政治的手腕を奮う見せ場"がやってくる。



The International Institute for Sustainable Development http://www.iisd.ca/





(IGES-GISPRI仮訳)

【日本語版担当者から】

本文中に略語が頻出することがあります。ENB では、Daily Report の後に Summary が出ますが、今回もその末尾に 用語集が掲載されると思われますので、そこでご確認下さい。 あるいは、お急ぎの時は、過去の summary の用語集をご確認下さい。

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Alice Bisiaux, Elena Kosolapova, Ph.D., Kati Kulovesi, Ph.D., Mari Luomi, Ph.D., and Annalisa Savaresi, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. cpam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in noncommercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Warsaw Climate Change Conference - November 2013 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.







Vol.12 No.590

2013年11月19日(火)

ワルシャワ会議ハイライト

2013年11月18日 月曜日

午前中、SBIの閉会プレナリーが再開され、COP議長の非公式進捗報告プレナリーが開催された。この日一日中、多数のコンタクトグループ、非公式協議、その他の会議がCOP、CMP、ADPの下で開催された。この中には次の者が含まれた:両ワークストリームの全要素の実施に関するADPオープンエンド協議;UNFCCCプロセスの意思決定に関するオープンエンド非公式協議;クリーン開発メカニズム(CDM)に関する非公式協議。

SBI閉会プレナリー再開会合

SBI議長のChruszczowは、土曜日の夜さらには日曜日の朝にまで至った大変な作業に関し、締約国に感謝した。

非附属書I国 国別報告書: CGE: SBIは結論書とCOP決定書草案を採択した(FCCC/SBI/2013/L.24 & Adds.1-2)。

途上国のNAMAs:ICAの下の技術専門家チーム:SBIは結論書を採択した(FCCC/SBI/2013/L.23)。スイスはEIG の立場で発言し、文章に関する作業を歓迎し、これはCGEとICAの両方のプロセスに権限を与え、MRVシステムの最終的なビルディングブロックになると指摘した。

キャパシティビルディング:議定書の下でのキャパシティビルディング:SBIは、結論書を採択した (FCCC/SBI/2013/L.18/Rev.1)。

事務管理、資金、制度に関する問題: 2012-2013年度の予算実績: SBI議長は、締約国が意見の一致に至らなかったと報告し、SBIは結論書を採択して、決定書草案をCOPに送った(FCCC/SBI/2013/L.20)。

会合報告書:事務局は、数件の議題項目の下で要求されている活動が予算にどういう影響を与えるが報告した。 SBI報告担当官のMabafokeng Mahahabisa(レソト)は、報告書を提出し、最終版では実質的な結論が挿入されると指摘した。







オーストラリアは、カナダ、米国、ニュージーランド及び日本を代表して発言し、TEC及びCTCNの年次報告書に関し、意見が一致しなかったことを報告書に記載し、この項目はSBI 40で議論すべきと記載するよう求めた。バングラデシュは、この項目のSBI 40への先送りに警告を発し、キューバと共に、ワルシャワ会議でこの項目の結論を出すことに専念するよう締約国に求めた。

SBI議長のChruszczowは、この問題はCOPに送られると述べ、SBIはこの会合報告書を採択した (FCCC/SBI/2013/L.1)。同議長は午後12時29分、会合の閉会を宣言した。

議長の非公式進捗報告プレナリー

COP/CMP議長のKorolecは、進捗報告プレナリーを開会し、COP及びCMPの作業は順調に進んでいると説明し、「特に顕著な進展が(significant progress)」見られ、かつ努力を続ける必要がある分野として資金に注目した。

SBSTA議長のMuyungiは、SBSTAは15件の結論書を採択し、成功裏に会議を終えたと締約国に告げた。同議長は、締約国は3つの項目で結論を出せなかったと指摘し、これらの項目はCOP/CMP議長に送られると述べた:REDD+の制度アレンジ(SBI/SBSTA合同の議題項目);対応措置のフォーラムと作業プログラム(SBI/SBSTA合同の議題項目);議定書5条、7条、8条に関する手法論問題。同議長は、進展がなかった2項目を指摘した:TEC及びCTCN報告書(SBI/SBSTA合同の議題項目);市場メカニズム及び非市場メカニズム、これらはSBSTA 40で議論される。

SBI議長のChruszczowは、SBIの閉会を発表し、重要な進展があったが、未決着の問題も残ったと説明した、これには次のものが含まれる: REDD+制度アレンジ; 対応措置; 損失と被害; 2014-2015年の予算である。同議長は、TEC及びCTCNの報告書の議論をSBI 40またはCOP 19に送るべきかどうかについて、締約国は異なる意見を表明したと報告し、この問題をCOP議長に送ったと報告した。

ADP共同議長のRunge-Metzgerは、決定書草案が回覧され、午後に議論されると報告した。

議長のKorolecは、SBI議長とSBSTA議長に対し、未決着の問題の議論を続け、11月19日火曜日に同議長に報告するよう求め、Bomo Edna Molewa (南アフリカ)とLena Margareta Ek (スエーデン)の両閣僚が損失と被害に関する議論で同議長を手伝うと発表した。

フィジーはG-77/中国の立場で発言し、議論を終了できなかったSBSTAの議題項目は適切な時にCOP及びCMPに割り当てるべきだとして、これを要請した。スイスはEIGの立場で発言し、特にREDD+での進展を歓迎し、次の項目では進展が遅れていると指摘した:市場メカニズム、予算、京都議定書第二約束期間批准のための決議を可能にすること;損失と被害。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、ADPは実現の軌道に載っているとの強い







シグナルを、ワルシャワ会議から発するよう求め、全ての国による緩和約束が必要だと述べた。さらに同代表は、損失と被害での進展を強調した。バングラデシュはLDCsの立場で発言し、ワルシャワ会議で損失と被害に関する国際メカニズムを設置するよう求め、予算に関し合意がないことを嘆き、適応活動を最優先にするよう求めた。

チリはAILACの立場で発言し、技術の開発と移転及び技術メカニズムの実施における進展を求めた。ナウルは AOSISの立場で発言し、損失と被害に関する決定書での合意を促した。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の 立場で発言し、COP 19におけるREDD+の「パッケージ合意が近い(a package within reach)」と述べた。EUは、2012-2013年予算の議論で結論を出すよう求めた。

ADP

両ワークストリームの全要素の実施に関するADPオープンエンド協議: 午前、ADP共同議長は、決定書1/CP.17の全要素に関する文書草案を提出した、この文書は次の項目で構成される: 共同議長の結論書草案: プレ2020年の野心及びポスト2020年の行動に関する決定書草案、これには2015年合意の暗黙の要素に関する附属書が含まれる。 ADP共同議長のKumarsinghは、「今週は決定する時だ(this week is about decision time)」と指摘し、決定書草案は「単なる表示(merely indicative)」であり「更なる議論に予見を与えるものではない(not prejudicial to further work)」と強調した。同共同議長は、参加者に対し、この草案について検討し、午後、それぞれの反応を携えて戻るよう求めた。

午後、ADP共同議長のKumarsinghは、締約国に対し、決定書草案に対する最初の意見披露を求めた。マレーシアはG-77/中国の立場で発言し、次の点が含まれないことへの懸念を表明した:公平性あるいは損失と被害への言及;技術移転のロードマップ;重要な条約原則及び条項の強調;先進国の緩和約束の規模拡大。ネパールはLDCsの立場で発言し、支援に注目していないとして、これを嘆いた。

ベネズエラはLMDCsの立場で発言し、資金、技術、キャパシティビルディングの野心引き上げが必要だと強調した。インドは、この文章では2015年合意において各締約国が緩和、適応、資金、技術開発と技術移転、キャパシティビルディングについて約束すると「想定している(presumes)」として、懸念を表明した。

スイスはEIGの立場で発言し、文書の要素を絞り込み、明確に定義するよう求め、この文書を議論の出発点として受け入れる用意があると表明した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、特定のマンデートと実現可能なものを含める作業計画を求めた。コロンビアは、AILACの見解を反映しながら、この文書は「良い議論の土台(good basis)」になるとし、締約国は今後の進め方を知った上でワルシャワを離れる必要があると強調し、2015年合意での遵守メカニズムを求めた。







スワジランドはアフリカングループの立場で発言し、この文書は「極めて優れたバージョンゼロ(very good version zero)」だとし、特に次の点を求めた: 更なる野心; 緩和だけでなく適応及び実施方法での事前の情報。 EUは次の点を求めた: 期限付きの作業計画; ワークストリーム1での最初からの透明性と評価フェーズ; ワークストリーム2での具体的な行動。

ボリビアは、文書草案では実施方法の議論が欠けていると強調し、途上国はNAMAsを自主的に引き受けるのであり、約束ではないと強調した。イランは、「差異化の特性と範囲(nature and extent of differentiation)」に関し、合意された共通の条約用語の使用を希望した。エクアドルは、この文章には表明された異なる意見が反映されていないと指摘し、自らの期待に関する締約国の「速やかな(quick)」文書提出を求め、必ずしも共同議長の文書を用いずに議論に参加する用意があると述べた。中国は、焦点を絞る形での議論を求め、2つのワークストリームの「間、そしてその中(between and within)」でバランスが取れている成果文書を求めた。議論は夜まで続いた。

コンタクトグループ及び非公式協議

UNFCCCプロセスでの意思決定(COP):午後、UNFCCCプロセスでの意思決定に関するオープンエンドの非公式協議が開催され、Gabriel Quijandria Acosta(ペルー)とBeata Jaczewska(ポーランド)が共同進行役を務めた。締約国は、この会議とそれに続く会議をオブザーバーにも開放することで合意した。

締約国は、議論の前向きな特性を歓迎し、議論の要素を特定した、これには次のものが含まれた:「締約国主導 (party-drivenness)」:透明性と開放性;参加性;公平性と平等な扱い;効率と効果;締約国、議長役の者、事務局の 責任;パッケージ扱いの回避の必要性;条約7条及び18条の改定に関するメキシコ及びパプアニューギニアの提案 の議論は、本項目の議論とは切り離す。事務局は、実質的な議論にかける項目をリストアップしたペーパーを作成する。非公式協議が続けられる。

CDM(CMP): 午後、参加者は、CDM関連問題に関する決定書草案について非公式に協議した。ガバナンスに関し、参加者は、CDM理事会(EB)と指定国家当局及び指定運用組織との相互作用強化を推奨する文書草案について議論した。ベースラインとモニタリング手法及び追加性に関し、EBに次の要求をするかどうかで意見が分かれた: 登録後のモニタリング計画の有効審査を認めることで、モニタリング手法及び手順を簡素化する; 活動プログラムでの極小規模活動に対するプロジェクト活動要素の範囲限度を排除する; ポジティブリストの利用を拡大し、非追加性のリスクが低いプロジェクトタイプでの保守的なデフォルト数値を統合する; 特に認証排出削減量(CERs)で期待される収入など、全てのコストと収入を含めることで資金追加性評価を改善する。非公式協議が続けられる。



Earth Negotiations Bulletin The International Institute for Sustainable Development http://www.iisd.ca/



http://www.iges.or.jp



廊下にて

代表団がワルシャワ国立競技場での会議の第2週をキックオフする中、多くのものが「意見対立が大きい(controversial)」とみなす別な会議が3 kmほど離れた場所で開始された。「国際石炭と気候サミット」で、UNFCCC事務局長のChristiana Figueresが基調講演を行い、「石炭産業は、これ以上無視するわけにいかないビジネス継続の危機に直面している」と警告した。以前、いくつかのNGOsは、「正当化されるべきでない」会議へのFigueres事務局長の出席は、そのような会議に信用を与えかねないとの懸念から、公開書簡に署名して同事務局長に送り、このイベントへの参加を見合わせるよう要請した。Figueres事務局長は、このような懸念に応えつつも、さらにあるNGOの代表からいくぶん慎重な承認を得たことから、自分の出席は「石炭の使用に暗黙の了承を与えたわけでもなければ、石炭の速やかな消滅を求めるものでもない。しかし、皆のためにも、石炭は急速かつ劇的に変革すべきと言うためにここに来た」と基調講演で述べた。

国立競技場に立ち戻ると、SBIが速やかに作業を終えたことで、代表団は元気づき、楽天的なものまで出てきたようであり、一部のものからはMRVシステムの議論終了を「素晴らしい(marvelous)」と称賛する声まで出た。ADPでは、決定文書草案の作成がかなりの関心を呼んだ。参加者が会議室を満員にする中、ある参加者は、プレナリーよりも会議室の方が相互交換の環境を作るが、「着席して発言する機会を得るのは最初に入場したものだけだ」として参加性が犠牲になると指摘した、しかし別なものは、このアレンジは「indabasを連想」させるとして、彼にとってこの方が良いと述べた。数人のものは、ADPの最初の決定書草案作成は共同議長の「羨めない(unenviable)」仕事だと指摘し、あるものはこれを「最小限度(bare minimum)」と呼び、別なものは「役立つ出発点(a useful start)」だと述べた。別な参加者は、先週の交渉では「緊急性の感覚が全く欠け落ちていた」ことと対比し、部屋の雑音を喜んでいたようだ。町に閣僚たちが到着し始め、切迫したADPの「決定の時」が迫る中、このような控えめな希望がいつまでも残るかどうかがわかるのはこれからである。

(IGES-GISPRI仮訳)

【日本語版担当者から】

本文中に略語が頻出することがあります。ENB では、Daily Report の後に Summary が出ますが、今回もその末尾に用語集が掲載されると思われますので、そこでご確認下さい。

あるいは、お急ぎの時は、過去の Summary の用語集をご確認下さい。

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Alice Bisiaux, Elena Kosolapova, Ph.D., Mari Luomi, Ph.D., and Annalisa Savaresi, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. cpam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Warsaw Climate Change Conference - November 2013 can be contacted by e-mail at ">alice@iisd.org>">alice@iisd.org>.







Vol.12 No.591

2013年11月20日(水)

ワルシャワ会議ハイライト 2013年11月19日 火曜日

火曜日午後からCOP19及びCMP9のハイレベルセグメントの開会式典が行われた。午前、午後、夕方に、コンタクトグループや非公式協議などの会合がCOP、CMP、ADPの下で開催された。これらには、ADPの両ワークストリームに関するオープンエンド協議: 遵守委員会の報告書: REDD+資金: 及びADP共同議長の特別イベントを含む。

COP19及びCMP9ハイレベルセグメントの開会式典

ポーランド首相Donald Tuskがハイレベルセグメント(閣僚級会合)の開会宣言を行い、出席者を歓迎した。ポーランドが主催する2回目のCOP/CMP会合であることに注目しつつ、ポーランド首相は、ポズナニ以降に浮上した課題として金融危機や頓挫してしまったコペンハーゲン国際合意達成、世界エネルギー市場のシフト、最近のIPCCの知見等を概観した。「もう失敗は許されない。気候をおもちゃにすることは出来ない」とし、ワルシャワ会議の重要な目標は国際合意を達成するために必要な内容について"冷静な評価"を下すことだと述べた。

ワルシャワは重要な踏み石であるとして、国連のBan Ki-moon事務総長は、この先に"険しい山登り"が控えていると知らせた。今後のアクションが必要な分野として、京都議定書第二約束期間の批准や、大規模な変革に向けた緩和・適応・資金の野心引き上げ、投資家に向けた適正なシグナルの発信、2015年合意のための確固たる基礎を築くことによって気候の課題を達成するための行動アジェンダの構築を挙げた。また、全ての参加者に対して、2014年気候変動サミットには政治的リーダーシップと行動のための大胆な発表をもって出席するよう招請し、「すべての将来世代と環境的に持続可能な地球のために未来をつくろう」と呼びかけた。

国連総会のJohn Ashe議長は、交渉の課題は理解しているものの、"この会議場の外の光景は寒々としたものだ" とし、2015年に締約国は合意に至らなければならず、それには2020年までの野心や遵守メカニズム、すべての国への適用可能性の問題が含まれていなければならないと述べた。また、気候変動に取組み、締約国が責任放棄したのではないかと疑問視している準国家レベルの政府、市民社会、企業団体に答えて、Ashe議長は、締約国は"闘え、そして立ち上がれ"と呼びかけ、"我々は行動する"と宣言した。







UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、COP19が"明快な科学からの呼びかけ(clarion call from science)と、フィリピンからの説得力ある呼びかけ"を背景に開催されているとし、ワルシャワ会議はリマ会議やパリ会議への道筋をつける必要があると述べた。また、各国の閣僚らに対しては、資金や、"損失と被害メカニズムのための土台、2020年までの野心の引き上げ、新たな合意の要素といった中核的な成果文書に積極的に関与するよう呼びかけた。また、"健全な科学、法で定められた衡平性や全員参加をベースとした意義深い合意案につながる"ように、閣僚らは"実現可能なことと必要なことに集中し、集中力と意思をもって取組むべきだ"と述べた。

その他、ハイレベルセグメントでは、各国・政府の首脳や各国・政府の副代表、閣僚、そのほかの組織代表などの声明発表が続けられた。声明のウエブキャストは、 http://bit.ly/HX8VgK で閲覧可能である。

非公式協議及びその他の会合

両ワークストリームに関するADPオープンエンド協議: 午前、Runge-Metzger共同議長は、引き続きテキスト草案に関する意見を提示するよう締約国に要請し、LMDCからの意見提出に感謝した。また、"希望のリストを述べる時間は終わった"とし、各国に意見が集約できる分野を特定するよう要請した。

スワジランド(アフリカン・グループ)、インド、マリ、中国、ボリビア(LMDC)、フィリピン、ベネズエラを含む様々な途上国が、1000億米ドルの供与への道筋と支援のMRVを求めた。ブラジルは、NAMA向けの資金を強調した。米国は、幅広い決定書パッケージと新たなコミットメントが"この先に出てくるはずがない"という状況の下で、1000億米ドルの資金目標が出されたと強調した。LMDC各国は、緩和のための民間投資の活用に関連した提案に反対した。

締約国間の差異化の特徴と程度に関して、ガンビア(LDC)及びブラジルが、附属書に非附属書国の違いを適用しつづけるのが良いと述べた。

行動強化のための技術的な機会について、ナウル(AOSIS)が、2014年3月までに意見提出を求めるという期限の設定や、事務局に外部機関からのものを含めた技術データの統合のとりまとめを要請すること、2014年3月と6月の専門家会合開催、及び国連気候サミットとCOP20に至るまでに2014年中に閣僚会議を開催することを追加するよう提案し、EUがこれを支持した。

インドは、"技術的なプロセスに着手すること"に反対し、LMDCの諸国とともに、条約の枠外での行動に言及することに警戒感を示した。EUは、ワルシャワ会議で、2015年に法的拘束力を有する合意に至り、緩和のギャップを埋めるべく"軌道に乗っている"ことを示すよう求めた。

中国は、2020年までの実施強化の必要性とバリ行動計画(BAP)を強調しつつ、交渉の焦点を絞るべきだと主張した。LDCの諸国は、衡平性と公正の原則、及びBAP完全実施を通じた信頼醸成について言及するよう求めた。スイ







スは、ADPでは追加性に焦点をあてるべきだと述べた。

EU及びスイスは、プロセスの透明性が重要だと強調した。ブラジルは、透明性の問題自体が目的では無いとしながらも、もっと透明性を明確化するよう求めた。

インドは、先進国の緩和の野心を少なくとも1990年比40%削減のレベルまで増加させ、技術移転の強化やIPR対策を講じることが必要であると強く主張した。フィリピンは、附属書I国の緩和、資金、技術移転及びキャパシティビルディングに関する報告を強化するよう求めた。サウジアラビア、LDCの諸国及びシンガポールは、先進国のリーダーシップの重要性を強調した。南アフリカは、先進国の緩和行動についての科学的評価を強調した。ベネズエラは、現行制度の実績を評価するよう求めた。

ブラジルは、多国間枠組みの中で準国家レベルの行動を詳細に説明することの難しさを強調した。シンガポールは、準国家レベルでの協働作業は、情報共有と学習という文脈で実施されるべきだと述べた。米国、日本、カナダは、 緩和と適応に関する準国家レベルでの協働作業の促進を支持した。夕方も協議が続けられる。

遵守委員会の報告書(CMP): 午前の非公式協議はIlhomjon Rajabov (タジキスタン)とIda Kärnström(スウェーデン) が共同で進行役を務めた。締約国からの提案に沿って共同議長が改訂した決定書テキスト草案の審議が行われた。 短い議論の後、2014-2015年の委員会の作業の支援における補助活動のための信託基金への任意拠出に関する 文章を削除することで締約国の合意がなされた。テキストには軽微な修正を行った後、CMPに送付する決定書草案 について合意がなされた。

REDD+資金(COP): REDD+向けの成果ベース資金の作業計画について、午後から行われた非公式協議では、REDD+資金に関する情報の"ハブ"の創出とGCFの役割について議論がなされた。情報のハブは自発的なツールであり、今後UNFCCCのウェブ・プラットフォームとリンクする可能性をもたせ、追加的な報告義務を課すことなく透明性を促進するという方向で意見の集約が見られた。GCFがREDD+向けの成果ベース資金について中心的な役割を果たすことや既存の方法論が使用されるという点で合意がなされた。また、一部の代表団は、どのように予防策(セーフガード)が講じられ、尊重されているかについての報告や、予防策と共同便益との関連性について認識が必要であることを強調した。他の者は、成果ベースの支払いに関する技術的な項目で進展を図らねばならないと強調しながら、"合意済みの問題について議論を再開させるべきではない"と述べた。

Agus Sari(インドネシア)及びChristina Voigt(ノルウェー)共同議長が作成した、成果ベース資金の作業計画に関する決定書テキスト草案を踏まえ、非公式協議が続けられる。

ADP共同議長の特別イベント: 午後のイベントはJamie Peter (YOUNGOs)が司会を務めた。2015年合意によって、いかに非政府関係者と政府の間の連携強化を推進できるかという問題や、非政府関係者のイニシャティブや行動の認識・強化におけるUNFCCCの役割などがテーマとなった。事務局は、非政府関係者のイニシャティブがUNFCCCの







プロセスを触媒、育成、促進、刺激できる方法に取り組むよう出席者に呼びかけた。

フロアから寄せられた意見に対して、ADP共同議長は、低炭素経済やグリーン成長への移行を目指した資金の提供によるメリットについて情報を広めることで、国内政治の気運を生むべく、各国の有権者とともに準備作業を行うとともに、どのような形で2015年合意に衡平性と公正さを反映するかという視点をもつ必要があると述べた。

また、特に、非政府関係者の役割の認識や労働組合の公正な移行、民間気候資金の役割、人権ベースのアプローチ、世代間の衡平性、持続可能な農業や土地利用における女性の役割などについても参加者は議論した。

廊下にて

月曜の交渉は深夜も続けられ、一部の代表団が国立スタジアムを退出できたのは、火曜日の午前6時で、夜明けの光に迎えられることとなった。日中は、ジェンダーと若者の団体から活気があった。本日の"ジェンダー・デー"に際し、気候の危機解決におけるジェンダーの視点からのアプローチの役割を促進しようと、多くの参加者が緑のリボンを着けた。青年NGOの代表がADP共同議長の特別イベントの進行役を務め、午後のハイレベルセグメントでは世代間正義というテーマも提起され、多くのスピーカーが参加者に"自分の子供達だけでなく、その子供達の子供達の事まで"考えてほしいと呼び掛けた。また、ADPの議論については、2015年のパリ会議に向けた道を切り開くのがワルシャワの具体的な成果であると繰り返し呼び掛けられているものの、種々の高官からも全体的にフラストレーションが溜まっているのではないかとの所感が示された。

2日目に入ったADP決定書草案の議論については、締約国が落としどころを見つけられず、ひたすら"見解が分かれる分野が強調される"ことになるのではないかと、ある政府代表は"悪い予感が募る(growing sinking feeling)"現在の胸中を明かした。ポーランドのDonald Tusk首相の言葉を借りると、"各プレイヤーが自分の仲間と競争している"ハイレベルセグメントの会合で、ある政府代表が憂慮していたのは"試合に勝つのは(プレイヤー個人ではなく)チームだけだ"という事実を締約国が忘れつつあるのではないかということだ。多くの参加者が現在も審議継続中の手続き問題について不安を抱えており、これまでのところの交渉スピードの遅さを懸念していた。しかし、あるUNFCCCベテラン交渉官は、COP19も"金曜深夜に、最終的にはパッケージ合意に至る"という"典型的なCOP"になると参加者を元気づけていた。

#COP4台風30号の連帯行動:フィリピンのスーパー台風ハイヤン後の救済復興活動を支援するため、緊急対応に特化したポーランドのNGO「Polish Humanitarian Action」が水曜日と木曜日にチャリティー募金を開催する。国立スタジアムのlevel -2 zone 1のクロークルーム付近で午前8時から10時まで、level -1 zone A9のスタジアムメイン出口で午後5時から8時まで、ボランティアが参加予定。最初の募金は先週金曜日に開催され、3,063米ドルが集められた。COP19参加者がそれぞれ20ドルを寄付すれば、約200,000ドルが募金されることになる。ウェブサイト







(http://www.pah.org.pl)を通じて、オンラインで寄付することも可能だ。

この募金は、COP19/CMP9議長とUNFCCC事務局がサポートしている。

また、フィリピンで活動しているNGO4団体からの若い代表団が、先週Twitterstormという資金集めのイニシャティブを立ち上げた。ウェブサイト(http://bit.ly/1cX8WiQ)を参照のこと。

(IGES-GISPRI仮訳)

【日本語版担当者から】

本文中に略語が頻出することがあります。ENB では、Daily Report の後に Summary が出ますが、今回もその末尾に用語集が掲載されると思われますので、そこでご確認下さい。 あるいは、お急ぎの時は、過去の Summary の用語集をご確認下さい。

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Alice Bisiaux, Elena Kosolapova, Ph.D., Mari Luomi, Ph.D., and Annalisa Savaresi. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the United Nations Environment Programme (UNEP), and the International Development Research Centre (IDRC). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Warsaw Climate Change Conference - November 2013 can be contacted by e-mail at <a href="mailto: calce@iisd.org>.







Vol.12 No.592

2013年11月21日(木)

ワルシャワ会議ハイライト

2013年11月20日 水曜日

水曜日の午前と午後、気候資金に関するハイレベル閣僚ダイアログが開催された。この日一日中、COP、CMP、ADPの下で、コンタクトグループ、非公式協議、その他の会議が開催された。この中には、両ワークストリームのADPオープンエンド協議、UNFCCCプロセスの意思決定に関するCOPオープンエンド非公式協議が含まれた。COP/CMP議長の非公式進捗報告プレナリーは夕方に開催された。

気候資金に関するハイレベル閣僚ダイアログ

COP18で開催が義務付けられた閣僚ダイアログは、2部に分けて開催され、先進国による2012年以後の資金規模拡大努力など、長期気候資金募集での進捗状況を検討した。

午前のダイアログ開始会合で、COP/CMP議長のKorolecは、気候資金の「課題に応える(living up to the challenge)」よう求めると同時に、この課題の困難さも認識した。同議長は、ワルシャワ会議では適応資金や予測可能性、広範な資金源からの資金募集で進捗を図るよう締約国に求めた。

UN事務総長のBan Ki-moonは、「悪い補助金(perverse subsidies)」など、持続可能な投資の障壁を取り除く必要があると強調した。同事務総長は、共通の行動分野として官民の資金及びGCFの運用開始を指摘し、今行動しないことで生じるコストについて警告した。

タンザニア共和国連合のJakaya Mrisho Kikwete大統領は、「期待したようにはうまくいっていない(things have not worked out as we had expected)」として嘆き、次の必要性を強調した: LDCsに対する資金の流れ;透明性の改善;資金調達手順と資金源へのアクセスの協調。

GEFのNaoko Ishiiは、次の点を強調した:低炭素経済への移行には資金が必要である;公共の資金は、民間部門のポテンシャルを解き放つための仲介的役割を果たせる;GCFとGEFは「強力な補完性(strong complementarities)」を作り出すべき。







GCFのHela Cheikhrouhouは、同基金は「運用を開始する用意を整えている(getting ready to open for business)」と述べた。同代表は、次の点を求めた:GCF理事会は基金運用開始に必要な決議を採択する;途上国は優先策を特定し、基金に申請できるようにする;先進国は基金に資金を供与し、民間部門の寄付金の仲介をする。

その後ダイアログは、4人つの「アイスブレーカー(icebreakers)」によって開会し、Maria Kiwanuka大臣(ウガンダ)とMartin Lidegaard大臣(デンマーク)が進行役を務めた。

Lisel Alamilla大臣 (ベリーズ)は、次の必要性を強調した:支援の予測可能性;1千億米ドルの目標実施に向けた 里程標:GCF及び適応基金の資金確保及び運用開始。

Dalila Boudjemaa大臣 (アルジェリア)は、2015年と2020年の間の空白を回避し、優れた実施方法を知らせる必要があると強調した。

Peter Altmeier大臣 (ドイツ)は、1千億米ドルの約束を実現するよう参加者に求め、民間投資の方向性を変える必要性に目を向けるよう求めた。

米国の気候変動担当特使のTodd Sternは、民間投資誘導手段として公共資金を強化する資金拠出国間の協調に焦点を当てた。

フィジーはG-77/中国の立場で発言し、次の点を求めた: 資金の規模拡大; 適応資金と緩和資金のバランス; GCF の速やかな資金確保。エジプトは、気候資金の予測可能性と追加性を定義づける必要があると強調した。中国は、1 千億米ドル目標達成のためのロードマップで合意することが重要だと強調した。EUは、早期開始資金の努力に注目し、気候の主流化と可能な環境作りを強調した。コロンビアはAILACの立場で発言し、ワルシャワでは次のもので構成される「より高く、より野心的な基礎(higher and more ambitious ground)」に至るよう求めた: 資金の規模拡大に関する明確な政治約束、これには適応向けの公共資金を含める; 中期目標があり、異なる資金源が明確にされた信頼できる経路; 進捗状況を評価する政治プロセス。

午後、Nicholas Sternは基調講演を行い、「政府が誘起する政策リスク」が民間投資の最大の障壁であると警告し、 途上国でのグリーンな開発への支援強化を求めた。3人の「アイスブレーカー」が議論を開始した。

Tine Sundtoft大臣(ノルウェー)は、ノルウェーは「2020年までは少なくとも現在のレベルの」REDD+資金拠出を続けると発表した。

Edward Davey閣内相(英国)は、LDC基金とバイオカーボン基金に対し、合計1億2500万ポンドの新しい資金供与を発表した。

Juan José Guerra Abud環境・自然資源長官(メキシコ)は、国際支援は重要だが、各国は「宿題を果たすべき」で、







公共資金を用いて民間投資を誘導する戦略を練り上げるべきだと警告した。

ナミビア、コンゴ民主共和国、ケニアなど、多数の途上国は、先進国の資金供与義務、及び可能な限り速やかな GCFの運用開始および資金募集の必要性を強調し、インドは、可能な環境ではないことを、資金供与を遅らせる言い訳に使うべきではないと警告した。マラウィはLDCsの立場で発言し、資金にいたる経路での合意を求め、基金の 少なくとも半分は適応向けとし、その大半をLDCsに振り向けるよう求めた。フィジーはG-77/中国の立場で発言し、次の提案を行った:全てのもののGCFへのアクセス可能性を確保するため、資金準備プログラムを継続する;ワルシャワ会議の主要な成果として2020年までの資金経路を明確にする。ベナンは、汚染者負担原則が忘れられることに 警告した。

韓国は、プレ2020年及びポスト2020年の長期資金について作業部会を設置するよう求めた。エルサルバドルは、次の点を求めた:お役所ふうの面倒な手続きでなく、固定費が低く「素早い動き(agile)」の資金。エクアドルは、民間部門からの資金だけでなく、締約国からの資金も確保する必要があると強調した。

カナダ、EU、日本、ノルウェー、ニュージーランドなど多数の先進国は、民間資金の動員を強調し、EUとスイスは、 先進国と途上国のパートナーシップを作る必要があると強調した。ニュージーランドは、効果的な気候資金に関する ワルシャワプラットフォームを創設し、これには次のものを含めるよう提案した:各国による自国の優先策設定を助ける;その優先策に資金を適合させる;測定と報告が可能な成果を支援する;簡素化された形で資金を調整する;公的 資金で民間部門の参加が「押し出される(crowd out)」ことがないようにする。

世界銀行は、公的資金による民間資金誘導方法を理解することが重要だと指摘し、気候資金及び開発資金の共同便益の追跡での進展を強調した。

CANは、2020年までに資金増加ロードマップを求め、公的資金の少なくとも50%を適応に配分するよう求めた。

BINGOsは、特に次のことを行えば、民間資金を動員すること、方向性を変えることが可能であると述べた:根幹部門政策のリスク/報酬の割合の転換:気候を金融政策枠組に統合する:グリーン債券の開発ポテンシャル拡大。

非公式協議、その他の会議

両ワークストリームに関するADPオープンエンド協議: 午前、共同議長のRunge-Metzgerは、決定書草案の附属書に記載する「共通のスレッド(common threads)」に関するフィードバックを求め、この附属書はいかなる成果にも予断を加えるものではないと強調した。

インドは、そのような附属書を決定書草案に入れることに対し警告した。同代表は、中国、ブラジル、フィリピン、そ







の他と共に、共同議長の再考覚書(reflection note)に進捗状況を示すよう提案したが、AILACの立場で発言したコロンビア、ニュージーランド、トリニダードトバゴ、その他は、附属書について議論することを支持した。

オーストラリアは、次のものを含める共通要素の分野に焦点を当てるよう提案した: 国家が合意した規則に基づく 国家決定の個別の約束: 支援の透明性: 適応優先を記載。同代表は、日本とカナダと共に、IPRsへの言及に反対した。

シンガポールは、共通要素に関する文章を序文に移すよう求めた。同代表は、LDCsの立場で発言したガンビア、そしてインドネシアと共に、2014年の作業計画作成を求めたが、EU、ベネズエラ、ブラジル、その他は、作業計画の交渉でワルシャワ会議に残されている作業が混乱する可能性があるとして、懸念を表明した。

ボリビアは、次の点に焦点を当てるよう求めた:実施方法の明確化:損失と被害;数量化された中期資金支援目標;支援のMRV。LDCsは、新しい合意はCBDR、衡平性、世代間の衡平性に基づくべきで、緊急性や適切性を反映すべきだと強調した。

米国は、意見が一致した分野には次のものが含まれると述べた:この合意は条約の原則の下、全てのものに適用可能である;国家が決定する約束;国情に配慮した実施。スイスは、共通する基盤として、国際的に合意された規則に則り国家が決定する緩和行動を強調した。EUは、検討要素として特に次の点を強調した:2°C目標;全てのものに適用可能;市場メカニズム;遵守。

フィリピンは、プレ2020年の野心に焦点を当てるよう求め、支援の目標、附属書I国の緩和野心などを含んだ、 2014年の行動可能な項目と議題項目を挙げた。

スワジランドはアフリカングループの立場で発言し、共通要素を練り上げることを支持すると表明し、世界の気温 目標及び約束の適切性評価への言及を求めた。

南アフリカは、衡平性枠組みを含めるよう提案した。アフリカングループ、AILAC、インドネシアは、世界的な適応目標を支持した。

中国は、条約の附属書における既存の差異化に焦点を当てた。ブラジルは、条約の下の附属書のアレンジは法的拘束力があり、交渉の対象ではないと強調した。米国は、COP決定書は条約の附属書の「進化(evolution)」を可能にすると述べた。ベネズエラは、法的拘束力のある合意という約束を再確認し、一部の締約国による条約の原則及び構造の「価値の切り下げ(devaluation)」に対する懸念を表明した。ニュージーランドは、EU、ノルウェー、トリニダードトバゴの支持を受け、差異化の議論を支持すると表明した。

UNFCCCプロセスでの意思決定(COP): Beata Jaczewska (ポーランド)が午前のオープンエンド非公式協議の進行役を務めた。締約国は、議論範囲に入る可能性がある要素に関する共同議長の暫定リストを検討した。







可能な要素に関し、EUは、メキシコとインドの支持を得て、パッケージとしての処理を回避しようとする言及に疑問を呈し、議論では達成可能な成果に向けてのプロセスに焦点を当てるべきだと説明した。オーストラリアは、パッケージ処理は透明性や参加性に関係すると述べた。メキシコは、「作業の所有権(work ownership)」への言及を加えるよう要請し、オーストラリア、ロシア、EU、サウジアラビア、米国、その他と共に、締約国の役割や責任、そして議長、司会役、事務局の役割や責任の区別を強調した。

ロシアは、議論範囲を改定することなく、投票や満場一致を、「意思決定ツール(decision-making tools)」として含めるよう提案したが、サウジアラビアはこれに反対した。

将来の作業構成に関し、締約国は、2014年6月のボン会議でも議論を続けられるかどうか検討し、サウジアラビアは、SBs会合の余白の中でCOPの議題項目を合法的に議論できるのか、明確にするよう求めた。手順に関する結論書草案が配布され、協議が続けられることになる。

COP/CMP議長の非公式進捗状況報告プレナリー

夕方、COP/CMP議長のKorolecは、共同議長及び各国閣僚を招き、多様な項目について報告するよう求めた。

SBSTA議長のMuyungiは、対応措置、及び5条、7条、8条(議定書における手法論問題)の議論には時間が必要であると指摘し、ドーハ改正案の第3条パラグラフ7のterに関する協議は終了したと指摘した。

REDD+の制度アレンジに関し、SBI議長のChruszczowは、合意には至っていないと報告したが、「着地点(landing zone)」はあるとして自信を示した。

ADP共同議長のRunge-Metzgerは、共同議長が改定文書を作成したと伝え、次回数時間内で交渉を終了し、木曜日にADPを閉会することへの希望を表明した。

損失と被害に関し、Bomo Edna Molewa大臣(南アフリカ)とLena Ek大臣(スエーデン)は、制度アレンジの構成や、その運用開始に向けた支援について、意見を一致させる必要があると説明し、最初の二国間閣僚協議が開始されたと付け加えた。

議長のKorolecは、事務局予算に関する協議は結果を出せておらず、Tosi Mpanu Mpanu (コンゴ民主共和国)が協議を担当すると報告した。同議長は、気候資金に関する閣僚ハイレベルラウンドテーブル会議における資金供与の発表を事務局が取りまとめる予定だと伝えた。CDM協議に関し、同議長は、このグループはさらに時間が必要であると述べた。







バングラデシュは、パリでの合意に向けたロードマップを明示する必要があると強調した。同代表は、次の点での 進捗を求めた:損失と被害;資金;プログラム予算、特に適応に関する予算。メキシコは、少なくとも、2015年合意に 向けた道筋を立てるよう求めた。中国は、損失と被害、そして資金に関し達成されたものが少ないと嘆いた。

オーストラリアは、カナダ、日本、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、ウクライナ、米国の立場も代表して発言し、REDD+、気候資金、損失と被害に関し、ドーハ・マンデートと合致した成果を挙げるよう求めた。

CDMに関し、エクアドルは、炭素市場での需要不足に注目し、CDM関連のガイダンスに関する進行役の「不適切な手順(inappropriate procedures)」を嘆いた。

5条、7条、8条に関し、スイスはEIGの立場で発言し、第二約束期間の速やかな実施を確保するにはこの問題での決定が必要であると強調した。ロシアは、中国、ベネズエラと共に、協議は水曜日の夜ではなく木曜日に続けられるべきだと強調し、透明性や参加性を犠牲にするなら効果は得られないと指摘した。議長のKorolecは、この問題の協議は木曜日に行われると強調した。

FVA、非市場手法、NMMに関し、スイスはEIGの立場で発言し、交渉が再開されないことへの失望感を表明し、ワルシャワにおいて、この問題を議論するよう求めた。パプアニューギニアは、市場に関する討論の継続を求めた。

コロンビアは、チリ、ペルーの立場を代表して発言し、市場手法と非市場手法を支持し、FVAに関しては、ワルシャワでの情報交換プラットフォームの立ち上げを求めた。EUは、明確な規則や算定システムを志向するなら透明性は重要な第一歩になりうるとし、何が提案されたか、議論がどう進められるかを明確にするよう要求した。

オーストラリアは、カナダ、日本、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、ウクライナ、米国の立場も代表して発言し、COP19での市場の議論を歓迎した。

ボリビアは、ベネズエラの支持を得て、締約国が合意に至らなかったため、FVAの議論はSBSTA 40に先送りすることでSBSTAが合意したと想起した。エクアドルは、SBSTA 40での議論に予断を加えないという、議長提案の市場に関する協議を支持した。議長のKorolecは、この問題では意見が一致していないと指摘し、SBSTA 40での作業を支持するとの考えで締約国と協議すると付け加えた。

COP/CMP議長による非公式進捗報告プレナリーは、木曜日の午後、ADP閉会プレナリーの後で、もう一度、開催される。







廊下にて

水曜日、ハイレベルセグメントが佳境となり、国連事務総長のBan Ki-moonが各国の閣僚と二国間や少人数グループでの会議を重ねていたことから、「前進しようとの雰囲気」のきざしを感じた参加者もいた。多数のものが、UNFCCCの歴史で初めてとなる資金に関する会合期間中ダイアログを歓迎し、ある参加者は、これで「極めて必要な政治モーメンタム(the much needed political momentum)」を作り出してほしいとの希望を表明した。ある参加者は、ハイレベル会議の参加者が半円形に置かれた安楽椅子に座るという、ダイアログ開始時の演壇の非公式なセッティングに驚き、感動していたようだったが、別なものは、「あらかじめ準備した長文のステートメントは読まないように」との議長の指示をフロアからの発言者が守らなかったと嘆いた。しかし、そのような長文のステートメントは、ある参加者の言う「役に立つ情報の塊(useful nuggets)」だったようで、たとえば、ノルウェーは、REDD+への資金供与を「少なくとも2020年まで現在のレベルで」続けると約束した、ただし同代表は、その元になる具体的な数値については首を傾げた。

閣僚級のイベント以外では、多くのものが損失と被害に関する議論の「行き詰まり(blockage)」を口にした。この最新の焦燥感は、資金やADP作業計画など、他の困難な問題について、他のものが感傷を表明していたときにやってきた。ある参加者は、夜遅くの損失と被害の議論、他の厄介な問題、それらは相互に「結びつく可能性がある (possibly in conjunction)」のであるが、を予想していた。ある参加者は、ADP決定書草案の改訂版に関する議論が夜遅くに開始されると予想し、「ワルシャワでは、明確にするのに1年もかかるようなページを避け、我々全てのものの助けになるような決定書を、われわれみんなが望んでいる」と指摘した。木曜日にADPが閉会することから、そのような議論の期限が近づいている。

#COP4ハイヤン台風の連帯作戦:

木曜日、緊急援助を専門とする非政府組織、「ポーランド人道主義行動(Polish Humanitarian Action)」は、スーパー台風ハイヤン襲来後のフィリピンの救済と復興を支援する、最後の第3回連帯募金を計画している。レベル2、ゾーン1のクロークルーム近くでは午前8時から10時、レベルー1、ゾーンA9のスタジアムのメイン出入口では午後5時から8時、ボランティアが立つ予定。これまでの2回の現金募金で約6千ドルが集まった。COP19参加者の一人一人が、20ドルを寄付すれば、20万米ドルほどを集めることができる。オンラインでの寄付も次のURLを通して可能である: http://www.pah.org.pl.

この募金活動は、COP19/CMP 9議長とUNFCCC事務局が便宜を図っている。

先週、Twitterstormという資金集めのイニシアティブが若者の代表団によって立ち上げられ、フィリピンで活動している4つのNGOsを通して行われる。詳しくは右記参照: http://bit.ly/1cX8WiQ

(IGES-GISPRI仮訳)



Earth Negotiations Bulletin The International Institute for Sustainable Development http://www.iisd.ca/





【日本語版担当者から】

本文中に略語が頻出することがあります。ENB では、Daily Report の後に Summary が出ますが、今回もその末尾に用語集が掲載されると思われますので、そこでご確認下さい。 あるいは、お急ぎの時は、過去の Summary の用語集をご確認下さい。

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Alice Bisiaux, Elena Kosolapova, Ph.D., Mari Luomi, Ph.D., and Annalisa Savaresi. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the United Nations Environment Programme (UNEP), and the International Development Research Centre (IDRC). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Warsaw Climate Change Conference - November 2013 can be contacted by e-mail at <a href="mailto: change-conference- November 2013 can be contacted by e-mail at change-conference- November 2013 can be contacted b







Vol.12 No.593

2013年11月22日(金)

ワルシャワ会議ハイライト 2013年11月21日 木曜日

木曜日午前、強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム・ハイレベル閣僚ダイアログが開催された。一日を通して、COP、CMP、ADPの下で、コンタクトグループ、非公式協議、その他の会議が開催された、この中には両ワークストリームに関するADPオープンエンド協議が含まれた。夕方には、COP/CMP議長による非公式進捗状況報告プレナリーが開催された。

強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム・ハイレベル閣僚ダイアログ

COP/CMP議長のKorolecは、ハイレベル閣僚ダイアログを開催し、全ての締約国に対し「最も脆弱な人々、そして最も価値のある資産—我々の惑星(most vulnerable people and the most valuable asset – our planet)」を守るため、ともに努力するよう求めた。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、「地に足をつけ、そして星に向けて目を上げる(keep their feet on the ground but raise their eyes to the stars)」よう奨め、排出量の推移を示す曲線を曲げるには全ての利害関係者が最大の協力努力をすることが必要だと強調した。

タンザニア連合共和国のJakaya Mrisho Kikwete大統領は、先進国に対し、先頭に立ち続けることを求め、次の点を強調した:長期目標ならびにUNFCCCの目的に則り、排出削減の野心の規模を拡大する;資金に対し、「大胆なアプローチ」をし;緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディングに関するプレ2020年の野心のギャップをなくす。

Vivian Balakrishnan大臣(シンガポール)が進行役を務め、3人の「アイスブレーカー(icebreakers)」が議論の第一部を開始し、同進行役は、参加者に対し「残酷なほど正直な議論(brutally honest discussion)」を求めた。

Xie Zhenhua大臣(中国)は、条約を弱めるのではなく、実施するよう求めた。同代表は、先進国の歴史的責任を強調し、途上国は支援なしでは緩和目標、適応目標を達成できないと強調した。







米国の気候変動担当特使のTodd Sternは、締約国に対し、共に前進するよう奨め、ADP交渉での意見集約分野に注目した:全てのものによる意味のある参加;各国が決定する緩和約束;透明性の強化;パリ会議(訳者注: COP21/CMP11)前の約束提出。同代表は、過去の差異化カテゴリーの保持に反対し、運用開始には、この分類の進化が必要だと強調した。

Claudia Salerno Caldera副大臣(ベネズエラ)は、条約の原則、規則、附属書の下で合意について交渉する必要性に注意を喚起し、「このような原則、規則、附属書は交渉の対象ではない」と付け加えた。

締約国数か国は、明確なロードマップを求め、議論を緩和から適応、資金、技術、キャパシティビルディングの議論に移すよう求めた。

EUは、2015年合意の明確な予定表での、さらにはプレ2020年の野心規模拡大での進展が不十分であると嘆き、締約国に対し、「宿題を済ます」よう求めた。同代表は、2015年合意は野心面と参加面の両方を確保するため、トップダウンアプローチとボトムアップアプローチの「ハイブリッド」にすべきだと述べた。

日本は、透明性、市場メカニズムの規則、LULUCFの必要性を強調した。

ペルーは次を求めた:リマ(訳者注:COP20/CMP10)での効果のある交渉に向けたADP決定書;COPの下での緩和約束に関する明確な期限;先進国と途上国の間の政治ダイアログ;政治モーメンタム;民間部門の参加。

マレーシアは、新しい合意の「モラル上の基礎(moral basis)」は歴史上の開発活動が大気中の二酸化炭素の蓄積を増加したことを認めることだと強調し、大気の開発スペースの衡平な再配分を求めた。

ネパールはLDCsの立場で発言し、新しい合意には最新の科学と世界の平均気温上昇限度1.5℃以下を組み入れる必要があると強調した。

第二ラウンドの議論は、3人の「アイスブレーカー」で始まったが、Tim Groser大臣 (ニュージーランド)が進行役を務めた。

Phil Hogan大臣(アイルランド)は、ADP決定書草案の文章は的を絞っていると指摘し、進捗状況追跡の共通の規則一式、変化する事情に合わせる柔軟性を含め、2015年合意までの予定表について合意が必要であると強調した。

Pablo Vieira副大臣(コロンビア)は、比較可能性、透明性、適切性に注目し、「全ての国が行動し、それぞれができることをしていく」必要があるとし、「チャンピオン達」を見出す必要性を強調した。

Jiko Fatafehi Luveni大臣(フィジー)は、次のような共通枠組みに基づく、明確で柔軟性のある合意を採択するよう求めた:公平な差異化を含める;参加も野心も最大化する;トップダウンとボトムアップの行動を組み合わせる;MRV、







市場メカニズム、適応、実施方法、支援の透明性、遵守を含める。

その後の議論において、多数の国が信頼構築の重要性を強調し、適応に焦点を当てるよう求めた。さらに締約国数か国は、実施、損失と被害の重要性を強調した。

ケニアは、「 2° C目標はアフリカにとり 3° Cということであり、それでは適応できない」と強調し、次を求めた:明確な適応目標:損失と被害に対する強力な支援:能力開発。ボリビアは、開始点として、2016年までに少なくとも700億米ドル、2020年までに1千億米ドルの資金を提供するとのCOP19での先進国の約束を求めた。アルゼンチンは、CBDR、衡平性、「普遍的で、ただし一律ではない(a universal, but not uniform)」システムの適用など、条約の原則と条項を強調した。

スイス、米国、EUは、化石燃料補助金の排除、及びHFCsの段階的廃止が必要だと強調した。インドは、IPRsの問題に対処する必要性を強調し、HFCsはモントリオール議定書の下ではなく条約の下で議論されるべきだと強調した。

マーシャル諸島は、エネルギー効率、再生可能エネルギーの緩和ポテンシャルを即座に掴むよう求め、同国は海洋熱エネルギーやクリーンな水素燃料での経験を共有する意志があると表明した。

ノルウェーは、全ての締約国に対し、2014年の排出削減目標を策定するよう求め、2014年を「緩和野心の年」にすべきだと述べた。

トリニダード・トバゴは、2015年合意は次のようなものであるべきだと述べた:全ての国の存続を保証し、現在の世代、そして将来の世代のため気候を保全する;環境十全性を確保する;遵守を奨励する;民間部門にシグナルを送る:野心的で法的拘束力があり、全てのものに適用可能;可能な限り早期の発効。

非公式協議

両ワークストリームに関するADPオープンエンド協議:午後、共同議長のRunge-Metzgerは、締約国に対し「異なる方向」へ進まないよう警告し、草案に関する特定の提案を求めた。

各国の貢献分の準備に関し、日本は、文書草案における国内貢献分準備作業で条約の原則を指針とするにはどうすればよいか明確にするよう求めた。エクアドルは、国内のプロセスを進める方法について締約国に指示することへの懸念を表明し、実施方法への言及がないと指摘し、パリ会議での明確なロードマップを提案した。バングラデシュは、COP 21に先立ち、情報が提供される必要があると強調し、ペルーは、締約国は2014年の会合と会合間の会議で国内(貢献)準備状況を報告するよう奨められるべきだと述べた。オーストラリアは、COP 21までで期待されるのは







「初期の約束(initial commitments)」に過ぎないと述べた。

ノルウェーは、次を求めた:国内の準備努力を強化する予定表;数量化ができ、野心的で透明性のある約束。同代表は、約束を2014年末までに提出すべきだと述べた。サウジアラビアは、「約束について話す場合、先進国の約束について話しているのであり、貢献について話す場合は、途上国に関する貢献について話しているのだ」と指摘し、1千億米ドルの目標実現に向けた経路がない中での貢献の時間枠組設定に反対した。

チリとペルーは、貢献の透明性を高めるため、締約国に情報を提供するようADPに要請することに関し、特定の時間枠の採択を提案した。オーストラリアは、透明性を高めるには共通の規則採用が重要であると強調した。カナダは、ADPはCOP 20で情報を提供すべきだと述べた。

カナダ、米国、オーストラリア、ノルウェー、ニュージーランドは、条約の原則への言及を序文に挿入すれば繰り返す必要はないと強調した。

貢献検討プロセスを定めるようADPに要請することに関し、トリニダード・トバゴは、キューバとEUの支持を受け、ワルシャワで決定書を採択する必要があると強調した。ケニアは、貢献の適切性の検討など、貢献を検討するプロセスをCOP20までに定めるよう求めた。サウジアラビアはLMDCsの立場で発言し、国家が定める行動を提出するため、国内の準備を開始し、強化するよう全ての締約国に奨める文章を提案した。

約束の特性に関し、EUと韓国は、「貢献(contributions)」ではなく「約束(commitments)」という表現することを提案した。フィリピンはLMDCsの立場で発言し、アフガニスタンと共に、「貢献(contributions)」を「約束(commitments)」に変えることを支持し、前者は条約にはないと指摘した。韓国は、目標と行動を含めるべきだと付け加えたが、カナダ、日本、オーストラリアは、これらは国家が決めるべきものだと強調した。カナダは、法的に記載されるまでは、これらは「当初の約束(initial commitments)」であると付け加えた。マーシャル諸島は、緩和以外の分野での約束に注目し、「国家が定める(nationally-determined)」を挿入することに対し警告し、これは国際プロセスに予断を加えると述べ:妥協案として「示された(indicative)」または「提案された(proposed)」という表現を提案した。

ワークストリーム2での緩和野心引上げに関し、日本は、先進国と途上国の間の違いを強化する文章であるとして 懸念を表明し、より包括的な特性づけを希望した。フィリピンはLMDCsの立場で発言し、約束の比較可能性への言 及、そして先進国に対して1990年比で40%の削減を求めた。ナウルは、インドネシアの支持を受け、合意された約束 の実施を成す行動と新しい行動との区別を提案した。さらに同代表は、このような行動での進捗状況評価に関する 文章の追加を提案した。決定書草案に関する非公式協議が夜まで続けられた。







COP/MOP議長の非公式進捗状況報告

COP/CMP議長のKorolecは、この会議をマラソンと対比させ、「最後の2キロメートル」のため、ペースを持続するよう促した。

ADP共同議長のRunge-Metzgerは、締約国は「事務的な(businesslike)」雰囲気の中で文書草案作成作業に携わっていると報告した。同共同議長は、金曜日の早朝には改定された文章が入手できるようになると述べ、締約国は、その後、ADP閉会プレナリーが始まる前の午前中に、これを議論することになると述べた。

Bomo Edna Molewa大臣(南アフリカ)とLena Ek大臣(スエーデン)は、損失と被害に関する閣僚間二国間会議を開催すると報告し、「UNFCCCは気候の影響に苦しめられているものを気遣っている(the UNFCCC cares about those suffering from climate impacts)」ことを実証することの重要性を強調した。

議長のKorolecは、保留されている項目数件について、締約国に最新情報を提供した。資金関連問題に関し、同議長は、Maria Kiwanuka大臣(ウガンダ)とMartin Lidegaard大臣(デンマーク)が協議を行っており、GCFコンタクトグループに提案する可能性があると報告した。Korolec議長は、金曜日に資金に関する閣僚協議が行われると伝え、CMPの下での適応基金での進捗を指摘した。

同議長は、さらに、次の点を報告した:議定書5条、7条、8条(議定書の下での手法論問題)に関する議論は終了した;REDD+資金に関し合意に達した;CDMの議論は結論を出すのに「極めて近い」。Korolec議長は、対応措置は重要な問題であるとの認識を示し、次のステップに関しDiann Black-Layne(アンティグア・バーブーダ)と協議すると指摘した。同議長は、予算に関し、Tosi Mpanu(コンゴ民主共和国)とRobert Van Lierop(セントクリストファー・ネーヴィス)が保留問題の解決策を探ると述べた。

FVA、非市場手法、NMMに関し、Korolec議長は、行動の透明性に関する同議長の非公式協議は、SBSTA 40の成果に予断を加えることなく、ワルシャワで合意に達せるだけの「余裕を見いだせていない(had not found the space)」と指摘した。同議長は、役員選出のための候補者指名期限を想起し、SBSTA議長やSBI議長などいくつかの役職が未決定であると指摘した。

フィジーはG-77/中国の立場で発言し、透明性と効率の重要性を繰り返し指摘し、SBsで合意された決定や他のいかなる作業部会で合意された決定の議論を蒸し返さないよう忠告した。

EUは、議定書5条、7条、8条に関する手法論問題のグループについては、更なる時間を要求し、これは「数時間で成果を出せる(hours away from an outcome)」と説明し、第二約束期間の批准に不可欠な「ナットやボルト(nuts and bolts)」を最終決定するにはもっと時間が必要だと説明した。この要求はG-77/中国も支持した。

中国は、ワルシャワ会議は条約と京都議定書実施の重要な一歩前進になるべきだが、「今にも何の結果も出せな







いで終わりそうだ(on the verge of delivering nothing)」と述べた。同代表は、交渉から立ち去ることで、条約の目的を推進するという市民社会との連帯感を表明し、一部の先進国は緩和約束や資金に関し「後退(backtracking)」しており、損失と被害に携わることを拒否しているとして失望感を表明した。

議長のKorolecは、SBsで合意された決定書の議論を蒸し返さないとの要求に留意し、議定書5条、7条、8条に関する会議を金曜日の朝に開催すると発表した。

廊下にて

木曜日の夜には、参加者は完全に疲労しきっていたようであり、多くのものが広範な参加というのを犠牲にする徹夜の交渉を懸念した。全ての参加者が疲労していた中、途上国の参加者は他の者以上に苦しかったようである。多数の途上国の参加者は、人数が足りず、多数の議題項目で体力の限界であるとこぼしていた。ある参加者は、ハリーポッターの物語に触れ、「だれも『タイムターナー(time-turner;時間を逆転できる魔法の時計)』を持っていないようで、ハーマイオニのように時間を戻すわけにはいかない。文章をカッコ書きにしたままで部屋をでていくしかない、それでまた非公式なものにするのだ」との考えにふけっていたようだ。ある交渉プロセスのベテランは、「2週目の深夜の気候交渉には慣れている」ことをほとんど誇りにしていたが、COP19の第1週で実際にマラソン交渉が始まったことを嘆いた。あるものは、この6月のSBIの行き詰まりという「間違ったスタート(false start)」が原因だとし、これで3週間の作業を1週間に押し詰めねばならなくなったと述べた。この前の日曜日の朝5時、SBI閉会プレナリーが散会し、長い夜の1週間が始まった。特に資金問題やADPについて交渉している参加者は、水曜日も国立競技場に、終夜、とどまらなければならなかった。

「不適切な手順(inappropriate procedures)」そしてCOP議長や他の司会役の役割について、数か国の締約国が 提起した批判があることから、会場の廊下でも、透明性や参加性、「締約国主導性(party-drivenness)」についての 懸念を繰り返す声が聞かれた。金曜日も長い夜になると参加者が覚悟を決める中、多数のものは、UNFCCCプロセ スは締約国の手順面の懸念に対応する能力があるかどうか、変更するには遅すぎるのか、疑問視していた。多くの ものはリマ会議やパリ会議を半眼で見すえ、これからの道がスムーズにいくとは楽観視していなかった。

#COP4ハイヤン台風の連帯作戦:金曜日、緊急支援を専門にする非政府組織「ポーランド人道主義行動」は、スーパー台風ハイヤン襲来後のフィリピンの救済と復興を支援する連帯作戦募金活動を終了する。封をされた募金箱が、レベル2、ゾーン1にあるクロークルーム近くとレベル−1、ゾーンA9の競技場メインゲートに午後5時まで置かれる。集められた現金はこれまでに約7千米ドルに上る。次のURLでオンラインでの寄付も受け付けている:

http://www.pah.org.pl

この募金活動は、COP 19/CMP 9の議長職及びUNFCCC事務局が便宜を図っている。







先週、若者の参加者が、募金イニシアティブTwitterstormを立ち上げ、フィリピンで活動する4つのNGOsを通して行われる。下記を参照: http://bit.ly/1cX8WiQ

ENBサマリーと分析:「Earth Negotiations Bulletinのワルシャワ気候会議のサマリーと分析」は2013年11月25日の月曜日、下記URLに掲載予定: http://www.iisd.ca/climate/cop19/enb/

気候変動政策とプラクティス:地球規模気候変動を扱う国連と政府間活動の知識ベース: COP19のフォローアップに関する最新日報その他は下記で購読可能: http://climate-l.iisd.org/about-the-climate-l-mailing-list/

(IGES-GISPRI仮訳)

【日本語版担当者から】

本文中に略語が頻出することがあります。ENB では、Daily Report の後に Summary が出ますが、今回もその末尾に用語集が掲載されると思われますので、そこでご確認下さい。 あるいは、お急ぎの時は、過去の Summary の用語集をご確認下さい。

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Alice Bisiaux, Elena Kosolapova, Ph.D., Mari Luomi, Ph.D., and Annalisa Savaresi. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the United Nations Environment Programme (UNEP), and the International Development Research Centre (IDRC). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excepts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA. The ENB Team at the Warsaw Climate Change Conference - November 2013 can be contacted by e-mail at <a href="mailto: <a href="mailto:document-deviation-left-deviation-left-deviation-left-deviation-left-deviation-left-deviation-left-deviation-left-deviation-left-deviation-left-deviation-left-deviation-left-devia







Vol.12 No.594 2013 年 11 月 26 日(火)

ワルシャワ気候変動会議サマリー

2013年11月11-23日

ワルシャワ気候変動会議は、2013年11月11-23日、ポーランドで開催された。この会議には、国連気候変動枠組 条約(UNFCCC)の第19回締約国会議(COP 19)、及び第9回京都議定書締約国会議(CMP 9)が含まれた。会合ではこのほか、次の3つの補助機関の会合も開催された:科学上及び技術上の助言に関する補助機関の第39回会合(SBI 39)、そして強化された行動のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会の第2回会合第3部(ADP 2)。

ポーランドでは2回目となる国連気候変動交渉の開催で、この会議には、4022名の政府関係者、3695名の国連機関や組織、政府間組織、市民社会組織の代表、そして658名のメディア関係者など8300名を超える出席者が集まった。

ワルシャワでの交渉の焦点は、これまでの会議で達成された合意の実施であり、これには強化された行動のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会の作業推進も含まれた。閉会予定時刻を27時間超過して終了した会議では、ADP決定書が採択され、各国が意図して決定した貢献(contribution)について、国内の準備作業を開始もしくは強化し、バリ行動計画及びプレ2020年の野心の全面的実施の加速化を決意することが、各締約国に求められた。さらに締約国は、損失と被害に関するワルシャワ国際メカニズム設置の決定書を採択し、REDD+の資金、制度アレンジ、手法論問題に関する7件の一連の決定書、「ワルシャワREDD+枠組」も採択した。

UNFCCC と京都議定書のこれまでの経緯

気候変動に対する国際政治の対応は、1992 年、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の採択に始まる。気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため温室効果ガスの大気濃度安定化を目指し、その枠組みを規定した条約であり、1994 年 3 月 21 日に発効、現在は 195 の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議(COP 3)に参加した各国政府の代表らは、先進工業国および市場経済移行国に排出削減目標の達成を義務付けるUNFCCCの議定書に合意。UNFCCCの下で、附属書







I 国と呼ばれる国々が、2008-2012年(第一約束期間)の間に6種の温室効果ガス(GHG)の排出量を1990年と比較して全体で平均5%削減し、各国ごとに異なる個別目標を担うことで合意した。京都議定書は、2005年2月16日に発効し、現在、192の締約国を有する。

2005-2009年の長期交渉:

2005年、カナダ・モントリオールで開催された京都議定書の第1回締約国会合(CMP1)では、議定書3.9条に則り、京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)の設立を決定し、第一約束期間が終了する少なくとも7年前までに附属書 I 国の更なる約束を検討することを、その役割と定めた。また、COP 11では、4回のワークショップ開催を通じて、条約の下での長期的協力を検討するための「条約ダイアログ」と称されるプロセスも創設された。

2007年12月、インドネシア・バリで開催されたCOP 13及び CMP 3では、長期的な問題に関するバリ・ロードマップについて合意に至った。COP 13は、バリ行動計画を採択するとともに、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)を設立し、緩和、適応、資金、技術、長期協力行動の共有ビジョンを中心に討議することを役割付けた。また、AWG-KPの下では、附属書 I 国の更なる約束に関する交渉が続けられた。2つの交渉トラックが結論を出す期限は、2009年のコペンハーゲン会議と定められた。

コペンハーゲン: デンマーク・コペンハーゲンでの国連気候変動会議は2009年12月に開催された。非常に大きな注目を浴びる会議となったが、透明性やプロセスをめぐる論争が目立った。ハイレベルセグメントでは、主要な経済国や様々な地域の代表、その他の交渉グループの代表で構成されるグループによる非公式交渉が行われた。12月18日深夜、会議の成果として政治合意である「コペンハーゲン・アコード」が成され、その後、採択のためにCOPプレナリーに提出された。それから13時間にわたる議論の末、参加者は、コペンハーゲン合意に「留意する」ことで合意した。2010年には140カ国以上がこの合意への支持を表明し、80カ国以上が国家緩和目標または行動に関する情報を提出した。また、締約国はAWG-LCAおよびAWG-KPの役割をそれぞれ 2010年のCOP 16及びCMP 6まで延長することで合意した。

カンクン: メキシコ・カンクンでの国連気候変動会議は 2010 年 12 月に開催され、締約国はカンクン合意を成立させた。条約の交渉トラックでは、決定書 1/CP.16 において、世界の平均気温の上昇を 2℃以内に抑えるには世界の排出量の大幅な削減が必要であると認識された。締約国は、世界の長期目標を定期的にレビューし、2015 年までのレ







ビュー期間中に目標の強化を更に検討するということで合意し、その際に 1.5℃を目標とする案についても検討することで合意した。また、締約国は、先進国と途上国がそれぞれ通知した排出削減目標やNAMA(国内における適切な緩和行動)に留意した。決定書 1/CP.16 には、測定・報告・検証(MRV)や REDD+(途上国における森林減少等からの排出削減策)等、緩和に係わるその他の側面についても記載された。

さらに、カンクン合意は、いくつかの新たな制度やプロセスを創設した。その中には、カンクン適応枠組み、適応委員会、技術メカニズムがあり、技術メカニズムの下では技術執行委員会(TEC)と気候技術センター・ネットワーク (CTCN)が設立された。また、緑の気候基金(GCF)が新設され、24人のメンバーから成る理事会が統治する条約の資金メカニズム運用機関と指定された。締約国は、この基金の設計を課題とする移行委員会や、資金メカニズムに関して COP を支援する常設委員会の設置についても合意した。さらに、締約国は、先進国が 2010-2012 年に早期開始資金 300 億米ドルを供給し、2020 年までに年間 1000 億米ドルを合同で動員するとの先進国の約束についても認識した。

議定書の交渉トラックでは、CMPが、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書(AR4)に明記されたレンジに合わせた総排出削減量を達成するべく附属書 I 国に対して野心度を引き上げるよう促し、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)に関する決定書 2/CMP.6を採択した。また、両 AWG のマンデートはもう一年延長されることとなった。

ダーバン: 南アフリカ・ダーバンでの国連気候変動会議は、2011 年 11 月 28 日から 12 月 11 日に開催された。ダーバンの成果として、広範なトピックが網羅されたが、特に京都議定書の第二約束期間の設置や、条約の長期的協力行動に関する決定、GCFの運用開始に関する合意などが盛り込まれた。締約国は、「条約下で全ての締約国に適用可能な、議定書、法的文書、もしくは法的効力を有する合意成果の形成」を目的とする新組織として ADP を発足させることでも合意した。ADP での交渉は 2015 年中に完了させることとし、2020 年には新合意の発効を目指すこととした。さらに、ADP は 2℃目標に絡んで 2020 年までの野心ギャップを埋めるための行動を模索する役割も付与された。

ドーハ: 2012 年 11 月 26 日-12 月 8 日、カタール・ドーハにて、国連気候変動会議が行われ、「ドーハ気候ゲートウェイ」と称される一連の決定書パッケージが作成された。その中には、第二約束期間を定めるための京都議定書改正やドーハでAWG-KPの作業を最終的に完了させるための合意が盛り込まれた。また、AWG-LCAの作業完了やバリ行動計画の下での交渉終了についても締約国の合意がなされた。一方、世界目標の 2013-15 年のレビューや







先進国と途上国の緩和、京都議定書の柔軟性メカニズム、国別適応計画(NAP)、MRV、市場及び市場以外のメカニズム、REDD+等、さらなる議論が必要とされる数多くの問題については、SBI及び SBSTA に付託されることとなった。ドーハの成果の重要な要素は、途上国の中でも特に気候変動の悪影響に脆弱な国々における損失・被害を検討する制度メカニズム設立のための合意が盛り込まれたことである。

ADP 2:2013 年 4 月 29 日-5 月 3 日、ドイツ・ボンで ADP 2 が開催された。この会議は、ワークショップとラウンドテーブルでの議論を中心に構成され、ADP の 2 つのワークストリームもカバーされた。ADP の議論を進展させるには、この会議方式が有効だという印象を多くの参加者が抱いた一方で、今後の ADP はもっと焦点を絞って双方向的なものとすべきだと意見が数名の政府代表から寄せられた。

ボン: 2013 年 6 月 3 日-14 日、ボン気候変動会議が開催された。SBI 38 では、COP 及び CMP の意思決定についての法的・手続き的な問題を新たな議題項目として導入しようという、ロシア、ベラルーシ、ウクライナからの提案をめぐって、議題に関する論争が引き起こされた。この論争に対する解決策は見つからず、SBI では実質的な討議に入ることができなかった。一方、SBSTA 38 では、特に REDD+や方法論の幾つかの問題などの分野を中心に、多くの参加者が素晴らしいと認めるような進展があった。ADP 2 再開会合は、ワークショップやラウンドテーブルを中心に構成されたが、一部の作業をもっと公式的な場に移すためのコンタクトグループの数を 1 つまたは複数設置するかという点で合意に至れなかった。とはいえ、多くの参加者は、今後の会合で ADP が確実に進展を図るためにも交渉モードに転換することが重要だとの所感をもった。

ワルシャワ気候変動会議レポート

COP 19 及び CMP 9は2013年11月11日(月)に開幕した。 COP 18/CMP 8議長のAbdullah bin Hamad Al-Attiyah(カタール)は、ドーハ気候ゲートウェイ及びドーハ会議の進展を強調した。ポーランドのMarcin Korolec環境大臣は、"各締約国が地球を救うために、それぞれ貢献しよう"と呼びかけ、COP 19が気候変動への対応に向けて確固たる礎を築く場となることを希望すると述べた。また、"より早く、より高く、より強く"というオリンピックのモットーを引き合いに出し、UNFCCC 事務局長のChristiana Figueresは、ワルシャワ国立競技場での交渉は「勝つか、負けるかというゲームではない」と強調した。また、ワルシャワ市長のHanna Gronkiewicz-Waltzは歓迎の辞を述べつつ、ワルシャワ市が水管理や運輸、エネルギー分野で持続可能な活動を行っていると強調した。人類未曾有の気候







系の変化やその影響について報告しながら、IPCCのRajendra Pachauri議長は、温室効果ガス(GHG)排出量は 2015年までにピークを迎えさせ、再生可能エネルギーの比率を増やしていく必要があると 強調した。

このレポートは、COP、CMP、ADP、SBI、及びSBSTAの議論について、各々の議題をベースに総括するものである。SBI、SBSTA、ADPに付託されたCOP 及び CMPの問題に関する交渉および交渉の成果については、それぞれ関連する補助機関での交渉の項目で論じる。

締約国会議

11月11日(月)、Marcin Korolecポーランド環境相によりCOP 19/CMP 9議長が選出され、拍手喝采の中で承認された。

組織事項:投票に関するルール案42を除く、手続きルール草案の適用(FCCC/CP/1996/2)が、締約国により合意された。その後、COPは 議題(FCCC/CP/2013/1)を採択した。条約4.2条(a) 及び (b)の妥当性についての第2回レビューに関する議題項目については、一時保留となった。また、オブザーバー組織の承認 (FCCC/CP/2013/2)について、締約国の合意を受けた。

議長以外の委員の選出: COP のKorolec議長は、委員選出に関する協議開催を伝えた。11月23日のCOP閉会プレナリーにて以 COP議長団(ビューロー)のメンバーが選出された。メンバーは下記の通り: SBSTA 議長 Emmanuel Dumisani Dlamini (スワジランド); SBI議長 Amena Yauvoli (フィジー); Cheik Ndiaye Sylla (セネガル); Ravi Shanker Prasad (インド); Su Wei (中国); Jaime Hermida Castillo (ニカラグア); Jorge Voto-Bernales (ペルー); Nicole Wilke (ドイツ); Jo Tyndすべての (ニュージーランド); 連絡官 Marina Shvangiradze (グルジア)。

また、COPにて、SBI 議長団として 副議長 Ilhomjon Rajabov (タジキスタン)及び連絡官 Mabafokeng F. Mahahabisa (レソト) 、 ADP 議長団として、連絡官Anna Serzysko (ポーランド) を選出した。

さらに、COPにて、技術執行委員会(TEC)と非附属書I国の国別報告書に関する 専門家諮問グループ (CGE) の委員が選出された。 未決となっている候補指名に関する協議は継続。候補指名者リストはUNFCCCウェブサイトに掲示される予定。

今後の会議の開催日程および開催地: 11月22日のプレナリーでは、今後の会議スケジュールCOP 20 及び CMP 10(2014年12月1-12日、ペルー・リマ)、COP 21 及び CMP 11 (2015年11月30日—12月 11日、フランス・パリ)、及びCOP 22 及びCMP 12 (セネガル・ダカール)にて開催するという事で、ペルー、フランス、セネガルの各政府からの申し出が受理され、会議に関する決定書 (FCCC/CP/2013/L2)が COPで採択された。Manuel Pulgar-Vidal Otálora大臣 (ペルー)は、ペルーが積極的に全員参加型で透明性の高い交渉をリードしていくと述べ、COP 20の進展は特に先進国と途上国間の対話や市民社会や民間セクターを含む全ての主体の動員にかかってい







るとし、締約国に対して、団結して効果的に気候変動に対応するよう呼びかけた。また、COP 21までの課題については、大臣 Laurent Fabius (フランス)が"混沌から宇宙へ"ワープすることが必要だと念を押し、2015年合意によって新たな経済モデルと更なる結束を促さなくてはならないと述べた。Mor Ngom大臣(セネガル)は、セネガルが2016年のCOP 22をダカールで開催するべく名乗りを挙げたと発表し、"料簡の狭い議論からの脱却と一致団結"による協力を締約国に呼びかけた。

信任状に関する報告書の採択: 11月22日、 COPは信任状に関する報告書(FCCC/CP/2013/9)を採択した。

補助機関の報告書: 11月22日(金)、SBSTA 38 及びSBSTA 39報告書(FCCC/SBSTA/2013/3 及び Add.1&2; 及び FCCC/SBSTA/2013/L.21)ならびに SBI 39 報告書(FCCC/SBI/2013/L.1)がCOPにより採択された。

ADP報告書: 11月23日(土)、COP は、ADP報告書及びダーバン・プラットフォームのさらなる前進に関する決定書を採択した。

条約17条の下での締約国の提案の検討: 本項目 (FCCC/CP/2009/3-7 及び FCCC/CP/2010/3) は11月11日 (月)に初めて COPで取り上げられた。COPは、日本からの提案(FCCC/CP/2009/3)、ツバル提案 (FCCC/CP/2009/4)、オーストラリア提案(FCCC/CP/2009/5)、コスタリカ提案(FCCC/CP/2009/6)、米国提案 (FCCC/CP/2009/7) 及びグレナダ提案(FCCC/CP/2010/3)に留意した。11月22日(金)のCOP閉会プレナリーでは、COP 20の暫定議題に本項目を含めるということでCOPが合意した。

条約15条の改正に向けた締約国からの提案の検討:ロシア提案:本件(FCCC/CP/2011/5)は、まずCOPで11月13日に取り上げられ、その後、Iwona Rummel-Bulska(ポーランド)が進行役を務める非公式協議で審議されたものの、合意には至らなかった。11月22日、COP 20の議題に本項目を含めるということで COPは合意した。

パプアニューギニア 及び メキシコの提案:本件(FCCC/CP/2011/4/Rev.1)は、まず 11月13日のCOPで取り上げられた後、11月22日、Iwona Rummel-Bulskaが進行役を務める非公式協議で審議されたものの、合意には至らなかった。11月22日、COP 20の議題に本項目を含めるということで COPは合意した。

適応委員会の報告書:本件に関する議論はSBIの適応委員会の報告書に関する議題項目の欄で概要をまとめる。

技術の開発・移転 及び 技術メカニズムの実施: TEC 及び CTCN合同年次報告書: 本件に関する議論はSBIのTEC 及び CTCN合同年次報告書に関する議題項目の欄で概要をまとめる。

CTCN 及びその諮問機関のモダリティー及び手続きに関する報告書:本件に関する議論は、SBIのCTCN 及びその諮問機関のモダリティー及び手続きに関する報告書についての議題項目の欄で概要をまとめる。

2013-2015年レビュー:本件に関する議論は、2013-2015年レビューについてのSBI議題 項目の欄で概要をまとめる。







資金に関する諸問題: 長期 資金に関する作業計画: 本件 (FCCC/CP/2013/7) は11月13日(水)のCOPで最初に取り上げられた。 長期資金 (LTF) の作業計画の共同議長 Mark Storey (スウェーデン)が、LTF作業計画の延長を伝え、定義の透明性とLTFのトラッキングが必要であると強調しつつ、適応向けの民間資金拡充の方策を特定するよう求めた。

フィリピンは 77ヶ国グループ及び中国 (G-77/中国)の立場から、2015年の成功は、長期資金の予測可能性、説明責任、そして持続可能性にかかっていると述べた。エジプトはアフリカン・グループの立場から、気候変動対策のレベルは、途上国に提供された支援のレベルと関係していると強調した。モルジブは、年間1000億米ドルの資金拠出目標を達成するためには、責任分担での合意に達する必要があると先進国に促した。コロンビアは、独立中南米カリビアン諸国連合(AILAC)の立場から、資金提供における明確さと予測可能性;動員すべき資金規模:及び適応基金向けの十分な資金供給を要請した。欧州連合 (EU) は、LTFの義務については達成しており報告済みだと指摘した。韓国は、本件について政治的な対話を開始するため、LTF に関する作業部会を立ち上げることを提案した。

本件については、Kamel Djemouai (アルジェリア) 及び Herman Sips (オランダ)共同議長のコンタクトグループ会合で最初に取り上げられ、今次会議の期間中ずっと討議されたREDD+を除くCOP資金に関するその他の小項目すべて[すなわち、資金に関する常設委員会(SCF)の報告書、緑の気候基金 (GCF)の 報告書及び ガイダンス、COPとGCF間の取り決め事項、地球環境ファシリティー (GEF)の報告書及び ガイダンス、及び資金メカニズム第5回レビュー] と併せて議論が行われた。

11月13日(水)のコンタクトグループ会合では、小項目の優先順位や順番について締約国間で意見交換が行われた。フィリピンは、G-77/中国の立場から、簡単なものから難しいものへと順序をつけるよう提案した。 EUは明確な出発点と着地点"を定めることを提案。米国は、資金に関して、ハイレベルな閣僚間の対話に期待していると述べた。 COPとGCF間のアレンジに関する小項目が最も異論が少なく、LTF(長期資金)の問題が一番難しいとの見方で多くの国が一致した。一方で、コロンビア(AILAC)及び サウジアラビアを含む途上国の多くは、LTFが最重要課題であると強調した。

小項目に関する議論は、アルファベット順に並べられたCOP議題をベースに続けられ、11月14日(木)のLTFに関する議論を皮切りに審議が行われた。ほとんどの途上国が、LTFに関するCOP決定書こそ最重要テーマであると強調した。一部の締約国は、資金供給は政府の義務であると強調し、1000億米ドルの目標に向かった資金を貢献することは"新しい"ことではなく、すでに確約されたコミットメントを履行するだけのことだとして、条約4.7条(資金と技術の移転)の実施を要請した。数多くの途上国は、1000億米ドルの目標をめざす道筋として、中期目標や数値化された経路の提示という形で、より具体的な成果や明確さ、予測可能性を求めた。多くの先進国は、実効性及びイネーブリング環境(実現可能な環境)の必要性を強調した。いくつかの先進国が、ワルシャワでは、資金に関するコミ







ットメントが何も提示されない可能性があるとの見方を示し、2020年目標の達成に向けた取り組みが行われていると強調しつつ、数値化された経路に関する提案を拒絶した。 2°C目標達成に向けた取り組みの重要性、ならびに透明性と信頼醸成については、ほとんどの国が賛同した。

11月21日(木)に開催されたCOP/CMP 議長による非公式のストックテイキング・プレナリー(会議の進展に関する中間見直し会合)では、COP 議長より、Maria Kiwanuka大臣(ウガンダ)及び Martin Lidegaard 大臣(デンマーク)に懸案事項の解決に向けた協議開催を要請したとの報告があった。11月22日、ウガンダ政府で大臣交代があり、Kiwanuka大臣に代わり、Ephraim Kamuntu大臣 が着任した。

突っ込んだ協議の後、11月23日(土)、COPは決定書を採択した。

最終結果: COP決定書 (FCCC/CP/2013/L.13)で、COPは、特に

- · LTF 作業計画に関するLTF 共同議長の報告書に留意;
- ・条約に基づく資金と技術の移転に関する約束の実施の緊急性を強調;
- ・ 有意義な緩和行動と実施の透明性に照らして、2020年までに合同で年間1000億米ドルを動員するという先進国の約束、及び資金支援のレベルの明瞭さを提供することの重要性を認識:
- · COP 18以降の先進国の誓約 及び 発表を認識;
- ・締約国に対して、イネーブリング環境(実現可能な環境)及び 政策枠組みの向上を要請:
- ·先進国に対して、官民および代替資金源を含め、幅広い資金源からの早期開始資金の期間から増加する水準で、 公的気候資金の動員の継続性維持を要請;
- ・先進国に対して、公的ファンドの実質的なシェアを適応に向かわせるよう要請し、適応のための新たな多国間融資の著しいシェアはGCFから融通させるべきものであると想起させる:
- ・先進国に対して、経路に関する定量的及び定性的な要素についての情報を含めた、2014-2020年における気候 資金の拡充に向けた戦略とアプローチに関する先進国の二カ年意見書(サブミッション)の作成を要請;
- ・SCFに対して、気候資金の運用上の定義条項に関して現在行われている技術的な作業について検討するよう要請:
- ・インセッション・ワークショップを含めてLTFに関する審議を継続し、2014-2020年の気候資金に関するハイレベル 閣僚会合を2年に1度開催すると決定。

資金に関する常設委員会の報告書:本件(FCCC/CP/2013/8)は、まずCOPで11月13日(水)に取り上げられた。 SCF共同議長のDiann Black-Layne(アンティグア・バーブーダ)及び Stefan Schwager(スイス)から報告書の紹介が行われた。フィリピンは、G-77/中国の立場から、そしてエジプトが、アフリカン・グループの立場から、支援のMRVを求めた。本件は、Djemouai及び Sipsが共同議長を努めるコンタクトグループでさらに議論された。コンタクト







グループでの議論は上記LTFに関する小項目にまとめた。 COPは11月23日(土)、決定書を採択した。

最終結果: 決定書 (FCCC/CP/2013/L.8)で、COPは、 特/ご

- · SCF報告書に注目し、その作業の透明性と開示性を歓迎;
- ・SCF第1回フォーラムに留意し、SCFに対して2014年の第2回フォーラムで公的および民間セクターからの適応資金の動員を集中的に検討するよう招請;
- ・2014-2015年のSCF作業計画を承認し、2014年中に実施される、気候資金の流れに関する二カ年評価及び概観 に関する情報に留意:
- · SCFに対して、支援のMRVに関する作業を増やす方策について検討するよう招請;
- · SCFに対して、SBI 及び条約のテーマ別組織との連携を強化するよう要請。

COPに対するGCFの報告書とGCFガイダンス:本件(FCCC/CP/2013/6、8及び MISC.3)は、COPで11月13日(水)に最初に取り上げられた。元GCF 共同議長の Zaheer Fakir (南アフリカ)が報告書を紹介し、Manfred Konukiewitz (ドイツ)及び Jose Maria Clemente Sarte Salceda (フィリピン)両名が新たにGCF 共同議長に選出されたことを伝えた。フィリピンは、G-77/中国の立場から、モルジブは、小島嶼国連合 (AOSIS)の立場から、他の国々とともに、GCFの迅速かつ実質的な運用開始と資金化を求めた。G-77/中国は、GCFのの民間セクターファシリティーが国家主導型で、持続可能な開発を追求するものとなると強調した。アフリカン・グループは、早期動員、補充プロセス、適応資金重視を求めた。インドは、緩和と適応のための資金のバランスを求めた。本件は、Djemouai及び Sips共同議長によるコンタクトグループにおいて、さらに議論が行われ、11月23日(土)、COPは決定書を採択した。

最終結果: 決定書 (FCCC/CP/2013/L.12)で、COPは、 特/C:

- ・GCF理事会第2回年次報告書に留意し、独立したGCFの事務局の発足と事務局長の選出、及び本部合意の発効を歓迎:
- · GCFの運用開始を確実にするべく理事会での進展に注目:
- ・GCFに対して、適応と緩和の資金配分のバランス;国家主導のアプローチの追求;及び適応向けの資金の配分に おける脆弱な途上国の喫緊のニーズへの配慮を求めつつ、プログラムの優先順位や適格性基準に関するGCF の第1回ガイダンスを採用し、すべての途上国の適格性を確認することを決定。

GCFに対する追加的ガイダンスの中で、COPは、

- · GCFの全面的な運用開始の必要性を強調:
- ・資金源の管理に関する本質的な必要条件をとりまとめるよう理事会に要請し、GCFがCOP 20までに第1回の資金 動員を準備できるよう先進国による野心的かつタイムリーな資金貢献を要求:







- ・ 第1回資金動員は非常に著しい規模を実現させなければならないと強調;
- ・その他の多岐にわたる資金面のインプットを招請。

COPと GCF間の取り決め:本件(FCCC/CP/2013/6 及び 8) は、COPで11月13日(水)に取り上げられた。 COPの Korolec議長は、COPがSCF 及び GCF理事会に対して、COPと GCF間の取り決め事項を策定するよう要請したことに言及した。フィリピンは、G-77/中国の立場から、GCFがCOPのガイダンスを受け、COP に説明責任を負うこと;及び適格性基準などの諸問題に関するガイダンスをできるだけ速やかに提供する必要があること強調した。本件は、Djemouai 及び Sipsが共同議長を努めるコンタクトグループにおいて、さらに議論が行われた。コンタクトグループでの議論は、LTF(長期資金)に関する小項目にまとめられる。11月23日(土)、COPは決定書を採択した。

最終結果決定書 (FCCC/CP/2013/L.10)で、COPは、特に

- ・GCF理事会に提起された案は理事会の承認を得たと付記をつけ、この取り決め事項案を盛り込んだSCF報告書 に留意:
- ・決定書の附属書に記載されたCOPと GCF間の取り決め事項に合意し、それをもって取り決め事項は発効;
- · GCF理事会に対して、COP 20から、取り決め事項の実施に関する報告をCOPへの年次報告の中で行うよう要請。

COPに対するGEFの報告書とGEFガイダンス:本件(FCCC/CP/2013/3 & Add.1、8 及び MISC.4、及び FCCC/SBI/2013/INF.9)は、11月13日(水)にCOPで取り上げられた。GEFから年次報告書及び資金の状況に関する最新情報の報告があった。GEFに対するガイダンス策定で考慮すべき要素についての締約国の意見ならびに勧告については、フィリピンが、G-77/中国の立場から、GEFの作業への支援を表明し、GCFを含めた資金体制の進化における役割を検討しつつ、GEFに対して、資金補充のための戦略を策定するよう要請。技術の開発及び移転の支援を強調し、ウガンダは、途上国の適応と緩和のニーズに対処するために資金源をもっと引き上げる必要があると指摘した。本件は、Djemouai及び Sips 共同議長のコンタクトグループにおいて、さらなる議論が行われた。コンタクトグループでの議論は、LTFに関する小項目にまとめられる。11月23日(土)、COPは決定書を採択した。

最終結果: 決定書 (FCCC/CP/2013/L.11)で、COPは、特に

- · GEF年次報告書に留意し、GEFに対するガイダンス案に関するSCFの勧告に注目:
- ・第6回資金補充期間及びGEFの2020年の戦略案について現在進行中の作業を歓迎:
- ・しっかりと第6回資金補充が実施されるよう先進国に対しては自主的な貢献を要求し、その他の締約国にはそれ を招請:
- ・GEFに対して、新たなプロジェクト機関の認定を完了し、直接的なアクセス手順の拡大のための可能性を評価するよう奨励:







· GEFに対して、SCFとの協働を強化するよう奨励。

資金メカニズム第5回レビュー:本件(FCCC/CP/2013/8 及び INF.2)は、11月13日(水)にCOPで取り上げられた。 フィリピンは、G-77/中国の立場から、条約の資金メカニズムは、いかなる新合意でも継続させるべきだと強調し、予測可能性とアクセスの可能性、ならびに資金源の利用におけるバランスを確保する必要があると強く主張した。本件については、Djemouai 及び Sips共同議長のコンタクトグループにおいて、さらに議論が行われた。11月23日(土)、COPは決定書を採択した。

最終結果: 決定書 (FCCC/CP/2013/L.9)で、COPは、 特に

- · SCFにより提供されたガイドライン更新案を歓迎;
- ・ 決定書に附属されたガイドライン更新案の採択を決定:
- ・SCFに対して、COP 20までにレビューを完了させることを目指して、資金メカニズム第5回レビューへの専門家のインプットを提供し続けるよう要請。

決定書 1/CP.16 パラグラフ 70 (REDD+)の活動の完全実施に向けた成果ベースの資金: 本件

(FCCC/CP/2013/5) は、まずCOPで 11月11日(月)に取り上げられ、その後、Agus Sari (インドネシア) 及び Christina Voigt (ノルウェー)が共同議長を努めるコンタクトグループ 共同議長で審議された。11月22日(金)、COP は決定書を採択した。

最終結果: 決定書 (FCCC/CP/2013/L.5) で、COPは、 特に

- ・REDD+ 活動の完全実施に向けて途上国の締約国に提供された成果ベースの資金は、代替的な資金源を含め、 公的、民間、二国間及び多国間などの各種資金から活用されることを再確認:
- ・成果ベースの支払いの獲得及び受領をめざす途上国は、すべての予防策がどのように講じられ、尊重されてきたかという最新情報の要約を、成果ベースの支払いを受領する前に提供すべきであるということに同意;
- ・REDD+ 活動に資金を供給する諸団体に対しては、重要な役割を担うGCF を含めて、様々な政策アプローチを考慮しつつ、公平でバランスのとれた方法で、十分かつ予測可能な成果ベースの資金を共同で融通するよう奨励:
- ・REDD+ 活動とそれに対応する成果ベースの支払いに関する情報を公表する手段として、UNFCCCウェブサイトのウェブプラットフォームの情報ハブを構築すると決定。

国別報告書: 附属書I国の国別報告書: 本件に関する議論は、SBIの附属書I国の国別報告書に関する議題項目の欄にまとめる。

非附属書I国の国別報告書:本件に関する議論は、SBIの非附属書I国の国別報告書に関する議題項目の欄にまとめる。







条約に基づくキャパシティビルディング:本件に関する議論は、SBIの条約に基づくキャパシティビルディングに関する議題項目の欄にまとめる。.

条約4条パラグラフ8 及び 9の実施: 適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画の実施(決定書1/CP.10): 本件に関する議論は、SBIの決定書 1/CP.10に関する議題項目の欄にまとめる。

後発開発途上国(LDC):本件に関する議論は、SBIの後発開発途上国(LDC)に関する議題項目の欄にまとめる。 ジェンダーと気候変動:本件に関する議論は、SBIのその他の問題に関する議題項目の欄にまとめる。

事務管理・資金・制度的な事項: 2012-2013年の二カ年予算収支: 本件に関する議論は、SBIの2012-2013年の2カ年予算収支に関する議題項目の欄にまとめる。

2014-2015年の二カ年予算収支のための事業予算:本件に関する議論は、2014-2015年の二カ年予算収支に関する議題項目の欄にまとめる。

条約に基づき設立された団体に勤める個々人の特権及び免責事項:本件に関する議論は、SBIの条約に基づき設立された団体に勤める個々人の特権及び免責事項に関する議題項目の欄にまとめる。

UNFCCCプロセスにおける意思決定:本件は11月11日(月)、COPで取り上げられた。COPのKorolec議長は、UNFCCCプロセスにおける意思決定に関して提起された新たな項目は、手続きルールに関する項目やパプアニューギニア及びメキシコによる条約7条及び18条の改正提案とは異なるものだと強調し、締約国に対して、この新項目は前向きな内容であり、議題に含めることが結果を予断するものではないと保証した。

11月13日(水)のCOP プレナリーで、フィジーは、G-77/中国の立場から、オープンエンド型の非公式協議を要請し、作業の複製、先入観、重複がないよう釘を刺した。会期中の非公式協議の進行役をGabriel Quijandria Acosta 副大臣(ペルー)及びBeata Jaczewska 副大臣(ポーランド)が務めた。いくつかの締約国は、本件が手続きルールやパプアニューギニア及びメキシコによる条約7条及び18条の改正提案に関する議論と一緒になったり、その結果を予断したりするものではないとの言質を求めた。また、一部の締約国は、コンセンサス"の意味を理解し、議長及び事務局の役割を明確にする必要があると強調した。ある締約国は、"法的効力を有していないものの適用されているという手続きから逸脱することがないような明確な法的環境"の必要性を強調した。他方で、投票ルールに関する合意はなく、手続きルールは採択されたものだと強調し、過去の決議を蒸し返さず、前向きなプロセスを求めた。

締約国主導のプロセスや、全締約国の主権の尊重、全締約国が意見を取り上げてもらう権利の認識、全員参加・正当性・透明性等については、意見の一致がみられた。いくつかの締約国は、COP 15を引き合いに出し、"廊下や舞台裏"で物事を決定するような事態を防止する必要があると強調した。交渉の効果を上げるための議論の適時性については若干の意見の終息があったものの、一部の参加者からは"交渉の効果のために全員参加の原則が犠牲にされている"と懸念を示した。また、一方で、"パッケージ"方式での決定書の採択が好まれているという昨今の慣







行を再検討すべきだとの声があがった。また、小規模な交渉グループの開設方法について、問題に関心をもつ締約国が招かれていない可能性があるとして、多くの参加者が疑問を呈した。11月23日(土)、COPが結論書を採択した。

最終結果: 結論書(FCCC/CP/2013/L.3) で、COPは:

- ・この議題項目に関する初期の意見交換に注目し、UNFCCCプロセスにおける意思決定についての議論を続けることを決定;
- ・議長に対して、COP 2開催国のペルーと連携をとり、UNFCCCプロセスにおける意思決定に関する未来志向のオープンエンド型非公式協議を補助機関(SB)第40回会合と連動して開催するよう要請:
- ・COP 19の手続きルールに関する議題項目2(b) 及びパプアニューギニア 及びメキシコ提案6(b)が、本項目とは異なる個別のプロセスで審議されるということで合意:
- ・本項目の検討をCOP 20でも継続することで合意。

気候資金に関するハイレベル閣僚会合: 11月20日(水)、COP 18で定められた2部制の閣僚級会合で、2012年以降の資金拡充のための先進国の取り組みも含め、長期気候資金の動員における進展に関する審議が行われた。

基調講演を行ったのは、Ban Ki-moon国連事務総長、Jakaya Mrisho Kikwete大統領(タンザニア連合共和国)、GEFの石井菜穂子事務局長(CEO)/議長、GCFのHela Cheikhrouhou事務局長、及びロンドン大学(LSE)のNicholas Stern教授。ダイアログでは、Maria Kiwanuka大臣(ウガンダ)及び Martin Lidegaard 大臣(デンマーク)が共同議長を務めた。

第1部のダイアログでは、早期開始資金の期間後のギャップ;特に適応のための公的資金を拡充するための機運づくりの方策;及び気候資金動員の課題などのテーマを含めて、気候資金拡充の"現状"と進展について検討することとなった。オープニングの緊張をほぐす "アイスブレーカー"として、Lisel Alamilla大臣(ベリーズ)、Dalila Boudjemaa大臣(アルジェリア)、Peter Altmeier大臣(ドイツ)、及び Todd Stern気候変動特使(米国)による発表が行われた。

第2部では、出席者は気候資金動員の拡充を実行するための取り組みを模索するよう求められた。特に 民間資金の流れを変えるための共同政策と規制行動; 気候資金の効果的な展開のための促進的な行動; 及び個々の先進国の戦略などについて検討することが求められた。"アイスブレーカー"の発表は、Tine Sundtoft大臣(ノルウェー)、Edward Davey大臣(英国)、及び Juan José Guerra Abud環境・天然資源省大臣(メキシコ)によって行われた。

閣僚ダイアログの概要は次のサイト(http://www.iisd.ca/vol12/enb12592e.html)に掲載。







閉会プレナリー: COP閉会プレナリーは、合意済みの項目について検討するため、まず11月22日(金) 夕方に開催された。閉会プレナリーは、懸案事項の協議結果を待って、9:00 pmにいったん閉会し、土曜日の5:00 pm に再開された。Korolec議長は、ADP報告書: 資金に関する諸問題: 及び2014-2015年の二カ年事業予算の採択などの項目を含め、COP議題の懸案事項は"パッケージ"ではなく、それぞれの項目について個々に対応することになると強調しつつ、それら懸案事項の検討を行うよう参加者に招請した。プレナリーは再度5:50 pmに一時中断し、残りの問題に関する協議結果を待つこととなった。その後、プレナリーは7:04 pmに再開し、政府代表らは、損失と被害: 対応措置の実施による影響に関するフォーラムと作業計画:適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画: 及び 手続きルールについて討議した。しかし、プレナリーは7:30 pmから 8:43 pmの間に再度中断し、委員の選出や報告書の採択を含む、残りすべての項目の検討を行った。 COPは、今次会合の報告書(FCCC/CP/2013/L.4)、及び今次会議を開催したポーランド及びワルシャワ市民への感謝を示した決定書(FCCC/CP/2013/L.1)を採択した。COP 19 議長は、2013年11月23日(土)8:52 pm にCOP閉幕の槌音を鳴らした。

京都議定書 締約国会合 (CMP)

CMPは11月11日(月)に開幕し、議題 及び作業構成(FCCC/KP/CMP/2013/1)を採択した。フィジーは、G-77/中国の立場から、第2約束期間の数値化された排出抑制及び削減の約束を再検証するため、ハイレベル閣僚級ラウンドテーブルに向けたモダリティーとアレンジに関する新項目を提案した。オーストラリアの支持を受け、EUは、本件に関しては、野心メカニズムについて出されたドーハの関連決定書で十分なガイダンスを提供しているとして、反対を唱えた。提案にコンセンサスが得られていないことを指摘し、G-77/中国は、他の項目の下で本件を提起することが可能だと強調した。議題については元々の提案どおりの内容で採択され、作業構成についても修正なしの内容で締約国の合意を受けた。開会のステートメントの概要については下記サイトを参照のこと。

http://www.iisd.ca/vol12/enb12584e.html

組織事項:交代委員の選出: CMPは11月23日(土)、適応基金理事会;クリーン開発メカニズム(CDM)執行理事会; 遵守委員会; 及び共同実施(JI)監督委員会 (JISC) の委員を選出した。 懸案の指名候補者に関する協議は継続される。

信任状に関する報告書の承認: CMPは11月23日(土)、代表者らの信任状を承認した。

(FCCC/KP/CMP/2013/8)

京都議定書に対するドーハ改正事項の批准状況: 事務局は 11月13日(水)、ドーハ改正が発効するには、144カ国の批准書が必要であり、寄託者はバルバドス、モーリシャス、及びアラブ首長国連邦(UAE)からの受諾文書を受







け取っていると説明した。EUは、ドーハ改正条項をできるだけ早期に批准する意思があると強調し、他の締約国110 カ国以上も批准する必要があることを指摘した。ノルウェーは、議会がまもなく批准案の検討に入ると伝えた。批准 状況に対して失望感を表明しながら、中国は、2014年末までにドーハ改正を批准する意思があると発表した。11月 22日(金)、事務局は、バングラデシュのドーハ改正に関する受諾文書を受け取ったと報告した。スイスは、ドーハ改正についてスイスに関する部分のフランス語訳の脚注11の訂正を求めた。

補助機関の報告書: 11月22日(金)、CMPは、SBSTA 38 及び SBSTA 39 (FCCC/SBSTA/2013/3 及び Add.1&2; 及び FCCC/SBSTA/2013/L.21)の報告書、及びSBI 39の報告書(FCCC/SBI/2013/L.1)を採択した。

CDMに関する問題: CDMに関するガイダンス:本件(FCCC/KP/CMP/2013/5(Parts I & II)は、まず11月11日 (月)のCMPで取り上げられ、その後、Giza Gaspar Martins (Angola)及び Marco Berglund (フィンランド)が共同議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。11月23日(土)のCMP閉会プレナリーでは、エクアドルが、認証排出削減量(CER)の需要が不足している問題について政治的な議論を求めた。CMPは、決定書を採択した。

最終結果: 決定書 (FCCC/KP/CMP/2013/L.10)で、CMPは 、特に

- ・CDMの参加者が現在直面している厳しい市場の状況や、その結果としてCDMの価値を脅かしている機関の能力面の喪失等に懸念を表明:
- ・締約国に対して、CDMの活用促進を奨励;
- ・執行理事会より認定を受けた運営機関及び暫定的に指定された運営機関に対して、セクター別の有効化及び/もしくはセクター別の検証機能を付与するよう指定;
- ・執行理事会に対して、自主的な持続可能な開発ツールの利用の評価を迅速化し、その評価結果をCMP 10に報告するよう要請:
- ・執行理事会に対して、CDM活動の領域における持続可能な開発の便益をモニタリングする上で、指定国家機関を支援するための指針となるツールを開発し、自動的に追加的だと見なされるような活動のための有効化プロセスを簡素化するよう要請。

CDMのモダリティーと手続きのレビュー:本件に関する議論は、CDMのモダリティーと手続きのレビュー関する SBIの議題項目の欄にまとめる。

共同実施 (JI)に関する問題: JIに関するガイダンス: 本項目 (FCCC/KP/CMP/2013/4) は、まず11月11日(月) のCMPで取り上げられ、その後、Dimitar Nikov (フランス) 及びYaw Osafo (ガーナ)が共同議長を務めるコンタクトグループ で討議された。11月22日、CMPは決定書を採択した。

最終結果: 決定書 (FCCC/KP/CMP/2013/L.3)で、CMPは、特に

・JIの参加者が現在直面している厳しい市場の状況や、その結果として締約国のツールとしてのJIの価値を脅かし







ている機関の能力面の喪失等に懸念を表明;

- ・京都議定書第2約束期間のJIを改善する必要があると強調;
- · 共同実施(JI)監督委員会 (JISC)の2012-2013年の年次報告書に留意;
- ・ JISCに対して、SBI 40で審議するよう、CDMと併せてJIの認定制度に関する勧告を提出するよう要請。

JI ガイドラインのレビュー: 本件の議論は、JI ガイドラインレビューに関するSBIの議題項目の欄にまとめる。

遵守委員会の報告書:本件(FCCC/KP/CMP/2013/3)は11月13日(水)、CMPプレナリーで取り上げられた。遵守委員会のKhalid Abuleif共同議長(サウジアラビア)が委員会の年次報告書を紹介。 Ilhomjon Rajabov (タジキスタン)及び Ida Kärnström (スウェーデン)共同議長の非公式協議が行われた。 11月22日、 COPは決定書を採択した。

最終結果: 決定書 (FCCC/KP/CMP/2013/L.2)で、CMPは、特に

·報告期間の遵守委員会の作業に注目:

· 決定書に附属された遵守委員会の手続きルール改正事項を採択。

適応基金:適応基金理事会の報告書:本件(FCCC/KP/CMP/2013/2 及び FCCC/SBI/2013/INF.2)は、11月13日(水)のCMPプレナリーで取り上げられた。適応基金理事会(AFB)のHans Olav Ibrekk議長は報告書を紹介。多くの締約国は、予測可能で十分かつ持続可能な資金供給の必要性を強調した。ベニンは 調達された資金のギャップ及び資金調達目標額はLDCにとって"大きな打撃"だと述べた。エジプトは、基金が、直接アクセスできる適応の主な資金源であると強調し、資金補充策を重視するよう求めた。 市民社会の後援団体は、NAPはコストではなく投資であると強調し、資金不足は市場の信頼性欠如の結果であり、富裕な国々が資金供給を行うという道義的責任を回避したためだと述べた。その後、本件はSuzanty Sitorus (インドネシア)及び Ana Fornells de Frutos (スペイン)が共同議長を務めるコンタクトグループで討議された。11月22日(金)、CMPは、決定書を採択した。

最終結果: 決定書 (FCCC/KP/CMP/2013/L.6)、CMP 、 *特に*

- · 適応基金理事会 (AFB)の報告書 及び基金の資金状況に関する情報に留意:
- ・基金の一時的な管財人たる世界銀行によって提供される役務の契約条件に対する改正事項を採択;
- ・現在のCER相場を受けて、基金からの資金供給の持続可能性、妥当性、及び予測可能性に関する懸念事項に留意;
- ・各国の実施機関の認定や基金の資金源に対する直接的なアクセスを促進するためのAFBの取り組みに謝意をもって留意;
- ・AFBに対して、BI 40の審議や結論書を考慮に入れつつ、CMP9 決定書 (FCCC/KP/CMP/2013/L.7)に附属された、適応基金第2回レビューへの付託事項として盛り込むべき問題に関する見解をCMP 10に提供するよう招請:







- ・決定書 1/CMP.8パラグラフ 21に則り、基金のためのCDM登録簿の保有口座に徴収された2%の収益金を受け取るものと決定;
- · AFBに対して、この収益率の金銭化に向けた取り決めを検討し、その勧告内容をCMP 10に送るよう要請;
- ・AFBに対して、CMPの承認を受けた2%の収益率に係わる管財人との法的な取り決めを策定、承認するよう要請; AFBの2013年の資金調達戦略に留意し、附属書I締国 及び 国際機関に対して、この戦略の支援金を提供するよう奨励することを継続し、2013年に基金に対して成された資金貢献及び誓約を歓迎。

第2回レビュー適応基金: 本件の議論は、SBI議題項目の適応基金の欄にまとめる。

京都議定書の締約国でもある条約附属書I国の国別報告書:本件の議論は、SBI議題項目の附属書I国の国別報告書及びGHGインベントリデータの欄にまとめる

第1約束期間の京都議定書8条に基づく専門家レビュープロセスの完了期日:本件の議論は、SBI議題項目の"その他の問題":議定書8条に基づく第1約束期間の専門家レビュープロセスの欄にまとめる。

京都議定書に基づく附属書B 締約国の年次編集会計報告書:本件の議論は、SBI議題項目の附属書B 締約国の年次編集会計報告の欄にまとめる。

京都議定書ドーハ 改正条項セクションG(3条、パラグラフ 7 ter)のテキストの明確化: 本項目

(FCCC/KP/CMP/2013/7)は11月11日(月)、CMPとSBSTAの開会プレナリーで最初に取り上げられた。その後、本件はNagmeldin Elhassan (スーダン)が進行役を務める非公式グループの中でSBSTAの議題項目として取り上げられた。11月17日(日)、SBSTA 閉会プレナリー で、非公式グループ会合では本件に関する作業を完了することができなかったとElhassan進行役が報告し、SBSTAは、CMPでさらに本件について検討するよう招請する内容を盛り込んだ結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.31)を採択した。11月20日(水)の非公式のストックテイキング・プレナリー で、COPのKorolec議長は、Iwona Rummel-Bulska (ポーランド)と Marzena Anna Chodor (ポーランド)に本件の協議継続を要請したことを伝えた。11月22日(金)のCMPプレナリーで、CMPは、結論書を採択した。

最終結果: 結論書で (FCCC/KP/CMP/2013/L.5)、CMPは、京都議定書のドーハ改正条項に関するセクション G (3条パラグラフ7 *ter*)のテキスト、特に"約束期間に先立つ最初の3年の平均年間排出量"の決定のために使用される情報について、明確化を求めるカザフスタンからの要請について作業を完了することが出来なかったと留意し、SBSTAに対して、本件の審議をSBSTA 40で継続するよう要請した。

京都議定書に基づくキャパシティビルディング: 本項目の下での議論は、議定書に基づくキャパシティビルディングに関するSBIの議題項目の欄にまとめる。







京都議定書2.3条に関する問題:本項目の下での議論は、京都議定書3.14条に関するSBI議題項目の欄にまとめる。

京都議定書3.14条に関する問題:本項目の下での議論は、京都議定書3.14条に関するSBI議題項目の欄にまとめる。

事務管理・資金・制度的な事項: 2012-2013年の2カ年予算収支: 本項目の下での議論は、2012-2013年の2カ年 予算収支に関するSBI議題項目の欄にまとめる。

2014-2015年の2カ年事業予算: 本項目の下での議論は、2014-2015年の2カ年事業予算に関するSBI議題項目の欄にまとめる。

閉会プレナリー: 11月23日(土)、CMPは、会合報告書(FCCC/KP/CMP/2013/L.4)及び本会議を開催したポーランド及びワルシャワ市民への感謝を示した決定書(FCCC/KP/CMP/2013/L.1)を採択した。CMP 9 議長は、9:00 pmに会議を閉幕した。

COP 19 及び CMP 9 合同ハイレベルセグメント

COP/CMP合同ハイレベルセグメントは、11月19日、21日、22日、に開催された。ポーランドの Donald Tusk首相が、ハイレベルセグメントの開幕を告げ、出席者を歓迎した。ポーランドでCOP/CMPが開催されたのは今回で2回目となるとし、首相は、ポズナニ以降に浮上した課題として、資金面の危機、コペンハーゲンでの国際合意成立に向けた取り組みの失敗、世界エネルギー市場の変化、及び最新のIPCCの知見等があると指摘。「もう失敗は許されない。気候交渉で遊んではいられない」とし、ワルシャワ会議の主な目標は国際合意の実現に向けて何が必要なのか"厳粛に評価する"ことだと強調した。 国連事務総長のBan Ki-moonは、今後"険しい登山道"が待ち受けていることを示唆し、ワルシャワが重要な足掛かりであると述べた上で、京都議定書の第2約束期間の批准や、大規模な変革のための緩和、適応及び資金の野心の引き上げ、投資家向けの適切な政策シグナルの発信、2015年合意に向けた確固たる礎を築くことにより、気候の課題に立ち向かうための行動アジェンダ策定などが、重要な行動分野であると強調した。

国連総会(UNGA)のJohn Ashe議長は、交渉の課題については理解を示しつつも、"会議場の外の光景は薄ら寒い"と述べ、締約国は2015年までに合意を成立させ、2020年までの野心や、遵守メカニズム、全ての締約国の適用可能性などを盛り込まなければならないと述べた。

UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、COP 19が"明快な科学からの呼びかけ(a clarion call from science) と、フィリピンからの説得力ある呼びかけ"を背景に開催されているとし、ワルシャワ会議はリマ会議やパリ会議への道筋をつける必要があると述べた。また、各国の閣僚らに対しては、資金や、"損失と被害メカニズムのための"土







台"、2020年までの野心の引き上げ、及び新たな合意の要素といった、中核的な成果文書に積極的に関与するよう呼びかけた。

その他、ハイレベルセグメントでは、各国・政府の首脳や各国・政府の副代表、閣僚、そのほかの組織代表などの声明発表が続けられた。声明のウエブキャストは、 http://bit.ly/HX8VgK で閲覧可能。

強化された行動のためのダーバン プラットフォームに関するアドホック・ワーキング・グループ (ADP)

ADP第2回会合第3部 (ADP 2-3)は、Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) 及び Artur Runge-Metzger (EU) 共同議長により11月12日(火)に開幕した。ADPでは、ADP 2第1部で採択された議題 (ADP/2013/Agenda) 及び共同議長のシナリオノート (ADP.2013.16.Informal Note)を踏まえて作業が行われた。 開会ステートメントの概要については下記サイトを参照のこと。 http://www.iisd.ca/vol12/enb12585e.html

組織事項: 委員の選出: 11月23日(土)のADP 閉会プレナリーで、Kumarsingh共同議長から、ADP 2-3後に新たに就任するADP連絡官としてAnna Serzysko (ポーランド)が選出されたとの発表があった。

決定書 1/CP.17のすべての要素の実施: ADPは11月12日(火)、条約に基づく機関、メカニズム及び取り決めによる役割と作業の進展(FCCC/ADP/2013/INF.2)に関するブリーフィングと議論を開始した。共同議長の問題提起を指針として、その後の第1週目の作業は2つのワークストリームの下で行われた。ワークストリーム 1 (2015年合意)は、適応、緩和、技術、資金、キャパシティビルディング 及び 透明性を含めた、2015年合意の内容と要素に関するオープンエンド型協議で話し合われた。ワークストリーム 2 (2020年までの野心)では、今後の方策に関するオープンエンド型協議ならびに他の多国間の環境条約での類似の経験から学んだ教訓や2020年までの野心、都市化、及び都市での気候行動の促進における政府の役割などに関するワークショップの議論が行われた。

第2週目には、ADPでの作業は、共同議長の決定書草案と決定書 1/CP.17のすべての要素の実施に関するオープンエンド型非公式協議における結論書をベースとした交渉、共同議長の特別イベント、および強化された行動のためのダーバン プラットフォームに関するハイレベル閣僚会合から構成された。ADPの決定書と結論書は11月23日(土)の閉会プレナリーで採択された。

条約に基づく機関、メカニズム、取り決めに係わる概要: 11月12日(火)、共同議長 Runge-Metzgerが、条約に基づく現状がADPの両ワークストリームでの議論に入るための"自然な出発点"であると指摘。事務局は、今後の参考にオンラインインターフェースに注目しつつ、概要を紹介した。(FCCC/ADP/2013/INF.2)

ワークストリーム 1: 適応: Kumarsingh共同議長は、11月12日(火)のADP開会プレナリーで、適応に関する技術文書(FCCC/TP/2013/10)に注目した。多くの締約国が、適応に関する第1回オープンエンド型ADP協議の開催にシグナルが発信されたことに感謝を示した。11月13日(水)の非公式協議で、事務局は、適応の費用・便益・機会に







関する意見書まとめ(FCCC/TP/2013/10)を紹介した。

多くの 締約国が、2015年合意では、国際機関や支援国及び民間部門に対してパートナーシップの必要性というシグナルの緊急性を反映させ、現在行われている締約国の適応の取り組みを認識し、各国および国際的な行動とニーズを評価する包括的なレビューの要素を盛り込み、資金メカニズムを強化しなければならないと指摘した。また、透明性が信頼醸成のカギであるとして、ある締約国は、ワルシャワで、MRVの取り決めを完成させ、これから誓約を明確にするという要請を行った。

11月15日(金)のオープンエンド型協議では、現行の適応枠組みの強化や提案された国際目標を含めた2015年合意における適応について検証が行われた。多くの国が、NAPの中心的な役割やを認識し、国際、地域、国家、地元レベルの適応を強調した。ペルーは、NAPを補強し、ギャップを埋めるために国別報告書を活用するというAILAC提案を改めて示した。サウジアラビアは、NAPこそ全ての締約国の必須要件だと述べた。インドネシア、中国及び韓国は、適応と持続可能な開発とのつながりを強調した。

資金については、マレーシアが、G-77/中国の立場から、インド、中国、ケニア 及び エジプトとともに、適応向けの資金供給の欠如に対する懸念を示した。マリは、NAPへの資金提供を求めた。インドは、技術移転への資金提供を強調した。米国は、適応を支援するための同国の約束を指摘した。

制度的なアレンジについては、条約に基づく適応に対処している現行制度の強化を多くが求めた。

G-77/中国、バングラデシュ、ケニア等は、排出シナリオに応じた適応ニーズの推計によって決定したアフリカン・グループ案に基づく国際適応目標を求めた。オーストラリア、ノルウェー、韓国、米国は、適応を国際数値目標として積み増していくことが技術的に困難であると強調し、そうした目標を設置することは非生産的であると米国が述べた。ADPのKumarsingh共同議長は、アフリカン・グループ、オーストラリア、米国などを招聘し、適応の国際目標に関する同提案について協議するよう招請した。ネパール、フィリピン、及びナウルは、AOSISの立場から、緩和と適応のつながりを強調した。AOSISは、小島嶼開発国(SIDS)が一部の気候変動の影響には適応することができないとし、野心的でタイムリーな緩和によってのみ損失と被害を低減させられるのだと強調した。

緩和: 11月13日(水)の非公式協議では、2015年合意への幅広い参加を担保することが重要であるとの点で多くの締約国の意見が一致した。いくつかの国が、緩和の約束は共通するが差異ある責任(CBDR)に則り差別化されるべきであり、途上国による緩和の強化は実施手段の提供次第であると強調した。

ワルシャワでの合意に向けて、緩和の誓約について国レベルの協議を開始するよう呼びかけられた。また、緩和の約束を定義するためのプロセスについても議論が行われた。各国で定められた約束の柔軟性と一般的に合意されたルール厳格性との間でバランスを図る必要があるとの意見があがった。各国間の約束を比較するため促進的な関与をもつ"上昇スパイラルの野心"を創り出すための提案も行われた。また、科学の発展や各国の能力に応じて、







2015年合意が柔軟性を備え調整可能であるべきだとの提案もあった。ある締約国は、約束は国内の手段で達成されるべきものであり、海外オフセットに依存するべきではないと強調した。その他、歴史的責任について議論が行われ、一部の締約国がIPCCに方法論の開発を委任することを提案する一方で、歴史的責任を重視することは2℃目標の達成を確保するものではないとの指摘もあがった。

技術: 11月14日(木)、締約国は、オープンエンド型協議をオブザーバーに開放することに合意した。
Kumarsingh共同議長は、締約国に対して、技術の開発と移転がいかに2015年合意や2020年以降の期間のための制度的アレンジの中に反映することができるのかという議論に集中するよう求めた。

マレーシアは、G-77/中国の立場から、技術の開発と移転が途上国における低排出経路を実現するためのカギとなると強調し、具体的な排出削減量とスケジュール及び現在の報告制度を強化するための財源の特定を求めた。ベネズエラは、資金支援の不足は遺憾だと述べた。

有志途上国グループ (LMDC)の立場で発言したエジプトや中国等は、GCF内に技術移転のための専用窓口を設置するよう求めた。LMDCは、パキスタンとともに、技術支援のMRVに関する作業計画を求め、中国、エクアドル等とともに、知的所有権(IPR)などに絡むものも含め、障害の撤廃を要求した。インド 及び パキスタンは、IPRの資金を強調した。LMDC、中国、クウェート等は、GCFがIPR問題の専用窓口を提供することができると述べた。日本は、IPR問題を取り上げることに反対したが、ボリビアは、キューバとともに、本件に関するワークショップ開催を求めた。

2015年合意については、ナウルが、AOSISの立場から、技術の開発と移転を資金メカニズムと連携させることを強調した。LDCの立場にあるAOSIS、LMDC、ネパールをはじめとする国々は、緩和と適応のための技術の開発と移転を要請した。ボリビアは、TECの役割強化やCTCNの役割を模索し導いていくためのワークショップ、ならびに途上国がアクセスしやすい信頼性の高い技術の保管場所を求めた。

2020年以降の期間のための制度的アレンジについては、AOSISは、資金メカニズムに基づく既存の制度に技術の移転・開発を結びつけることを強調した。LDCは、技術メカニズムは新たな合意と統合されなければならないと述べた。

協議は11月15日(金)に続けられた。米国は、カナダとともに、イノベーションにとってIPRは決定的に重要なのだと 強調した。カナダ は、IPR問題は他のフォーラムでも十分に対応されていると強調した。米国、 EU、スイスは、IPR が技術移転の大きな障害ではないと強調した。アフリカン・グループの立場にある、南アフリカ 及び スワジランドと もに、フィリピンは、支援の妥当性に対処するためにレビューメカニズムを内部に設置しておくことを求めた。

また、アフリカン・グループは、附属書I国に対して、民間の支援を活用し、他の多国間協定から学習するよう求めた。EUは、2015年合意によって国際技術協力を促進することを示唆し、CTCNや官民の役割について強調するとともに、技術メカニズムが2020年以降の期間の技術的要素となるとし、イネーブリング環境(実現可能な環境)の重要性







を強調した。また、複数の締約国が、技術ニーズ評価を通じた技術ニーズのマッピングや、伝統的および先住民の知識の移転支援、重複作業を予防するための他の政府間組織との連携、及び技術メカニズム団体間の相乗効果の促進などを求めた。

資金: 11月14日(木)のオープンエンド型協議では、2020年以降の約束や2020年以降の制度的アレンジの実施に向けた2015年合意における気候資金の問題について討議が行われた。

ボリビア、中国、キューバ、エクアドル、クウェート、イラン、ニカラグア、サウジアラビア、シエラレオネ、ベネズエラは、提案されている重点項目に疑義を呈し、最初に2020年までの資金について議論することなく、2020年以降の問題について集中的に議論することに対して途上国は不快感を抱いていると強調した。スイスは、集中的な議論が実質的な進展を可能にするのだとして、共同議長が提案しているアプローチを支持した。ほとんどの締約国は、2015年合意について、既存の制度を強化する必要があると指摘しながらも、既存の制度をベースに合意を定めるべきだとの考えに同意した。多くの途上国は、新規の追加的で拡充された資金や、気候資金の主要な財源としての公的資金、支援のMRV、2015年合意の他の要素と同じ法的効力を付与した資金の章の設定、先進国全体および個々の先進国のの資金の約束のための数値目標、及び資金のロードマップなどを求めた。途上国が資金の約束を担うことを示唆する提案について懸念を示し、数名の参加者が、南南協力は"自主的な取り組み"と見なされるべきだと強調した。他方、いくつかの先進国は、資金のフローを活性化させるためのイネーブリング環境(実現可能な環境)の役割について強調した。日本、米国は、官民双方の投資を活発にする必要性があると強調した。また、米国は公的資金を特定することがLDCにとって重要であるとし、中所得および高所得の経済国における民間資金の役割について強調した。さらに、米国は、法的拘束力をもつ2015年合意の要素がまだ決まっていないとの見方を示した。カナダは、最貧国の問題に対応するには公的資金だけでは不十分だと述べた。

スイスは、SCFによる二ヶ年レビューの役割を強調し、官民双方の資金に対するMRVを強化する必要性があると 指摘し、全体量と出資国ベースでの約束の強化を求めた。ノルウェーは、適応のための公的資金の必要性を強調し、 締約国が炭素価格制度や費用対効果の高い市場メカニズムを活用して、汚染者負担の原則に沿った遵守を担保す るよう求めた。バングラデシュは、予測可能な適応資金について強調した。

キャパシティビルディング: 11月15日(金)のオープンエンド型協議では、キャパシティビルディングは横断的問題であり、国家主導で実施すべきテーマであると認識され、2015年合意の中に顕著な形で明示させるべきだとの締約国見解が出された。多くの途上国は、キャパシティビルディングは緩和と適応の両方を重視すべきだと述べた。.

パキスタンは LMDCの立場から、また、ドミニカとネパールはLDCの立場から、キャパシティビルディング支援の必要性を強調した。セントクリストファー・ネーヴィス(AOSISの立場)、中国、 韓国は、条約の資金メカニズムに基づくキャパシティビルディングの窓口を求めた。EUは、民間部門の役割、特に技術面での役割について強調した。







制度的アレンジについては、 EU、日本は、キャパシティビルディングに関するダーバン・フォーラムの強化を提案した。南アフリカは、ダーバン・フォーラムが"自己の存在を証明"をする機会が与えられていないと述べた。インドネシア は、フォーラムの国内フォーカルポイントの役割を強調した。米国は、条約に基づく既存の 諸機関がキャパシティビルディングを実施することを奨励するよう求めた。アルジェリアは、これらの諸機関を十分に支援すべきだと強調した。韓国 、日本は、2015年合意のすべての局面においてキャパシティビルディングを主流化させることを提案した。

サウジアラビアは、中国、スワジランド(アフリカン・グループの立場)の支持を受け、キャパシティビルディングのニーズを特定するための国の能力構築を要請し、キャパシティビルディングに関する作業グループの設置を求めた。AOSISは、独立した機関の必要を強調した。LDC、AOSIS、南アフリカ、キューバ等は、キャパシティビルディング実現のMRVを求めた。EU、米国は、それぞれの国・地域のキャパシティビルディング活動に関する報告を強調した。コロンビアは、キャパシティビルディングの受け入れとそれを大幅に増加させるものを特定するための"革新的な外観"を求めた。米国は、途上国がイネーブリング環境を構築する必要があると強調した。

透明性: 11月15日(金)のオープンエンド型協議では、多くの締約国が、支援のMRVについてさらなる作業が必要だとした上で、行動と支援の透明性を強調した。スワジランドは、アフリカン・グループの立場から、具体的な量やスケジュール、資金源の明確化を通じて、資金、技術、キャパシティビルディングの約束の透明性を改善する必要があると強調した。セントルシアは、早期開始資金から学んだ教訓を生かした堅牢かつ透明なMRV制度や、支援の影響を評価するための指標、先進国の報告様式の標準化、及び途上国の報告の簡素化を求めた。米国は、透明性によって支援の供与を強化できると強調し、支援の供与国と被供与国に平等な透明性に関するルールが必要だと主張した。

LMDCは、約束と報告については、途上国と先進国の間の責任に違いがあるとし、すべての締約国に共通して適用する算定ルールを策定しようとする動きは行動や進展を遅らせるものだと釘を刺した。アフリカン・グループは、アルジェリアの支持を受け、途上国の負担を過剰に増やすことに釘を刺し、附属書I国と非附属書I国と同等な義務を設けることに警戒感を示した。

約束に関する事前情報と事後のMRVの双方に対して共通な透明性と説明責任のフレームワークを求めつつ、オーストラリアは、どのような状況の下でも同じルールを全ての締約国に適用させようという意図はなく、理不尽な負荷を与えようとするものでもないと主張した。

緩和の約束の透明性については、米国は、参加国を最大限に増やすため、全締約国に共通の単一だが柔軟な 一連のルールに基づき、全ての締約国が、国ごとに定めた緩和の約束を提出し、国際的な協議プロセスを経てから、 実施段階では定期的なレビューを実行するという段階的アプローチを提案した。







緩和の約束を定める際の事前情報の要件については、EUが、柔軟性の必要を認識する一方で、数値目標及び目標の期間、対象セクター及び温室効果ガス(GHG)の種類、使用する方法、市場メカニズムに対するアプローチ、及び土地利用セクター向けの算定制度などに関する情報を求めた。

先進国の緩和の MRVについては、ネパールが LDCの立場から、中国の支持を受け、正確で完全かつ定期的なレビューの実施を求め、京都議定書のMRV及び遵守制度の基準を落とさないよう防止する必要があると強調した。

ワークストリーム 2: 今後の方策: 11月13日(水)のオープンエンド型協議では、ワークストリーム 2の成果や野心を引き上げるための具体的行動に専念するよう呼びかけられた。 事務局からは、野心を引き上げるための行動やイニシアティブ、オプションに関する緩和の便益についてのテクニカルペーパー(FCCC/TP/2013/8 及び Add.1&2) の紹介があった。

ナウルは、AOSISの立場から、サブミッションやテクニカルペーパー、及び専門家ワークショップに影響を与える 再生可能エネルギーや省エネに特化したプロセスを提案した。ネパールは、 LDCの立場から、誓約の実施、スコープの拡大、ならびにルールの厳格化を求め、ワークストリーム 2に不可欠な実施手段を強調した。

マレーシアは、G-77/中国の立場から、附属書I国の約束の強化が最初のステップであるとし、特/ボーハ 改正 条項の批准や資金 と技術で緩和と適応の提案をマッチングさせるためのメカニズムの発足を求めた。中国は、緩和 を超える要素の認識という成果や、資金支援の妥当性やIPRに関する作業計画を求めた

EUは、他の機関の経験を活用するため更なる技術的作業や追加のワークショップを 提案し、大臣らがリーダーシップを発揮するための機会やUNFCCCの触媒的な役割の促進などを提唱した。

ハイドロフルオロカーボン類(HFC)については、インドとサウジアラビアが、UNFCCCの対象であると強調した。EU は、モントリオール議定書と責任を共有するものだと強調した。中国は、UNFCCCの諸原則はHFCの段階的撤廃にも あてはめるべきだと主張した。メキシコは、短寿命大気汚染物質対策には健康面での共同便益があると強調した。 コロンビアは、AILACの立場から、排出量が2015年にピークを迎える必要がある点に留意し、特に、REDD+に関する野心の強化や 2014年6月の閣僚級会合開催を要請した。

エクアドルは、2020年までの野心ギャップを埋めるべく進展を図ることがワークストリーム 1で前進するための出発点だと強調した。

ベネズエラは、LMDCの立場から、クウェート 及び アルジェリアの支持を受け、特に、途上国のニーズを特定するための資金と支援の明確さや、対応措置の実施による経済社会的な影響への対応、及びGCFの迅速な資本化と運用開始を求めた。

南アフリカ、ミクロネシア、ボリビアは、緩和、実施、資金及び技術のギャップを強調した。カメルーンは、中央







アフリカ森林協議会(Central Africa Forests Commission: COMIFAC)の立場から、緩和ギャップを埋めるための森 林減少の低下、停止並びに反転の役割について強調した。南アフリカは、非附属書I国の実施手段を増強させる必 要があると強調した。必要な支援と資金供給をマッチングさせるためのポータル構築を提案している南アフリカととも に、マリは、1000億米ドル目標を土台にするよう求めた。

米国は、カナダ 及び オーストラリアの支持を受け、 準国家レベルの主体の緩和ポテンシャルを活用するよう求めた。中国は、そうした地方レベルの取組みは各国の行動の範疇に入るものだと主張した。

他の多国間環境条約の関連する経験からの教訓に学ぶワークショップ: このワークショップは、11月13日(水)に 開催され、参加者はワークストリーム 2の下で2020年までの野心を引き上げるための具体的な取り決めを特定する よう促された。討議されたテーマは下記の通り:

- · 締約国による新たな義務の免除(opt-out)の可能性
- ・国連環境計画(UNEP)と絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)事務局との関係
- ・モントリオール議定書に基づく予防原則の適用
- ・ 先進国と途上国の義務の差別化
- ・モントリオール議定書に基づく温室効果ガス(GHG)対策
- 参加、特に非締約国の参加に係る規定
- ・非締約国に対する義務の影響

ワークショップ全体の概要については次のサイトを参照: http://www.iisd.ca/vol12/enb12586e.html

都市化及び都市での気候行動の促進における政府の役割などに関するワークショップ: ADP の作業のための具体策を練るため、このワークショップが11月14日(木)に開催された。討議されたテーマは、交通・建築における省エネと再生可能エネルギー促進に成功している政策、途上国のインフラのニーズにおける資金供給ギャップ、ADPプロセスにおける国家以外の主体の役割等。ワークショップの完全版サマリー:

http://www.iisd.ca/vol12/enb12587e.html

両ワークストリームの下のすべての要素の実施: 交渉第2週目も、決定書 1/CP.17のすべての要素の実施に関するオープンエンド型非公式協議や共同議長の特別イベント、及びハイレベル閣僚級ダイアログにおいて、共同議長の決定書草案及び結論書を踏まえたADPの作業が続けられた。

ADP 共同議長の特別イベント: 11月19日(火)に開催されたADP共同議長の特別イベントでは、2015年合意によって国家以外の主体と政府間の連携強化を促進する方法や国家以外の主体のイニシアティブや行動の認識及び強化におけるUNFCCCの役割について討議された。詳細は次のサイトを参照のこと。







http://www.iisd.ca/vol12/enb12591e.html

強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関するハイレベル閣僚会合: 11月21日(木)、COP 19の Korolec議長は、各国の大臣や首脳に対して、2020年以降の世界に移行するための2020年までの行動や、成功する 意義深く耐久力のある2015年合意に必要とされる要素について意見を披露し、議論を行うよう招請した。 required for a詳細は次のサイトを参照のこと。 http://www.iisd.ca/vol12/enb12593e.html

両ワークストリームのすべての要素の実施の進展に関する交渉: 11月18日(月)、ADP共同議長が決定書 1/CP.17のすべての要素の実施に関するテキスト草案を紹介した。草案は、共同議長の結論書草案、及び、2015年 合意に示された要素を盛り込んだ附属書を含む2020年までの野心と2020年以降の行動に関する決定書草案から構成されている。

2週目の交渉を通して、幾つかの改訂版文書について議論がなされた。その後も22日(金)の日中と夜間、23日 (土)午前にもオープンエンド型協議ならびに非公式協議の議論が続いたため、元々21日(木)午後に予定されていたADP閉会プレナリーは順延された。

意見の隔たりが大きかったのは、"2015年合意に示される要素(indicative elements)"あるいは"さらなる考察が必要な分野の非網羅的なリスト(non-exhaustive list)"について、それぞれ決定書または結論書の附属書として盛り込む形にするという案であったが、交渉時間が不足していることで多数から反対意見が挙がった。差別化の性質と程度"の問題でも意見の相違が目立った。また、途上国の間と先進国の間でも多極化が目立ち、途上国側が条約に基づく諸原則や条項、附属書を踏まえた差別化の取り決めの継続的な適用を強調する一方で、先進国側は、状況の変化に伴ってCBDR原則の適用については継続するが内容を更新するよう主張していた。また、特/こ、資金と技術の移転のための明確なロードマップや損失と被害、支援のMRV、各国で設定することを目指す約束ならびに妥当性・公平性の評価を目的とする付随情報の提出スケジュール、遵守メカニズム、算定ルール、及び、IPRの分野でも意見の違いが大きかった。

インドは、2015年合意について、テキストの書きぶりが、各締約国が緩和や適応、資金、技術の開発と移転及び キャパシティビルディングの分野で約束を担うことを"前提としている"として、懸念を表明した。

中国は、2020 年までの実施強化の必要性とバリ行動計画 (BAP)を強調した。LDCは、衡平性および公平性の原則やBAPの完全実施を通じた信頼醸成について記載するよう求めた。資金のロードマップについては、米国が、1000億米ドルの数値目標は幅広い決定書パッケージとの関係で設定されたものであり、"この先も常に新たな約束をしていくことはできない"と強調した。LMDCは、緩和のための民間投資の活用に関する提案に反対した。

野心の引き上げについては、EUが、期限つきの作業計画やワークストリーム 1の下での管理部門の透明性と評価段階、及びワークストリーム 2の下での具体的な行動を求め、2°C目標の統合化について協調した。インドは、先







進国の緩和の野心について、1990年比で少なくとも40%以上削減する必要があるとし、技術移転の強化やIPRへの対応についても強調した。オーストラリア、日本、カナダは、IPRについて言及することに反対した。

シンガポールは、準国家レベルでの協同作業は共有と学習という文脈で実行されるべきだと述べた。米国、日本、カナダは、準国家レベルでの緩和と適応に関する協同作業の推進を支持した。LMDCは、条約の枠外の行動については記載しないよう警告した。

閉会プレナリー: ADPのKumarsingh共同議長が、当初の予定より2日遅れの11月23日(土)12:12 pm、閉会ADP プレナリーを開幕した。議長は、ADPの協議には多数が参加し、透明性が高く、率直で双方向の議論が行われたと振り返り、締約国に対して、さらに検討が必要な分野の非網羅的なリストを盛り込んだ結論書草案、ならびにダーバン・プラットフォームのさらなる前進に関する決定書草案(FCCC/ADP/2013/L.4 & Add.1).の採択について検討するよう促した。また、議長は、テキストについて、締約国主導で、多様な見解を意識した内容になっていると述べる一方、これが2015年合意の内容を予断することにはないと指摘した。

インドは、ブラジル、南アフリカ、インド及び 中国から構成されるBASICグループの立場から、中国、サウジアラビア、シンガポールの支持を受け、テキストには切迫感がなく、野心や資金に関する明確なロードマップも盛り込まれていないと遺憾の意を表明した。また、強調した。決定書の中でバランスをとるには、"約束"という文言を付けられた"すべての締約国"という用語を使う場合は "条約の規定に則り"という文言を追加する必要があると強調した。また、結論書の附属書については、リストに挙げられた分野の議論が適切に行われていないとして、反対を唱えた。

中国は、フィリピンとともに、先進国と途上国の差別化は今後も有効とすべきであり、途上国については"強化された行動"、先進国については"約束"という言葉で言及するよう求め、条約4条(約束に関する差別化)について言及するよう要求した。また、ADPの目的は、新たな気候レジームの構築ではなく、完全かつ実効性ある条約の実施を強化することにあるとし、そのためには実施手段や行動及び支援の透明性が必要になると強調するとともに、附属書は"バランスに欠いた、非常に選択的で誤解を招く内容だ"と主張した。

シンガポールは、共同議長の考察ノート(reflection note)の中に附属書を移動させるよう提案し、過去の約束が履行されていないと強調した。米国は、EUとともに、決定書草案と附属書つきの結論書を支持し、新たな条約の中にどのような形で差別化を捉えるべきかという点で見解は分かれているとし、条約4条(約束に関する差別化)について言及することに反対した。 フィジーは、"この一週間は昼夜ともに非常に長かった"が、"また長い1日になろうとしている"と述べ、G-77/中国の立場から、2013年のADPの議論におけるすべての締約国の関与に謝意を示し、2015年の成立に期待を寄せた。ナウルは、AOSISの立場から、決定書が、地球の気温上昇を1.5°C以下に抑制するための緩和の潜在力を解き放つ機会になると述べ、来年の重要なイベントでは、締約国が"帰国してからの宿題をやっ







て、決定的な行動を起こすための策を持ち寄らなければならない"と強調した。ガンビアは、LDCの立場から、テキストは"妥協精神"の塊であるとの見解を示し、妥当性や科学、NAPA、差異ある能力に対する考察不足、資金と実施に対する言及不足などの懸念を提起しているにもかかわらず、LDCグループが重視している問題も提起されていないと強調した。

テキストを受入れる構えを示しつつ、コロンビアは、AILACの立場から、個々の能力という枠組みの中で行動し、 すべての締約国の優先事項について配慮するよう求めるとともに、リマ及びパリでの会議を成功させるには、もっと バランスの取れた議論を行い、"われわれの取り組みかた"について考える必要があると強調した。

ボリビアは、同国がもともと条約 4条(約束)の記載を追加するよう提案していたと述べた上で、2015年までの途上国の約束と記載する文章は、資金に関する規定の明確化を含め、条約 4条が遵守された場合のみ実現できる課題を示唆するものだと指摘した。ADPのテキスト案に関する合意が成立しないからといって他の COP/CMP決定書を"人質"にとるべきではないとして、ロシアは、テキストをCOPの採択に向けて送付するよう提案した。

ベネズエラ、スワジランド(アフリカン・グループ)、スイスは、睡眠不足による肉体的な負荷があるものの、合意は至急成立させなければならないと述べ、ADP共同議長に対して、会議のスケジュールを参加者に伝えるよう求めた。

Kumarsingh共同議長は、ADP 閉会プレナリーを2:16 pmにいったん中断し、締約国が合意を模索するよう求め、3:40 pm に閉会プレナリーを再開させると述べた。インドは、"非公式な寄り合い会合"から出された改正案を読みあげた。同提案は、決定書草案の中の"約束(commitment)"という表現を貢献の法的性質を予断することなく、"貢献 (contribution)"と言い換えるとともに、"そのように行動する立場にある締約国は(parties in a position to do so)"という表現を"そのように行動する準備ができている締約国は(parties ready to do so)"と変更するというものである。結論書草案についての提案は、附属書に盛り込まれる、更なる考察が必要な分野に関する非網羅的リストならびに、結論書草案に含まれる附属書への記載も削除するというものである。口頭ベースでの修正通り、ADPでのダーバン・プラットフォームの更なる前進に関する結論書及び決定書草案(FCCC/ADP/2013/L.4 & Add.1)の採択に先立って、ボリビアとキューバは、決定書の中の修正されたパラグラフは条約4条、特に4.7条を厳格に適用するものだと理解していると述べた。

ADPは、ADP報告書(FCCC/ADP/2013/L.3)を採択した。Kumarsingh共同議長は、実質的な成果を導くに至った参加者の真摯な仕事を認めた。Runge-Metzger共同議長も、参加者に向けて"それら(の成果)が無かったら、我々はどうなっているだろうか。逆に、我々の存在が無ければ、そうした成果になっていただろうか?"と話した。
Kumarsingh共同議長はいったんADP 2-3を4:08 pmに中断し、その後 COPにおいて、ADP結論書 及び決定書を採択し、ADP報告書に留意した。







最終結果: 結論書で (FCCC/ADP/2013/L.4)、ADPは、締約国 及び 認定を受けたオブザーバー組織に対して、高い緩和ポテンシャルをもつ行動のための機会に関する情報をそれらの緩和の利点、費用、共同便益及びその実施の障害を含めて提出し、さらに途上国の緩和行動のための資金、 技術、キャパシティビルディングへの支援を含めて障害を克服するための戦略を提案するよう招請した。

さらに、ADPは、事務局に対して、特に以下を要請。

- ・ インセッション・ワークショップの開催
- ・UNFCCCウェブサイト上に、数値化された経済規模(各国の)排出削減目標、数値化された排出規制及び削減の 約束、及び各国ごとに適切な緩和行動、ならびに適応と持続可能な開発の共同便益がある官民の行動を含めて、 高い緩和ポテンシャルをもつ行動についての情報の「見える化」を 向上
- ・2014年に締約国、市民社会、民間部門、都市及び 他の準国家当局が参加する、技術専門家会合を開催し、特に高い緩和ポテンシャルをもつ行動に焦点を当てつつ、政策、慣行、技術について情報を共有し、必要な資金、技術、キャパシティビルディングの問題に対応
- ・高い緩和ポテンシャルをもつ行動について定期的に更新情報を準備
- ・適応と緩和に関して、都市及び 他の準国家当局の経験やベストプラクティスの情報を共有するたのフォーラムを 開催

決定書 (FCCC/ADP/2013/L.4/Add.1)で、COPは

- ・気候変動は、人類社会や将来世代、および地球に対して、喫緊で不可逆的となる可能性をもつ脅威であると警告
- ・締約国の緩和 の誓約の総合的な影響と産業革命以前の地球の平均気温からの上昇レベルを2°C または 1.5°C 未満に抑制できる機会をもつ総合的な排出経路との著しいギャップを強調
- ・条約の究極的な目標を達成するには、多国間ルールに基づくレジームと条約に基づく既存の約束の緊急かつ持続的な実施の強化が必要であることを再確認
- ・すべての京都議定書締約国に対して、ドーハ改正の批准及び実施を要請
- ・途上国の脆弱性を低減し、回復力を高めることを目指した適応行動の実施の強化及び支援を実現するには、適 応に関して強化された行動と国際協力が緊急に必要とされると強調
- ・ADPに対して、*特に、*緩和、適応、資金、技術の開発と移転、キャパシティビルディング、及び、行動と支援 の透明性に関するものも含めて、ADPの作業を考慮に入れつつ、交渉テキスト案に盛り込むための要素をさらに 詰めるよう要請
- ・すべての締約国に対して、条約に基づいた全ての締約国に適用可能な議定書または他の法的文書または法的 拘束力を有する合意済みの成果採択との関連で、貢献(contributions)の法的性格を予断することなく、国内で定







める予定の貢献に向けた国内準備を開始または強化し、条約の目標達成、および(2015年第1四半期までに、そのように行動する準備ができている締約国によって) 貢献の法的性格を予断することなく、COP 21までに十分にそれらの連絡を実施することを招請

- ・ADPに対して、COP 20までに、自国の貢献を提出する際に、貢献の法的性格を予断することなく提起する情報を特定するよう要請
- ・先進国締約国、資金メカニズムの運用機関、及びそのような立場にある他のすべての機関に対して、2014年のできるだけ早い時期に関連行動の支援を提供するよう奨励及び要請
- ・特に実施手段の提供に関して、そうした実施が2020年までの期間の野心を強化すると認識しつつ、BAPの完全実施の加速化を決意
- ・すべての締約国による条約に基づく最大限の緩和の取り組みを担保するべく、2020年までの期間の野心を強化 すると決意
- ・緩和の野心の強化に関する作業計画に基づき、活動を加速化させると決定。

実施に関する補助機関

SBI 39は、11月11日月曜日に開会し、Tomasz Chruszczow(ポーランド)が引き続きSBI議長を務めた。SBI閉会プレナリーは、本来、11月16日土曜日に開催される予定だったが、11月17日日曜日の早朝に開会し、結論書を採択した。日曜日の朝、定足数不足のため、一部のSBI議題項目が未決で残されたことから、SBI閉会プレナリーは中断され、11月18日月曜日の朝に再開された。本セクションは、COP/CMPの交渉状況、ならびにSBIに託された問題に関する成果の概要を示す。

組織上の問題: 11月11日、締約国は、非附属書I国別報告書の情報に関する項目を保留し、議題書 (FCCC/SBI/2013/11)を採択した。

附属書I国別報告書及びGHGインベントリ・データ:第6回国別報告書:この問題は11月11日にSBIで議論され、その後Fatuma Mohamed Hussein (ケニア)とKiyoto Tanabe (日本)が進行役を務める非公式折衝で議論された。SBIは、附属書I諸国の国別報告書に関する結論書及び2つのCOP/CMP決定書草案 (FCCC/SBI/2013/L.7 & Add.1 & 2)を採択した。11月22日金曜日、COP及びCMPのプレナリーはそれぞれの決定書を採択した。

最終成果: 決定書(FCCC/SBI/2013/L.7/Add.1)において、COPは特に:

- ・国別報告書及び年次GHGインベントリは、附属書I締約国の条約実施レビューにおける主要な情報源であると強調する:
- · COP 17において、事務局に対し、先進締約国の隔年報告書の取りまとめ・統合報告書を作成し、COP 20及びそ







の後の会合の検討に付すよう求めたことを想起する;

- ・先進締約国による第1回隔年報告書及び第6回国別報告書の提出期限が2014年1月1日であると想起する:
- ・事務局に対し、国別報告書の取りまとめ・統合報告書をCOP 20向けに作成するよう要請する;決定書 (FCCC/SBI/2013/L.7/Add.2)において、CMPは特に:
- ・国別報告書及びデータは、議定書の締約国でもある附属書I締約国による条約及び京都議定書の実施をレビューする主要な情報源であると強調する;
- ・COP 17において、事務局に対し、先進締約国の隔年報告書の取りまとめ・統合報告書を作成し、COP 20及びその後の会合の検討に付すよう要請したことを想起する:
- · 事務局に対し、CMP 10用に、第6回国別報告書の補足情報の取りまとめ・統合報告書を作成するよう要請する;
- ・事務局に対し、附属書II締約国を除き、CO2換算で5千万トン以下のGHG排出量がある締約国の第6回国別報告書について、レビューの集約を計画するよう要請する。

1990-2011年の期間における附属書I締約国の国別GHGインベントリ・データに関する報告書: この問題は11月 11日のプレナリーで議論された。SBIは、この報告書(FCCC/SBI/2013/19)に留意した。

附属書B締約国の年次取りまとめ及び算定報告書:この問題(FCCC/KP/CMP/2013/6 and Add.1)は、11月11日、SBIプレナリーで短時間議論された。

最終成果: SBIは、結論書(FCCC/SBI/2013/L.3)を採択した。11月22日金曜日、CMPはこの報告書に留意した。 非附属書I国別報告書:専門家諮問グループ(CGE):この問題(FCCC/SBI/2013/7, 17 and 18)は、最初に11月11 日のプレナリーで議論され、その後Fatuma Mohamed Hussein (ケニア)とKiyoto Tanabe (日本)が共同進行役を務める非公式折衝で議論された。SBI議長のChruszczowは、CGEの構成で合意したと報告した。

11月22日金曜日、COPプレナリーは、結論書及び決定書を採択し、CGEの任命に留意した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBI/2013/L.24 & Add.2)において、SBIは特に次の点に留意した:非附属書I締約国による報告書作成要求順守に必要な技術支援に関し、効率的な対応のための長期作業計画作成の提案; CGEの教材は定期的に更新されるべき;非附属書I締約国の代表に対し、オブザーバーの資格でのCGEの作業参加を求める、ただしCOP 20で当該締約国のCGEメンバーシップ問題を審議するまでの措置とする。

決定書 (FCCC/SBI/2013/L.24/Add.1)において、COPは:

- · 2014-2018年の5年間、CGEを継続すると決定する;
- ・CGEは、本決定書附属書に記載する委託条件改訂版に則り機能すべきと決定し、CGEメンバーシップは決定書 3/CP.8附属書パラグラフ3-8項と同じにすべきと決定する;
- · CGEは、UNFCCCの専門家名簿から選ばれ、国別報告書または隔年更新報告書の少なくとも一つのセクションで







専門知識を有する専門家で構成されると決定する;

・事務局に対し、資金源の利用可能性を条件に、CGE会合及びワークショップの開催を計画し、CGEに対する技術 支援を行うと共に他の関連の多国間プログラム及び組織と協力し、さらなる資金援助及び技術支援を提供して、 CGEの作業推進を図るよう要請する;

資金援助及び技術支援:この問題(FCCC/SBI/2013/INF.7&8、及びFCCC/CP/2013/3/Add.2)は、最初、11月11日のSBIプレナリーで審議され、その後Fatuma Mohamed HusseinとKiyoto Tanabeが共同進行役を務める非公式折衝で議論された。

最終成果:結論書 (FCCC/SBI/2012/L.5)において、SBIは特に:

- ・GEFに対し、非附属書I締約国による隔年更新報告書(BURs)ならびに国別報告書の作成に関連する活動について、資金拠出承認の日付及び資金支払の日付などの情報提供を続けるよう求める;
- ・GEFに対し、非附属書I締約国によるその後のBURs作成に対し、タイムリーな形で支援が利用できるようにすることを奨励する:
- · GEFの地球規模支援計画の最終決定に向けた進展状況に留意する;
- ・事務局による、非附属書I締約国向け国内GHGインベントリ用ソフトウェアの最新バージョン発表を歓迎する。

途上国のNAMAs: 国際的な協議と分析の下での技術専門家チーム: この項目は、最初、11月11日のSBIプレナリーで短時間議論され、その後Ann Gann (シンガポール)とHelmut Hojesky (オーストリア)が共同進行役を務める非公式折衝で議論された。11月18日のプレナリーで、SBIは、COP決定書を含める結論書を採択した。11月22日金曜日のプレナリーで、COPは決定書を採択した。

最終成果:決定書 (FCCC/SBI/2013/L.23)において、COPは特に:

- ・国際的な協議と分析が、強制的でも懲罰的でもなく、国家の主権を尊重するものであることに留意する;
- ・効率的で費用効果が高く、実際的な国際的協議及び分析プロセスとする必要性を認識し、能力を向上させ、タイムリーな形で非附属書I締約国に資金援助を提供し、これら締約国の隔年更新報告書のタイムリーな作成を推進する必要性を認識する:
- ・ 附属書記載の技術専門家チームの構成、法性、手順を採択する;
- ・事務局に対し、UNFCCCの専門家名簿の保存、更新を要請し、CGEに対し、指名された技術専門家に対し適切な 訓練プログラムを作成し、計画するよう要請する。

NAMAsの多様性に対する理解を深めるための作業計画: この問題(FCCC/SBI/2013/INF.12/Rev.2)は、11月11日、SBIで議論された後、Ann GannとHelmut Hojeskyが進行役を務める非公式折衝で議論された。SBIは、結論書を採択した。11月22日、COPは、この結論書に留意した。







最終成果:結論書(FCCC/SBI/2013/L.8)において、SBIは特に: NAMAsに関する取りまとめ文書、ならびにNAMAsの多様性に関する会合期間中ワークショップに関する情報に留意する; 附属書II諸国に対し、NAMAsの作成及び実施への支援規模を拡大するよう求める; 事務局に対し、2014年のワークショップなど、技術的な議論の場を計画し、レジストリの下で行動と支援のマッチングが可能な範囲について、SBI 40と41に報告するよう要請する。

森林部門の緩和行動に関係し、途上国が実施する活動に対する支援の調整、これには制度アレンジを含める: この問題(FCCC/SB/2013/INF.6, FCCC/SB/2013/MISC.3及びAdd.1)は、最初11月11日のSBI及びSBSTAのプレナリーで議論され、その後Madeleine Diouf (セネガル)とKeith Anderson (スイス)を共同議長とするコンタクトグループで議論された。

SBSTA及びSBIの閉会プレナリーで、SBSTA議長のRichard Muyungi(タンザニア)及びSBI議長のChruszczowは、本議題項目で合意に達しなかったこと、COP決定書草案の要素を含めるSBI及びSBSTA結論書が作成されたことを報告した。第2週でも、COP/CMP議長の権限の下で本項目の協議が続けられた。11月22日金曜日、SBSTA議長のMuyungi及びSBI議長のChruszczowは、新しい決定書草案の文書で合意したと参加者に告げた。COPは決定書を採択した。

*最終成果:*決定書(FCCC/CP/2013/L.6)において、COPは特に:

- ・ 関心のある締約国に対し、国内組織または窓口の認定を求める:
- ・各国国内の組織または窓口、締約国、及びREDD+活動に資金を拠出する関連組織に対し、2014年の第2期補助機関(SBs)会合期間から開始し、各年度の第1期補助機関会合の期間に合わせ、自主的な形の会合を開催するよう推奨する。

議定書のメカニズムに関係する問題: クリーン開発メカニズム(CDM)の法性及び手順のレビュー: この項目 (FCCC/SBI/2013/MISC.1 & Add.1; 及びFCCC/SBI/2013/INF.1 & INF.6)は、11月11日のプレナリーで短時間議論され、その後Giza Martins (アンゴラ)とMarko Berglund (フィンランド)が共同進行役を務める非公式折衝で議論された。 11月16日土曜日のプレナリーにおいて、SBIは、結論書及びその附属書中のCMP決定書の要素を採択した。11月22日、CMPは決定書を採択した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBI/2013/L.9)において、SBIは特に、CDMの法性及び手順に関し提案されている変更点を、これに限定しない形で取りまとめてリストを作成し、SBI 40において、この問題の作業を継続する必要があると指摘する。

決定書(FCCC/KP/CMP/2013/L.8)において、CMPは、締約国及び認可オブザーバー組織に対し、2014年4月30日までに文書を提出するよう求め、事務局に対し、資金の利用可能性を条件に、2014年3月19日までに下記の問題に関するテクニカルペーパーを作成するよう要請する:



http://www.iisd.ca/





- CDM理事会のメンバーシップと構成:
- ・有効性の実証、検証、認証報告に重大な欠陥があった場合の認証排出削減量(CERs)発行に対する、認定実施機関の補償責任:
- ・活動プログラムの提供;
- ・クレジット期間の長さ:
- · 追加性実証の要求;
- · 附属書I締約国及び非附属書I締約国の認定国内当局の役割
- 特定分類のプロジェクトに対するプロジェクトサイクルの簡素化及び合理化

共同実施(JI)ガイドラインのレビュー:本項目 (FCCC/SBI/2013/MISC.3 & Add.1;及び FCCC/SBI/2013/INF.3) は、最初、11月11日のSBIプレナリーで短時間議論され、その後Yaw Osafo (ガーナ)とDimitar Nikov (フランス)が共同 進行役を務める非公式折衝で議論された。11月16日土曜日のプレナリーで、SBIは結論書を採択した。11月22日、CMPは、結論書に留意した。

最終成果:結論書(FCCC/SBI/2013/L.11)において、SBIは特に:締約国ならびに認可オブザーバー組織が提出した関連意見書、及び文書FCCC/SBI/2013/INF.3に留意し;SBI 40において本議題小項目の議論を継続すると合意する。

JI排出削減単位の継続発行、移転、取得を進めるための法性:本項目は、最初、11月11日のSBIプレナリーで短時間議論され、その後、Yaw OsafoとDimitar Nikovが共同進行役を務める非公式折衝で議論された。11月16日土曜日、SBIは結論書を採択した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBI/2013/L.12)において、SBIは、SBI 40においても、関連の非公式折衝共同議長が提案した文書草案に基づき、本議題小項目の議論を継続することで合意した。

第二約束期間の約束をした附属書I締約国の適格基準確立作業を促進する法性:本項目は、11月11日のSBI開会プレナリーで議論され、その後、Yaw OsafoとDimitar Nikovが進行役を務める非公式折衝で議論された。11月17日日曜日、SBIは、CMP決定書(FCCC/SBI/2013/L.14)の採択を推奨する結論書を採択した。11月22日金曜日、CMPは決定書を採択した。

最終成果: 決定書(FCCC/SBI/2013/L.14/Add.1)において、CMPは特に下記を決定する:

- ・京都議定書第2約東期間に関し、一定の基準に基づき、ドーハ改定案附属書Bの3番目の欄に約束を規定する附属書I締約国に対し、適格性基準を確立するための推進プロセスを創設する:
- ・上記の締約国は、2015年6月30日までに国家登録簿設置の報告書を提出できるものとする:
- ・ 上記報告書を提出した締約国は、専門家レビューチームによるレビューを開始する:







- ・このレビュー報告書は遵守委員会に送られる;
- ・報告書のレビューを受けた締約国は、報告書提出日から4か月後に、2012年12月31日以後発生分の排出削減量に相当するCERsを取得する資格を得る。

CDM理事会の決定に対する上訴の手順、メカニズム、制度アレンジ:この問題は、11月11日、SBIで議論された。 SBIは、本小項目の更なる議論をSBI 40まで延ばすことで合意した。

京都議定書の下での国際取引ログ管理者の報告: SBIは、11月11日にこの問題を取り上げた。SBIは、報告書 (FCCC/SBI/2013/INF.16)に留意し、SBI 40において、2012年報告書のパラグラフ58(b)と(c)に記載する問題の議論を続けることで合意した。

適応委員会報告書:この問題(FCCC/SB/2013/2)は、最初、11月11日のSBI及びSBSTAプレナリーで議論され、その後Helen Plume (ニュージーランド)が進行役を務める非公式折衝で議論された。11月15日金曜日の非公式折衝で、締約国は、議長のCOP決定書草案改訂版について検討した。議論の焦点は:手順規則の変更;資源の不足:適応委員会の3か年作業計画をタイムリーに、そして成功裡に実施するため、十分な資源を利用可能にするよう、締約国に推奨することであった。ある締約国は、カンクン適応枠組の土台を確固としたものにするため、適応委員会を強化する必要があると強調した。11月17日日曜日、SBIとSBSTAは、COP決定書草案を採択した。11月22日金曜日、COPは決定書を採択した。

最終成果: 決定書(FCCC/SB/2013/L.2)において、COPは特に:

- ・ 委員会報告書に記載する資源不足について、懸念するとともに留意する;
- ・委員会の3か年作業計画の実施進展に留意する:
- 委員会に対し、NAPsの支援継続を推奨する;

論書を採択した。

- ・委員会に対し、2014年題目別報告書では焦点をさらに絞ることを検討し、SB 40において特別イベントを計画するよう要請する;
- ・ 委員会の議長及び副議長の地位を共同議長に置き換えると決定する:
- ・委員会の作業を支援する資金の供与及びそれに類似する寄付に対し、感謝の意を表する;
- ・締約国に対し、委員会の3か年作業計画の実施に向け、十分な資源の利用可能性を測るよう、再度推奨する。 後発発展途上国(LDCs):本項目(FCCC/SBI/2013/8, 15及び16)は、最初、11月11日のSBIで議論され、その後 Collin Beck (ソロモン諸島)が進行役を務める非公式折衝で議論された。11月16日土曜日のプレナリーで、SBIは結

最終成果:結論書 (FCCC/SBI/2013/L.2)において、SBIは特に:

・後発発展途上国専門家グループ(LEG)における進展を認識し:







- ・NAPプロセスの技術ガイドライン、性別問題の議論、その他LDCs内の脆弱な地域社会に対する配慮、LDCsにおける適応への対処に対する地域のシナジー及び多国間環境条約同士のシナジー推進の努力、組織、地域センター・ネットワーク、専門家の動員を歓迎する。
- · NAPAの作成に着手した全てのLDC締約国50か国のNAPAsに留意する;
- ・適応委員会ならびに条約の下での他の関連組織におけるLEGの参画を歓迎する。

国別適応計画(NAPs):この問題(FCCC/SBI/2013/8, 9, 15及びMISC.2 & Add.1; FCCC/CP/2013/3)は、11月11日、SBIで議論され、その後Frank McGovern (アイルランド)とAmjad Abdulla (モルディブ)が進行役を務める非公式折衝で議論された。11月14日木曜日の非公式折衝で、多数の締約国は、共同議長の結論書草案に基づく議論を支持した。途上国数か国は、広範な適応及び開発社会に対しNAPsの重要性を強調するCOP決定書の作成も支持した。一部の先進国は、NAPsの重要性に関するCOP 19決定書を支持したが、他のものは、後の段階での中身のあるCOP決定書の作成を希望した。11月15日の非公式折衝で、締約国は、COP決定書草案を検討した。議論の焦点は、プロセスの当初のガイドラインにおける経験に関する締約国及び関連組織の情報提出を記述した文章であった。

11月17日日曜日、SBIは、結論書及びCOP決定書草案を採択した。11月22日金曜日、COPは決定書を採択した。

最終成果:結論書(FCCC/SBI/2013/L.10)において、SBIは特に: NAPプロセスの技術ガイドライン、2013年6月に開催されたNAP万博、COPのガイダンスに対応するGEFでの進展、LDCsのためのNAP世界支援プログラムの設立を、歓迎する; LDCsは後発発展途上国基金の資源に、途上国は特別気候変動基金からの資源に、アクセスを開始できると指摘する; LEGに対し、NAPプロセスに関する技術指針をLDCsに引き続き提供するよう要請する; 適応委員会の下のNAPsタスクフォースに対し、SBI及びSBSTA 41において作業に関する報告を求める。

決定書 (FCCC/SBI/2013/L.10/Add.1)において、COPは特に:

- ・適応の計画策定は各国が明らかにした優先策に基づくべきことを想起する;
- · NAPプロセスの技術ガイドライン、LDCsのためのNAP世界支援計画の設置を歓迎する;
- · 先進締約国、国連組織、専門組織、その他に対し、NAPプロセスへの資金援助、技術支援の強化を求める:
- ・国連組織、専門組織、その他に対し、NAPプロセスのための支援計画を検討する、または強化するよう求め、このような要請にどう応えるか、情報を2014年3月26日までに事務局に提出するよう求める:
- ・締約国及び関連組織に対し、NAPsの最初のガイドライン適用の経験について、2014年3月26日までに情報を提出し、SBI 40向け文書に盛り込むよう求める;
- ・COP 20において、NAPsの最初のガイドラインの進捗状況調査を継続し、必要があればこれを改定すると決定する。







損失と被害:この問題(FCCC/SBI/2013/INF.14, FCCC/SBI/2013/CRP.1 及び FCCC/TP/2013/2 & 12)は、最初、11月11日の SBI で議論された。コンタクトグループ及び非公式折衝の進行役は、Anna Lindstedt (スウェーデン)と Robert Van Lierop (セントクリストファー・ネービス)が務めた。この問題は、明らかな意見対立があり、11月19日、Bomo Edna Molewa (南アフリカ)と Lena Ek (スウェーデン)が進行役を務める閣僚協議に回された。両進行役は、制度アレンジの組織化及びその運用開始への支持で総意を得る必要があると伝えた。先進国数か国は、損失と被害は緩和や適応と連なり、その一部であると述べたが、途上国は、損失と被害は適応とは異なる別な問題であると指摘した。11月23日土曜日の閉会プレナリーは、決定書草案に関する更なる非公式折衝を可能にするため中断された。この「ハドル(huddle)」の後、途上国は、特に国際メカニズムのレビューに関する文章の改定を提案し、締約国はこれを受け入れた。COP 決定書は、11月23日、口頭で改定されたとおり、採択された。

最終成果:決定書 (FCCC/CP/2013/L.15)において、COP は特に:

- ・気候変動の悪影響を特に受けやすい途上国における極端な天候現象及び徐々におきる現象(slow onset events)に伴い生じる損失と被害に対応するため、カンクン適応枠組の下で損失と被害に関するワルシャワ国際メカニズムを設立する、ただし「その構造、マンデート、効果性」も含めCOP 22においてレビューを受けるものとする:
- ・ワルシャワ国際メカニズムの執行委員会を設置し、これをCOPに対し責任を有し、機能するものとする;
- ・執行委員会に対し、毎年、SBsを通してCOPに報告するよう要請する:
- ・ワルシャワ国際メカニズムは特に次の業務を行う:総合的なリスク管理手法の知識を強化し、理解を深める;関連の利害関係者間の協議、協調、一貫性、シナジーを強める;資金、技術、キャパシティビルディングなどの行動及び支援を強化する:
- ・国際メカニズムは、その機能を発揮する中で特に次のことを行うと決定する: 損失と被害への対応行動に対する 支援を推進する; 既存の条約組織の下での関連作業との協調を高める; 関連の専門家及び利害関係者との会合 を開催する; 情報の作成を推進し、これをとりまとめ、分析し、統合し、レビューする; 技術ガイダンス及び支援を提 供する: 条約の下、及び条約の枠外の参加、行動、一貫性を高める方法について提案する:
- ・事務局に対し、COP議長と協議した上、執行委員会の第1回会合を2014年3月までに開催し、これをオブザーバーにも開放するよう求める:
- ・執行委員会に対し、会合予定を含めこのメカニズムの機能発揮のため、第1次2か年作業計画を作成し、SB 41の 検討に付すよう要請する:
- ・SBsに対し、執行委員会の構成及び手順を検討し、この組織及びガバナンスを最終決定するため、COP 20での 採択を目指す提案を行うよう要請する;
- ・先進国に対し、決定書1/CP.16、ならびに他の関連の決定書に則り、資金、技術、キャパシティビルディングを途







上国に提供するよう要請する;

・COP 22において、ワルシャワ国際メカニズムの構造、マンデート、効果性を含め、このメカニズムをレビューすると 決定する。

資金関連問題:適応基金:この問題 (FCCC/KP/CMP/2013/2及びFCCC/SBI/2013/INF.2)は、CMPからSBIに託され、SBIは11月11日に議論した。(FCCC/TP/2013/1) その後Suzanty Sitorus (インドネシア)とAna Fornells de Frutos (スペイン)が進行役を務める非公式折衝で議論された。

11月17日日曜日の閉会プレナリーで、SBIは、CMP決定書草案を含める結論書(FCCC/SBI/2013/L.6 & Add.1)を採択した。CMPの下のコンタクトグループで、この問題の協議が続けられた。

最終成果:決定書 (FCCC/KP/CMP/2013/L.7)において、CMPは特に:

- ・決定書附属書に記載する委託条件に則り、適応基金の第2回レビューが行われると決定する;
- ・適応基金理事会 (AFB)に対し、適応基金の資金状況に関する情報を、CMP 10提出の報告書に記載し、この会合でのレビューを最終決定できるようにすることを要請する:
- ・締約国及びオブザーバー組織、その他に対し、2014年3月までに、このレビューに関する意見を提出するよう求める;
- ・ CMP 10において決定書草案を提案するとの観点で、このレビューを検討するようSBI 40に要請する;
- ・委託条件に基づき、さらにSBI 40での協議及び結論を考慮に入れ、事務局及びAFBからSBI 41にテクニカルペーパーを提出するよう要請する;

その他の問題:SBIは、11月11日、この問題について議論し、資金メカニズムの第5回レビューに関するSCFの作業について、SCFからの定期的な最新情報(FCCC/CP/2013/8)提出に留意した。

技術:技術執行委員会(TEC)及び気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の合同年次報告書:この問題
(FCCC/SB/2013/1)は、11月11日、SBI及びSBSTAが合同で議論し、その後Majid Al Suwaidi (アラブ首長国連合)と
Stig Svenningsen (ノルウェー)が進行役を務める非公式折衝で議論された。締約国は、非公式の議論で総意に至らなかった。

11月18日月曜日、SBI閉会プレナリーにおいて、オーストラリアは、カナダ、米国、ニュージーランド、日本を代表して発言し、総意に至らなかったこと、及びこの項目はSBI 40で議論されるべきことを報告書に記載するよう求めた。バングラデシュは、この項目のSBI 40送付に警告し、キューバと共に、ワルシャワ会議で結論を出すべく時間を割くよう締約国に求めた。

11月18日、SBI議長は、COP/CMP議長に対し、SBIではこの報告書を検討したが合意に達しなかったと伝えた。11月22日金曜日、COPプレナリーにおいて、Korolec議長は、この項目では合意に達しなかったと報告した。同議長は、







COP 20に決定書草案を送ることを念頭に、SBSTA及びSBIがこの問題の議論を第40回会合でも継続することを提案し、締約国はこれに同意した。

最終成果:SBI及びSBSTAは、SBI及びSBSTA 40でこの問題を議論する。

CTCN及びその諮問理事会の法性及び手順:この問題 (FCCC/SB/2013/INF.7)は、11月11日、SBI及びSBSTA 合同で議論され、その後Carlos Fuller (ベリーズ)とKunihiko Shimada (日本)が進行役を務める非公式折衝で議論された。SBI及びSBSTAは、結論書 (FCCC/SB/2013/L.3)を採択し、CTCNの法性及び手順に関し、タイムリーな形で作業を終了させ、COP 19の検討に付したCTCNの作業に留意し、COP決定書 (FCCC/SB/2013/L.3/Add.1)をCOP に送り、COPはこれを11月22日金曜日に採択した。

最終成果:決定書(FCCC/SB/2013/L.3/Add.1)において、COPは;

- · CTCNの法性及び手順に関する報告書を歓迎する;
- ・決定書の附属書Iに記載するCTCNの法性及び手順を採択する:
- ・決定書の附属書IIに記載するCTCN諮問理事会の手順規則を採択する:
- ・ CTCNに対し、技術メカニズムにおける一貫性及びシナジーを確保するためTECと共に作業するよう要請する;
- ・CTCN諮問理事会及び気候技術センターに対し、途上国及び先進締約国の組織と提携し、これらの組織をネット ワークにとりこむよう要請する。

技術移転に関するポズナ二戦略プログラム:この議題項目 (FCCC/CP/2013/3及びAdd.1)は、最初、11月11日のプレナリーで議論され、その後Carlos FullerとKunihiko Shimadaが進行役を務める非公式折衝で議論された。

最終成果:この結論書 (FCCC/SBI/2013/L.4)において、SBIは:

- · 技術移転に関するポズナニ戦略プログラム遂行の進展に関するGEF報告書に留意する;
- ・条約の非附属書I締約国36か国による技術的ニーズの評価遂行に対するGEFの支援及びこの問題に関する将来の支援を認識する:
- ・CTCN諮問理事会を通したCTCNとの協議に関するGEF報告書に留意し、CTCNに対する将来のGEFの支援について更に協議し、SBI 40に報告するよう求める;
- ・気候技術センター及び気候技術ネットワークへの支援に関するポズナニ戦略プログラムの更なる実施と、CTCNの運用開始及びその活動との協調を図る必要があると再度発言する。

キャパシティビルディング:条約の下でのキャパシティビルディング:この問題(FCCC/SBI/2013/12;

FCCC/SBI/2013/2及びAdd.1, FCCC/SBI/2013/3, FCCC/SBI/2013/MISC.4, そしてFCCC/SBI/2012/20)は、最初、11月11日に議論され、その後Amanda Katili Niode (インドネシア)が進行役を務める非公式折衝で議論された。SBIは結論書を採択した。







最終成果:結論書 (FCCC/SBI/2013/L.19) において、SBIは、この問題をSBSTA 40でも継続審議し、COP 20での決定書採択を図ることで合意する。

議定書の下でのキャパシティビルディング:この問題は、最初、11月11日に議論され、その後Amanda Katili Niode が進行役を務める非公式折衝で議論された。

最終成果:結論書 (FCCC/SBI/2013/L.18/Rev.1) において、SBIは、この問題をSBSTA 40でも継続審議し、COP 20での決定書の採択を図ることで合意する。

対応措置:フォーラム及び作業プログラム:この問題 (FCCC/SB/2013/INF.2-4, FCCC/SB/2013/INF.8-12及び FCCC/SB/2013/MISC.2と4)は、最初、11月11日にSBI及びSBSTAで議論された。その後SBSTA副議長のNarcis Paulin Jeler (ルーマニア)が進行役を務めるコンタクトグループで議論され、SBI議長のChruszczow及びSBSTA議長のMuyungiが非公式に協議した。この問題は意見対立が大きく、11月18日、COP議長に送られ、同議長は、次のステップについてDiann Black Lane (アンティグアバービューダ)と協議した。厳しい議論の後、Korolec議長は、COPでの採択に向けた決定書草案 (FCCC/CP/2013/L.14)を提案した。この問題は、途上国の要請で、SB 40での更なる審議に回された。

SBSTA議長のMuyungiとSBI議長Chruszczowが共同進行役を務める、対応措置に関するフォーラム、対応戦略の協力に関するフォーラム内ワークショップは、11月12日火曜日に開催された。詳細については下記を参照:

http://www.iisd.ca/vol12/enb12585e.html

COPは、11月22日、結論書に留意した。

最終成果: SBI及びSBSTAは、合同の結論書 (FCCC/SB/2013/L.4) において、対応措置実施の影響に関するフォーラムの会議、フォーラム内ワークショップで行われた次の分野に関するプレゼンテーション及び意見交換を、感謝の念と共に留意する: COP 19で開催された(b) (対応戦略での協力); (c) (対応措置の影響の評価と分析); (d) (経済多角化及び転換の機会に関する経験情報の交換及び議論); (g) (正当な労働力の移行、適正な仕事、質の高い仕事の創設)、ならびに作業プログラムの分野(e) (経済モデル研究、社会経済の動向)に関するフォーラム内専門家会合。さらに次を行う: 議長に対し、SB 40の前に、分野(b)に関するフォーラム内ワークショップ報告書を作成するよう要請する。SB 39は、附属書に記載されるEU、G-77/中国、米国の提案をCOP 19での審議のため提出すると決定する。この問題はSB 40でさらに議論される。

議定書 3.14 条: この問題は、議定書 2.3 条に関する SBSTA 議題項目と合同で議論された。最初に 11 月 11 日のプレナリーで短時間議論され、その後 SBI 議長の Chruszczow と SBSTA 議長の Muyungi が進行役を務める非公式 折衝で議論された。実質的な議論は小項目 15(a) (フォーラム及び作業プログラム)の下で行われた。







最終成果:11月17日、閉会プレナリーにおいて、SBI及びSBSTAは、SBI 40及びSBSTA 40でのこの問題の審議方法について協議を続けることで合意した。

決定書1/CP.10の実施:この問題は、11月11日のSBIプレナリーで議論された。実質的な議論は小項目15(a) (フォーラム及び作業プログラム)の下で行われた。

最終成果:11月17日日曜日の閉会プレナリーで、SBIは、SBI 40でのこの問題の審議方法に関する協議を続けることで合意した。

2013-2015年レビュー: この問題は、11月11日のプレナリーにおいて、SBI及びSBSTA合同で議論し (FCCC/SB/2013/INF.12)、その後Gertraude Wollansky (オーストリア)とLeon Charles (バヌアツ)が共同議長を務める コンタクトグループで議論された。SBIとSBSTAは結論書を採択した。

最終成果:結論書s (FCCC/SB/2013/L.1) において、SBIとSBSTAは特に:組織化された専門家ダイアログ (structured expert dialogue (SED))の報告書に留意する;IPCC及びその他の貢献に留意し、AR5報告書を検討すると合意する;SB 40及び41に合わせ、SEDの会合を開催するよう要請する;レビューによるADPの作業への情報提供 方法について、締約国の意見を求める。

COPの認める特殊事情を持つ附属書I締約国:この項目 (FCCC/TP/2013/3)は、最初、11月11日のSBIで議論された。11月16日、SBIは結論書を採択した。

最終成果:結論書(FCCC/SBI/2013/L.17)において、SBIは、この問題をSBI 40でも継続審議すると決定する。 事務管理、資金、組織・制度に関する問題:2012-2013年度の予算実績:この問題(FCCC/SBI/2013/14, INF.4 and INF.15)は、COP及びCMPがSBIに託した問題であり、11月11日にSBIで議論された。SBI議長による結論書草案の作成が決定された。11月17日のSBIプレナリーで、SBI議長のChruszczowは、協議において、G-77/中国から、2014-15年度のプログラム予算に関する決定書に言及するパラグラフ挿入の提案があったと伝えた。米国は、G-77/中国提案のパラグラフはまだ決定に至っていない決定書に予断を加えると述べた。SBI閉会プレナリーで、SBI議長のChruszczowは、締約国は総意に至ることができなかったと伝え、SBIは、COP/CMP決定書草案を含める結論書(FCCC/SBI/2013/L.20)を採択した。

COPは、11月22日金曜日の閉会プレナリーで決定書を採択した。11月23日土曜日のCOPプレナリーで、事務局長のChristiana Figueresは、途上国の参加に関する政策調整、具体的には、地域グループにより条約組織の会合出席者に指名され、選択された途上国代表は、信託基金、UNFCCC機関予算、補助的活動のための信託基金の下での資金提供を受ける資格があると通告した。CMPは、11月23日土曜日の閉会プレナリーで決定書を採択した。

最終成果:決定書(FCCC/SBI/2013/L.20)において、COP及び CMPは:提出された文書に記載する情報に留意する:基幹予算に拠出した締約国に感謝の意を表し、UNFCCCプロセス出席のための信託基金、及び補足活動のた







めの信託基金が受領した拠出金に感謝の意を表すとともに、拠出を行っていない締約国に対し、拠出を求める;ドイツ政府に対し、その貢献への感謝の意を再度述べる。

2014-2015年のプログラム予算:この問題(FCCC/SBI/2013/6 & Corr.1及びAdd. 1, 2と3)は、COP及びCMPがSBIに託したものであり、最初、11月11日月曜日にSBIで議論され、その後SBI副議長のRobert van Lierop (セントクリストファー・ネービス)を議長とするコンタクトグループで議論されたほか、二国間協議でも議論された。11月17日日曜日の閉会プレナリーで、SBIは、COP 19及びCMP 9によるこの問題の更なる審議を提案し、SBI結論書(FCCC/SBI/2013/L.22)の附属書として決定書草案を回すことで合意した。多数の先進国は、決定書草案には提案の全体が反映されていないと強調した。11月20日水曜日のCOP/CMP非公式進捗状況報告プレナリーで、COP議長のKorolecは、協議でも結果が出せていないとし、Tosi Mpanu (コンゴ民主共和国)及びvan Lieropが更なる協議を行うと報告した。11月23日土曜日のCOP及びCMPのプレナリーで、COP及びCMPは決定書を採択した。

最終成果:決定書 (FCCC/CP/2013/L.7)において、COPは特に:

- ・2014-15年のプログラム予算を承認する:
- ・承認されたプログラム予算には、既存のマンデート及び新たなマンデートの実施を強化する活動を遂行のための 追加項目が含まれると指摘する;
- ・ ボンを会議の主要会場として使用することで、更なるコスト節減を図る必要があると強調する;
- ・ 締約国に対し、自主的な資金拠出を行うよう求める;
- ・事務局長に対し、歳入と予算実績についてCOP 20に報告するよう要請する。決定書 (FCCC/KP/CMP/2013/L.9)において、CMPは特に:
- · 2014-15年のプログラム予算に関するCOP 19決定書 (FCCC/CP/2013/L.7)を承認する;
- · CDM理事会ならびにJI監督委員会が提案するCDM及びJIの資金要求に留意する;
- · 2014-15年の国際取引ログ予算を承認する。

京都議定書の下で設立された構成組織に務める個人の特権と免責:この問題は、11月11日のSBIプレナリーで議論され、参加者はSB 40まで審議を延期すると決定した。

その他の問題:第一約束期間に関する議定書8条の下での専門家レビュープロセス:この問題は、11月11日に SBIで議論され、その後Gerhard Loibl (オーストリア)とThelma Krug (ブラジル)が進行役を務めるコンタクトグループで議論された。11月17日のプレナリーで、G-77/中国は、情報はADPの交渉に関連すると強調し、レビュー終了日の設定を求めた。EUは、ロシア、オーストラリア、その他の支持を受け、これは技術的な問題だと説明し、情報は2014年 半ばに利用可能になると述べた。SBI議長のChruszczowは、この問題についてCOP議長に報告し、締約国とさらに







協議するかどうか決定するよう同議長に求めると指摘した。SBIは、CMP決定書草案記載の附属書を付した結論書を採択した。

最終成果:結論書(FCCC/SBI/2013/L.13)において、SBIは、SBI 40でもこの問題の議論を続け、結論書の附属書に記載する文書草案を考慮に入れて、CMP 10での審議と採択を目指す決定書草案を作成することで合意する。

性別問題と気候変動:この項目(FCCC/KP/2013/4及びMISC.2)は、11月11日、SBIで議論され、その後Lilian Portillo (パラグアイ)とGeorg Borsting (ノルウェー)が進行役を務めるコンタクトグループ及び二国間協議で議論された。SBIは、結論書(FCCC/SBI/2013/L.16)を採択した、この結論書には、UNFCCCプロセスでの男女のバランスを改善する方法について締約国の提案を記載した附属書が含まれる。

最終成果:結論書 (FCCC/SBI/2013/L.16) において、SBIは特に:

- ・男女のバランスを改善し、性別に配慮する気候政策を強化し、条約及び議定書の下での組織の仕事での女性の効果的な参加を高める方法を検討することで合意する:
- · この議題項目の下での議論をSBI 41でも継続することで合意する:
- ・UNFCCCプロセス参加のための信託基金から資金を得る資格を有する締約国に対し、そのような資金提供を受ける参加者については男女両方を指名するよう推奨する;
- ・国際機関及び地域の組織に対し、国内レベルでも国際的、地域的、国家主導の手法において、性別に配慮し、対応する気候政策の実施に向け、追加のツール、知識、研究及び戦略のさらなる発展を図るよう奨励する;
- ・国際機関及び地域の組織に対し、キャパシティビルディング活動を行う際には、性別のバランスを考慮に入れ、 UNFCCCプロセスへの女性出席者の参加を奨励するよう勧める。

条約第6条:この問題 (FCCC/SBI/2013/13)は、11月11日、SBIで短時間議論された。関心のある締約国による非公式協議が行われ、報告書に関する結論書草案をSBI議長が作成することで合意した。11月17日の閉会プレナリーで、SBIは、結論書を採択した。11月22日、COPは、この結論書に留意した。

最終成果:結論書(FCCC/SBI/2013/L.21)において、SBIは特に:

- ・ドーハ作業プログラムの採択、及び条約第6条に関するダイアログの設置による、この第6条実施に向けた進展を 歓迎する;
- · COP 18決定書の15 (性別問題)を想起する:
- ・他の政府間組織に対し、ドーハ作業プログラム実施において、締約国及び利害関係者を支援する努力の強化を 求める:
- · SBI 40において2回目のダイアログを開催し、その際、これに続く会議について検討すると結論する;
- ・締約国に対し、国別報告書及び他の報告書の中で、第6条実施に関する活動及び政策について報告するよう求







めた、COP 18決定書15記載の要請を想起する;

・事務局に対し、ダイアログの概要報告書を作成し、第6条実施における利害関係者の参加のグッドプラクティスに 関する報告書も作成するよう要請する。

閉会プレナリー: 締約国は、11月16日土曜日、閉会ステートメントを発表した。その詳細については下記を参照: http://www.iisd.ca/vol12/enb12589e.html

SBI 39は、11月18日月曜日、報告書(FCCC/SBI/2013/L.1)を採択した。議長のChruszczowは、午後12時19分、会議を閉会した。

科学・技術上の助言に関する補助機関

SBSTA 37は、11月11日月曜日、Richard Muyungi (タンザニア)を議長として開会した。SBSTAプレナリーは、11月17日日曜日、結論書を採択した。このセクションでは、COP/CMP交渉及びSBSTAに託された問題の結果の概要を示す。

組織上の問題:この議題 (FCCC/SBSTA/2013/4)に関し、SBSTA議長のMuyungiは、議定書の方法論問題の項目におけるドーハ改定第3.7条 terセクションGの文章明確化という新しい小項目を含めるよう提案した。締約国はこれに同意して議題書を採択し、作業構成書で合意した。さらにSBSTAは、オンラインでの掲載のため、締約国の開会ステートメントを事務局に提出することで合意した。

ナイロビ作業計画:この項目 (FCCC/SBSTA/2013/INF.6及びFCCC/TP/2013/11)は、最初、11月11日にSBSTA で議論され、その後Don Lemmen (カナダ)とJuan Hoffmaister (ボリビア)が共同進行役を務める非公式折衝で議論された。11月16日のプレナリーで、SBSTAは、結論書とCOP決定書草案を採択した。COPは、11月22日、この決定書を採択した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.34)において、SBSTAは:

- ・ナイロビ作業計画の関連性を強化し、その目的を支援する方法について、締約国及び関連組織からの文書提出 を歓迎する:
- ・適応のための先住民のそして伝統的な知識や実施方法を利用するためのベストプラクティスや利用可能なツール、さらに気候変動に対する影響、脆弱性、適応を理解し、評価するための性別に配慮した手法及びツールの適用を議論する技術専門家会議を、地方及び先住民社会のベストプラクティス及びニーズを議論する適応委員会ワークショップと合わせ開催するよう事務局に要請したことを想起する;
- ・締約国及びNWPパートナー組織に対し、国別適応計画におけるグッドプラクティス、及びその計画で学んだ教訓に関する情報を、2014年8月20日までに事務局に提出するよう求める:
- ・事務局に対し、これらの提出文書をSBSTA 41のために取りまとめるよう要請する。







決定書 (FCCC/SBSTA/2013/L.34/Add.1)において、COPは特に:

- ・NWPを継続し、特にカンクン適応枠組及び他の条約の下での関連ワークストリームや組織から得られる知識のニーズ、締約国が指摘した知識のニーズに対応すると決定する;
- ・特に次のものに基づき、NWPの関連性を強化すべきと決定する:実際的な問題とリンクし、それぞれの問題に基づく活動、ならびに適応実践者の参加を得る活動; NAPプロセス、研究及び組織化された観測など、他の関連ワークストリームとのリンクづけ、適応委員会、LEG、技術メカニズムなど条約の下の組織とのリンクづけ; 締約国が指摘するニーズに対応し、影響、脆弱性、適応の理解を深め、評価を改善する知識製品の開発; 特に知識ネットワークや国内窓口、その中でも途上国のそれを通し、全てのレベルで知識製品を効果的に普及させるための支援;
- ・次のものを通すなどして、NWPの法性の効果を高めなければならないと認識する:知識製品の関連性と普及の改善;地域センターやネットワークなど、NWPパートナー組織や適応実践者及び専門家の参加と協調を改善する手法:NWP窓口フォーラムの更なる発展:
- · SBSTAに対し、SBSTA 40においてこのような法性の効果を高める方法を検討するよう要請する;
- · SBSTAに対し、特に生態系、人間の居住、水資源、健康について考察するよう要請する;
- · SBSTA 41に対し、NWPの下での問題を議論するよう要請する:
- ・NWPの下での活動では、性別問題や先住民及び伝統知識、そして生態系の役割や生態系への影響を取り入れるべきと決定する:
- ・適応委員会に対し、そのマンデートや機能に則り、NWPが行うべき活動について更なる提案を提供するよう求める:
- ・SBSTAに対し、次のことを要請する:SBSTA 40において追加活動を検討し、さらにその詳細を検討する;SBSTA 44において、実施の進捗状況を検討する;SBSTA 48において、NWPの関連性や効果をさらに高める観点からNWPのレビューを行う。

適応委員会報告書: SBI/SBSTA合同審議については、適応委員会報告書に関するSBI議題項目にまとめる。(前述「適応委員会報告書」参照)

REDD+の方法論ガイダンス:この問題は、最初、11月11日のSBSTAプレナリーで議論された。議長のMuyungiは、SBSTA 38において次の3つのCOP決定書草案 (FCCC/SBSTA/2013/L.12/Add.1, 2 & 3)の採択が提案されたことを想起した:全てのセーフガードはどのように対応され、尊重されたかの情報を取りまとめ、プレゼンテーションするタイミングと頻度;国別森林モニタリング・システムの法性;森林の減少及び劣化を進める推進要素。またSBSTA 38は、MRVの法性に関する決定書、ならびに提案されている森林参照排出レベルそして/または森林参照レベルに関す







る締約国提出文書の技術評価を行うガイドライン及び手順に関する決定書という2つのCOP決定書草案 (FCCC/SBSTA/2013/L.12)の要素を作成した。これらの問題は、Peter Graham (カナダ)とRobert Kofi Bamfo (ガーナ)が共同議長を務めるコンタクトグループでさらに議論された。

11月16日土曜日、SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.33)を採択し、MRVの法性に関する決定書、並びに提案されている森林参照排出レベルそして/または森林参照レベルに関する締約国提出文書の技術評価を行うガイドライン及び手順に関する決定書の2つのCOP決定書草案(FCCC/SBSTA/2013/L.33/Add.1 & Add.2)を採択した。

11月22日、COPプレナリーは全ての決定書を採択した。フィリピンは、次の点を強調し、アンブレラ・グループの立場で発言したオーストラリア、そしてボリビア、ブラジル、環境十全性グループの立場で発言したメキシコ、そしてEUもこれを支持した:森林減少推進要素に関する決定書に記載される「生活(livelihoods)」という用語は、先住民が森林減少や森林の劣化を推進していると解釈されるべきではない;森林減少及び森林の劣化の推進要素への対応では、先住民の生活にマイナスの影響を与えるべきでない。Korolec議長は、フィリピンが指摘し、他の支持を得た理解をもって、決定書を採択するよう参加者に求めた。同議長は、COP 19で採択されたREDD+に関する全ての決定書は、資金や制度アレンジに関するものも含め、「ワルシャワREDD+枠組」と呼ばれると述べた。

最終成果: 国別森林モニタリング・システムの法性(FCCC/SBSTA/2013/L.12/Add.1)において、COPは特に次のことを決定する:

- ・REDD+活動をモニタリングし、報告するための締約国の国内森林モニタリング・システムの開発では、決定書 4/CP.15のガイダンスを取り入れ、最新のIPCCガイダンス及びガイドラインに沿うべきである;
- ・確固とした国内森林モニタリング・システムは、透明性があり、当該期間において一貫性を有し、REDD+活動の実施で生じた人為的な森林関連排出源からの排出量及び吸収源からの除去量の変化、さらには森林の炭素貯留量、森林面積の変化のMRVに適したデータ及び情報を提供すべきである;

セーフガードを守り、尊重する方法に関する情報の取りまとめのプレゼンテーションを行うタイミング及び頻度 (FCCC/SBSTA/2013/L.12/Add.2)において、COPは特に次のことを決定する:

- ・開発途上締約国は、REDD+活動の実施が始まった後、国別報告書またはUNFCCCのホームページ上のものも含める連絡チャンネルで情報のまとめを提供すべきである:
- ・その後の情報取りまとめプレゼンテーションの頻度は、非附属書I締約国の国別報告書提出の規定に合わせるべきである。







森林減少及び森林劣化の推進要素(FCCC/SBSTA/2013/L.12/Add.3)に関し、COPは特に、締約国、組織、及び 民間部門に対し、森林減少及び森林劣化の推進要素削減に向けた行動をとり、森林減少及び森林劣化の推進要素 に対する対策を続け、その作業結果の情報を共有するよう推奨する。

MRV法性 (FCCC/SBSTA/2013/L.33/Add.2)に関し、COPは特に次のように決定する:

- ・ MRVは、決定書4/CP.15に規定するガイダンスと合致させるべきである;
- ・森林関係の人為的排出量を推計するため締約国が用いるデータ及び情報は、透明性があり、当該期間中一貫性 を有し、さらに確立された森林参照排出レベルそして/または森林参照レベルとも一貫性を有すべきである;
- ・締約国の隔年更新報告書において、データや情報を提供すべきである。 森林参照排出レベル、そして/または森林参照レベル(FCCC/SBSTA/2013/L.33/Add.1)に関し、COPは特に:
- ・提案された森林参照排出レベルそして/または森林参照レベルに関し締約国が提出した文書の技術的評価を行うガイドライン及び手順を採択する:
- ・事務局に対し、技術評価に関する統合報告書を作成し、SBSTAの審議にかけるよう要請する。

途上国の林業部門での緩和行動関係活動の実施に対する支援での協調: SBI/SBSTA合同の議論は、途上国の 林業部門での緩和行動に関係活動の実施に対する支援の協調というSBIの議題項目の下でまとめられた。(前述 「森林部門の緩和行動に関係し、途上国が実施する活動に対する支援の調整、これには制度アレンジを含める」項 目参照)

技術移転及び技術メカニズム:TEC及びCTCNの合同年次報告書:SBI/SBSTA合同の議論については、TEC及びCTCNの合同年次報告書というSBI議題項目の下にまとめられた。

CTCN及びその諮問理事会の法性と手順:SBI/SBSTA合同の議論は、CTCN及びその諮問理事会の法性と手順というSBI議題項目の下にまとめられた。(19頁参照)

条約非附属書 I 国が特定した技術ニーズに関する第3回統合報告書:この項目(FCCC/SBSTA/2013/INF.7)は、 最初、11月11日にSBSTAで議論された。SBIと共に、Majid Al Suwaidi (アラブ首長国連合)とStig Svenningsen (ノルウェー)を共同議長とするコンタクトグループが開催され、この週を通してこの項目の議論を行った。11月16日、SBSTAは結論書を採択した。

最終成果:最終結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.27)において、SBSTAは、非附属書I締約国の特定する技術ニーズに関する第3回統合報告書の記載情報を歓迎し、SBSTA 40においてもこの報告書の審議を続けることで合意する。

研究及び組織的観測:この議題項目は、11月11日のプレナリーで議論された。

最終成果:結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.25)において、SBSTAは:







- ・IPCC、世界気象機関(WMO)及び地球気候観測システム(GCOS)の代表が述べたステートメント、並びに気候サービスのための世界的枠組(GFCS)の実施における展開、気候サービスに関する政府間理事会(IBCS)第1回会合に関するWMOの情報に留意する:
- ・WMOに対し、SBSTA 41において、IBCS第2回会合の情報を提供するよう求める;
- · GCOSが最近計画している活動及びGCOSの役割に関する情報に留意する;
- ・ 条約の下で、期に世界の気候観測を行う必要性について、資金確保のニーズが続いていると強調する;
- ・IPCC第5次評価報告書(AR5)第1作業部会(WG)報告書を歓迎し、IPCCのAR5 WG IIとIIIの

報告書、そしてAR5報告書の今後の発表に留意する;

- · 適応に関する意思決定を含め、UNFCCCプロセスにおいては、組織的観測が重要であると強調する;
- ・重要な観測データには依然としてギャップがあると指摘し、締約国及び関連組織に対し、この分野での能力、協調、協力を強化するよう求める;
- ・GCOS及びその出資者と協力して開催する組織的観測に関するワークショップは、組織的観測体制の強化方法を明らかにする上で役立つと指摘する。

対応措置:フォーラム及び作業計画:SBI/SBSTA合同の議論は、フォーラム及び作業計画に関するSBIの項目の下にまとめられた。(前述「対応措置:フォーラム及び作業プログラム」参照)

議定書2.3条: SBI/SBSTA合同の議論は、議定書3.14条に関するSBI議題項目の下にまとめられた。(前述「議定書2.3条」参照)

農業関連問題: この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.17, Add.1と2)は、最初、11月11日及び13日のプレナリーで 議論された。気候変動の影響に対する農業の適応強化方法に関する科学知識の現状を話し合うワークショップは、 11月12日に開催され、Hans Åke Nilsagård (スウェーデン)とSelam Kidane Abebe (エチオピア)が共同進行役を務めた。 詳細は下記参照: http://www.iisd.ca/vol12/enb12585e.html

SBSTA開会プレナリーにおいて、SBSTA議長のMuyungiは、コンタクトグループ設置を提案した。途上国数か国はこれに反対し、締約国はワークショップ開催についてのみ合意したと説明したが、先進締約国数か国は、コンタクトグループ設置を支持した。11月13日水曜日、議長のMuyungiは、コンタクトグループを招集するかどうかの議長主催非公式折衝では、SBSTA 40においてワークショップに関する事務局報告書、並びに締約国及びオブザーバー組織の提出文書を議論することとし、コンタクトグループは招集しないことで合意したと報告した。SBSTAはこのような結論で合意した。

11月16日、SBSTAは結論書を採択した。ある先進国グループは、農業に関する議論の欠如、さらには結論書の 採択方法について、懸念を表明した。このグループは、SBSTA 40において、共通性のある分野に基づき議論を進め







るよう求めた。他の先進国も、コンタクトグループが設置されず、SBSTA 39において提出文書の審議が行われなかったことに遺憾の意を表した。多数の途上国は、結論書の採択方法を支持し、手順が正しく適用されたと指摘し、適応における農業の役割を強調した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.35)において、SBSTAは、会合期間中ワークショップにおいて締約国が交換した意見を認識し、会合期間中ワークショップの報告書、及び締約国並びにオブザーバー組織が提出した意見を、SBSTA 40において議論することで合意する。

条約の下での方法論問題:インベントリのレビューを含め、先進国の隔年報告書及び国別報告書のレビューのためのガイドライン改定に関する作業計画:この問題(FCCC/SBSTA/2013/INF.5及びFCCC/SBSTA/2013/INF.14)は、最初、11月11日に議論され、その際、議長のMuyungiは、SBSTA 38における進展状況を想起し、Rittaa Pipatti (フィンランド)とQiang Liu (中国)を共同議長とするコンタクトグループを設置した。参加者は、隔年報告書と国別報告書のレビューガイドラインの改定を完了し、GHGインベントリのレビューガイドラインの再検討作業をCOP 20までに完成させることで合意した。この作業計画は、2014年も続けられる。SBSTAは、結論書及びCOP決定書草案を採択した。11月22日、COPプレナリーは決定書を採択した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.32)において、SBSTA は特に:

- ・締約国に対し、附属書I締約国のGHGインベントリに関するレビューガイドラインの構成、概要、レビューの目的と 範囲を含める主要要素、タイミングと報告、そして内容に関する意見書を、2014年2月19日までに提出するよう求 める;
- ・事務局に対し、2014年3月26日までに、上記の意見書及びGHGsのレビューガイドライン改定案に関する統合報告書を作成し、2014年4月に開催される第2回技術ワークショップへのインプットとするよう要請する;
- ・締約国は、費用効果が高く、効率的で、実際的であり、締約国や専門家または事務局に過剰な負担を課すことの ないレビュープロセスの必要性を考慮に入れるべきことで合意する;
- 作業プログラムを調整すべきことで合意する:
- ・ 事務局に対し、2014年後半に追加のテクニカルワークショップ開催を計画するよう要請する。

決定書 (FCCC/SBSTA/2013/L.32/Add.1)において、COPは:

- ・条約の下で附属書I締約国が報告するGHGインベントリ、隔年報告書、国別報告書に関係する情報の技術レビューを行うガイドラインを採択する;
- ・2014年より、このガイドラインを、第1回隔年報告書及び第6回国別報告書のレビューに用いると決定する。







途上国の国内支援を受けたNAMAsの国内MRVのための一般ガイドライン: この問題は、最初、11月11日に議論され、その後Sarah Kuen (ベルギー)とQiang Liu (中国)を共同議長とするコンタクトグループで議論された。SBSTAは、結論書及びCOP決定書草案を採択した。11月22日、COPは決定書を採択した。

最終成果:決定書 (FCCC/SBSTA/2013/L.28)において、COPは:

- ・途上国の国内支援を受けたNAMAsの国内MRV用一般ガイドラインを採択する;
- ・ 開発途上締約国に対し、このガイドラインの自主的な利用を求める;
- ・先進締約国に対し、関心のある開発途上締約国への支援を奨励する。

附属書I年次インベントリに関するUNFCCC報告ガイドラインの改定: この問題は、最初、11月11日に議論され、その後Rittaa Pipatti (フィンランド)とGeorge Wamukoya (スワジランド)を共同議長とするコンタクトグループで議論された。SBSTAは、結論書及びCOP決定書草案を採択した。11月22日、COPは決定書を採択した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.29)において、SBSTAは特に:

- ・湿地に関する補足ガイダンスを、タイムリーに完成させたIPCCの作業を歓迎し、このガイダンスの反映方法に関し、 締約国が提出した意見書に留意する;
- ・ 附属書I締約国は、ガイダンス全体の検討には更なる時間が必要とであり、ガイダンスの利用に関する更なる探求 のため、SBSTA 46においても議論を続ける必要があることで合意し、締約国に対し、ガイダンスの利用経験に関 する情報を2017年3月までに事務局に提出するよう求める;
- ・伐採木材製品に関する二酸化炭素排出量/除去量の報告について、さらなる議論を重ね、SBSTA 46でもそのような議論を続けることで合意する。

決定書 (FCCC/SBSTA/2013/L.29/Add.1)において、COPは:

- ・附属書I締約国の国別報告書作成に関するガイドライン改定版第I部を採択する、これには次を含める: 年次GHGインベントリに関するUNFCCC報告ガイドライン: 共通報告フォーマット表改訂版: 地球温暖化係数の数値:
- ・附属書I締約国のインベントリ作成では、2015年からこのガイドラインの使用を開始すべきと決定する、ただし事務局は2014年6月までにCRF報告官(Reporter)にアクセス可能にすることとする;
- ・ 附属書I締約国に対し、国別GHGインベントリに関する2006年IPCCガイドラインの2013年補足文書:湿地の利用を 奨励する。

GHGデータインターフェース:この項目は、最初、11月11日に議論され、この週を通して、Diana Harutyunyan (アルメニア)が進行役を務める非公式折衝で議論された。11月16日、SBSTAは結論書を採択した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.23)において、SBSTAは:「条約附属書I国の国別報告書作成のためのガイドライン第I部:年次温室効果ガス・インベントリのUNFCCC報告ガイドライン」の改訂版がCOP 19で採択された







場合、インターフェースに技術的な変更を実施するよう事務局に対し、SBSTA 38が要請したことを想起し;SBSTA 43において、インターフェースの更なる開発の問題を議論することで合意した。

附属書I締約国のGHGインベントリの技術レビューに関する年次報告書:この問題(FCCC/SBSTA/2013/INF.8)は、最初、11月11日に議論された。SBSTAはこの報告書に留意した。

バンカー燃料:この問題は、11月11日のプレナリーで短時間議論され、国際民間航空機関 (ICAO)及び国際海事機関 (IMO)が関連作業について報告した。(FCCC/SBSTA/2013/MISC.20) キューバは多数の途上国の立場で発言し、ユニラテラルなものも含め、気候変動との戦いで取られる措置は専横的あるいは不当な差別の手段、あるいは国際貿易の制限を偽装する手段と成すべきでないと述べた。中国は、ICAOのCBDRの「再確認(reconfirmation)」を歓迎し、IMOもCBDRを含めるUNFCCCの原則を認めるべきだと述べた。韓国は、航空輸送に関するユニラテラルな手法への懸念を表明し、海上輸送での排出量はIMOの下で検討されるべきだと述べた。

日本は、国際民間輸送に関するシカゴ条約の非差別原則はCBDRと矛盾すると強調し、シカゴ条約を航空部門の指針とすべきだと述べた。同代表は、船舶の登録の複雑性から、CBDRは海上輸送産業には適切でないと述べた。シンガポールは、パナマの支持を受け、ICAO及びIMOはそれぞれの部門での排出量に対応する「最も有能な(most competent)」組織であると称した。

最終成果:結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.22)において、SBSTAは、報告書に留意し、この情報に対する締約国の意見表明に留意し、ICAO及びIMOの事務局に対し、将来のSBSTA会合においても報告を続けるよう求める。

議定書の下での方法論問題:決定書2/CMP.7から4/CMP.7、及び1/CMP.8の実施の影響:この問題 (FCCC/SBSTA/2013/INF.3, FCCC/SBSTA/2013/INF.15及びFCCC/TP/2013/9)は、最初、11月11日に議論され、その後Nagmeldin Elhassan (スーダン)とAnke Herold (ドイツ)を共同議長とするコンタクトグループで議論された。 SBSTAは、この問題に関する議論を終了できず、決定書草案 (FCCC/SBSTA/2013/L.31)の要素を含める文書草案の検討をCMPに要請することで合意した。この項目の最終成果及び議論については、京都議定書ドーハ改定案のセクションG(第3条7項 ter)記載の文章明確化(Clarification)のCMPセクションを参照。

議定書3.3条及び3.4条の下、及びCMDの下でのLULUCF:この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.18と19)は、11月 11日のSBSTAプレナリーで短時間議論され、Marcelo Rocha (ブラジル)とLucia Perugini (イタリア)を共同議長とする 非公式折衝で議論された。11月17日日曜日、SBSTAは結論書を採択した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.26)において、SBSTAは特に:締約国及びオブザーバー組織が提出した意見書(FCCC/SBSTA/2013/MISC.18 & 19)に留意する; CDMの下でのLULUCF活動の追加可能性に関する法性及び手順の審議を、SBSTA 40においても続けることで合意する; 事務局に対し、テクニカルペーパーを作成し、ワー







クショップ開催を計画するよう要請する;包括的な算定及び追加性に関する作業計画の下で、この問題の議論を、 SBSTA 40でも続けることで合意する。

HCFC-22及びHFC-23: SBSTAは、最初、11月11日のプレナリーでこの問題を議論し、その後、Jeffery Spooner (ジャマイカ)及びUlrika Raab (スウェーデン)が進行役を務める非公式折衝で議論した。11月16日のプレナリーにおいて、SBSTAは、結論書及びCMP決定書草案を採択した。11月22日金曜日、CMPは決定書を採択した。

最終成果:結論書 (FCCC/SBSTA/2013/ L.24)において、SBSTAはこれらの問題の審議を終了する。 決定書 (FCCC/SBSTA/2013/L.24/Add.1)において、CMPは:

- · SBSTAの作業、及び締約国提出文書及び文書FCCC/TP/2011/2で集められた情報を認識する;
- ・ハイドロフルオロカーボン-23 (HFC-23)の破壊に対するCERsの取得を目指すハイドロクロロフルオロカーボン-22 (HCFC-22)生産施設を新設する場合の影響、及びその影響に対応する方法について、SBSTAが審議したと指摘する:
- この議題項目の審議を終了する。

附属書 I の GHG インベントリ及び議定書 7.1 条の下での他の情報の技術レビューに関する年次報告書:議定書ドーハ改定案の議定書 3.7 条 ter、セクション G の文書明確化:この項目の議論は、京都議定書ドーハ改定案の議定書 3.7 条、セクション G の文書明確化に関する CMP 議題項目の下にまとめられた。

条約の下での市場メカニズム及び非市場メカニズム:多様な手法のための枠組:この項目

(FCCC/SBSTA/2013/INF.11 & FCCC/TP/2013/5)は、11月11日月曜日に議論された。SBSTAは、SBSTA 40においてもこの問題の議論を続けることで合意した。

非市場べースの手法:この項目 (FCCC/SBSTA/ 2013/INF.12)は、11月11日月曜日に議論された。SBSTAは、SBSTA 40においてもこの問題の議論を続けることで合意した。

新しい市場ベースメカニズム:この項目 (FCCC/SBSTA/ 2013/INF.13 & FCCC/TP/2013/6)は、11月11日月曜日に議論された。SBSTAは、SBSTA 40においてもこの問題の議論を続けることで合意した。

2013-2015年レビュー: SBI/SBSTA合同の議論は、2013-2015年レビューに関するSBI議題項目の下にまとめられた。(前述「2013-20年レビュー」参照)

先進国の数量化された経済全体排出削減目標の明確化に関する作業計画:この問題

(FCCC/SBSTA/2013/INF.10及びFCCC/TP/2013/7)は、最初、11月11日に議論され、その後Karine Hertzberg (ノルウェー)とBrian Matlana (南アフリカ)を共同議長とするコンタクトグループで議論された。SBSTAは、結論書を採択し、その中でこの作業計画を2014年も継続すると指摘、さらにCOP決定書草案も採択した。COPは、11月22日、決定書を採択した。







最終成果:結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.30)において、SBSTAは特に:

- ・決定書2/CP.17、パラグラフ5に基づく、進捗状況測定の共通要素の特定に関し、対象となる部門及びガス、そして先進国間での地球温暖化係数の数値の利用において意見の集約があることを認識し、共通要素の特定は先進国間の努力の比較可能性を測ることにも貢献すると認める;
- ・決定書 2/CP.17、パラグラフ5に記載する共通要素特定に関し、2014年に追加作業を行い、これには先進締約国の数量化された経済全体排出削減目標の明確化に関する作業計画を含むことで合意し、この作業計画では次のことを要請する:会合期間中の専門家会議と技術ブリーフィング、文書FCCC/TP/2013/7の更新。

結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.30/Add.1)の補足の中で、SBSTAは次の点に留意する:数量化された経済全体の排出削減目標に関するSBSTAのイベントと報告; LULUCF報告書に関する技術ブリーフィング; 先進締約国による数量化された経済全体の排出削減目標に関するテクニカルペーパー。

その他の問題:ブラジルの提案:この問題は、最初、11月11日月曜日に議論され、SBSTA議長のMuyungiが進行 役を務める非公式折衝でも議論された。

2015年合意に関する国内議論の指針となるよう、歴史的責任に関する参照手法をIPCCが作成するというブラジル提案に関するSBSTAでの議論の中で、米国は、EU、オーストラリア、スイス、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、イスラエルの支持を得て、この問題の議論に反対したが、ベネズエラ、インド、キューバ、中国、ボリビア、サウジアラビアは議論することを支持した。BASICは、ブラジルの提案を歓迎した。

11月13日のSBSTAプレナリーで、G-77/中国は、ブラジルの提案を承認し、コンタクトグループでの議論を要請した。締約国は非公式協議を続けたが、意見の一致には至らなかった。G-77/中国は、ベネズエラ、ボリビア、インド、ニカラグア、アルゼンチン、マレーシア、フィリピンの支持を得て、歴史的責任に関する客観的で科学に基づく情報について、ワルシャワ会議から強力なシグナルを出せなかったことを嘆いた。ブラジルは、IPCCにこの情報の提供を要請していないのは遺憾だと述べた。

スイスは、歴史的責任だけでなく能力や現在の排出量、及び将来の情報を含める科学的な情報に注目した。EU は、過去、現在、未来の排出量や、異なる能力など、広範な指標に基づき、2015年合意の約束について国内協議を 行う必要があると指摘した。

閉会プレナリー: SBSTA 39は、11月17日日曜日、報告書(FCCC/SBSTA/2013/L.21)を採択した。締約国は、閉会ステートメントを発表、これをUNFCCCウェブサイトに掲示するよう求めた。オーストラリアは、日本、カナダ、オーストラリア、米国の立場も代弁して発言し、この会議ではTECとCTCN合同の年次報告書に関するSBSTAの審議が終了しておらず、SBSTA 40でも議論されるべきだと指摘した。議長のMuyungilは、参加者に感謝し、午後2時56分、この会議を閉会した。







COP/CMP合同の閉会プレナリー

COP/CMP合同の閉会プレナリーは11月23日土曜日の夕方に開催された。COP19議長のKorolecは、マラソン競争にたとえ、「誇るべき(one can be proud of)」成果をもってゴールにたどり着いたことへの満足感を表明した。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、締約国主導のプロセスを遂行し、ダーバンやドーハの成果の上に立つ全てのグループの合意を呼んだとして議長に感謝した。

インドは、平等は「公平性とは同じものにはなりえず、それをはるかに超える(cannot be equated with, and is far beyond, fairness)」絶対的で奪うことができない権利であると強調した。

フィジーはG-77/中国の立場で発言し、約束通り、透明性、参加性、連帯、効率性を実現したとしてCOP議長に感謝した。

EUは、ワルシャワでの「全体的に良い進展(good overall progress)」を強調し、COP 19ではREDD+に関しカンクン以来最大の前進が見られたとしてこれを称賛したが、その一方で京都議定書第二約束期間に関する保留された技術的疑問点が解決されなかったことへの失望感を表明した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、損失と被害に関するワルシャワ国際メカニズムの設置に満足の意を表したが、「破滅的な野心ギャップ(catastrophic ambition gap)」が残ったと嘆き、資金レベルの引き上げの必要性を強調し、ワルシャワにおいて、ADPの下で立ち上げられたAOSISワークストリーム2の計画に、世界を代表する専門家が力を合わせるよう求めた。

ネパールはLDCsの立場で発言し、透明性を「保持した」議長に感謝し、損失と被害に関するワルシャワ国際メカニズムの設置を歓迎したが、特にLUF及びIPRsでの進展の無さを嘆き、ADPの下での交渉加速化を求めた。

スワジランドはアフリカングループの立場で発言し、附属書I締約国に対し、ドーハ改定案を批准するよう求め、次のように表明した: CMP議題項目5、7、8での進展の無さとCDMの改善の失敗に対する失望感; CDMを新しい市場メカニズムに含めるとの提案に対する懸念。

パナマは中米統合機構(SICA)の立場で発言し、損失と被害に関するワルシャワ国際メカニズムの設置について満足の意を表し、次を求めた:先進締約国の約束の強化;ギャップをなくし、2020年の前に野心を引き上げる;GCFへの資金供与。

メキシコは野心の無さを嘆き、国際的合意とは関係なく行われた国内努力を強調し、「我々の惑星の未来についてバーゲンをすることなく(without bargaining with the future of our planet)」行動を取る必要があると強調した。

オーストラリアは、COP 19の決定書への参加はLTFに関する決定書の(FCCC/CP/2013/L.13)パラグラフ7(先進国に対し公共の気候資金の保持と増額を求める)及びGCFへの報告及びガイダンスに関する決定書(FCCC/CP/2013/L.12)パラグラフ13-14(GCFの運営開始を可能にする野心的及びタイムリーな資金の拠出、これに







は初期の資金拠出を含める)の規定受諾を意味するものではないと伝えた。カナダは、この決定書のパラグラフは 先進国全体の資金拠出に言及するもので、各国は他のチャンネルを通しても資金を拠出可能と理解していることを 明らかにした。同代表は、2020年までに毎年1千億米ドルを多様な資金源から合同で拠出するとの目標を約束する と表明した。

環境NGOsは、排出量のギャップを埋めるには不十分であり、2015年合意に向けたロードマップでの明確な合意に欠けるという弱い成果を嘆いた。YOUNGOsは、2015年合意における世代間の平等の原則適用を求めた。

ワルシャワ気候変動会議の簡単な分析

"We're on a road to nowhere

Come on inside"(当てもない道だ、中に入っていよう)

- Talking Heads

昨年、ドーハ気候変動会議では、台風ボーファがフィリピンを襲い、フィリピンのNaderev Sañoをして、「我々でなければ誰が、今でなければいつ、ここでなければどこで」やるのかと問う事となった。1年後、ワルシャワの気候変動会議の冒頭でも、超大型台風ハイヤンという、上陸した台風としては2番目に強力な暴風雨がフィリピンを襲ったが、Sañoは言葉ではなく行動を選び、ワルシャワで意味のある成果を成し遂げるまでは、自主的に断食すると述べ、200人を超す支持者もこれに賛同した。この断食、超大型台風、そして多数のデモ行進や抗議行動は、気候行動の緊急性を明白に示しており、COP 19に至るまでの科学者社会が鳴らした警鐘もこれを支えている。

ワルシャワに向かう科学者社会は、気候変動は不可逆的であり、中東や欧州の洪水、米国やオーストラリアでの長期にわたる干ばつなど、その影響は世界各地で明らかになっていると「声高に要求(clarion call)」した。COPの2か月前、IPCC第1作業部会は、気候系への人間の影響は明らかであり、気候変動を制限するには相当量のGHG排出削減を持続する必要があるとの結論を出した。世界気象機関は、2013年が記録に残る最も温暖な年のトップテンに入っており、氷冠や氷河の融解もあり、世界の海面水準が最高記録に達したことを確認した。

このような報告は気候変動の影響が既に発生していることを示すが、このほかの報告書は現在の国際社会の対応がいかに取るに足らないかを示している。UNEPの排出量ギャップ報告書は、2013年に排出量が増加し、2°C目標達成の機会は狭まりつつあるとして、行動しないことのコストを警告した。

野心的な緩和、真剣な適応、損失と被害に関する断固とした決意、このような緊急性を背景にワルシャワでのCOP 19が開催された。足元の現実、そして大気中の現実とは全く対照的に、会場のワルシャワ国立競技場では決意の欠如が目立った。この分析は、ダーバンからパリへ至る道筋の半ばにおいて、COPの期待に応える能力、2015年合意とプレ2020年の野心引き上げに向けたADPの進展、変化しつつある気候が引き起こす深刻な課題に応える UNFCCCの能力について、現状を分析する。







道半ばの休憩所での控えめな期待感

この会議の開始前、多くのものはワルシャワ会議が「資金のCOP(Finance COP)」あるいは「実施のCOP (Implementation COP)」になると期待していた。しかし会議を終えるころには、つまるところ「REDD+ COP」が正しいのではないかと考えていたようだ。締約国は、一連の手法論問題、制度アレンジ、成果ベースの資金に対応する REDD+ワルシャワ枠組設置の決定書パッケージを承認し、十分機が熟した中の成功として多くのものが称賛した。さらにCOP 19は、長期資金や損失と被害など、一部の問題でも比較的控えめながら決定をすることができた。

COP 19では、資金問題の難しさが明らかになり、結局、気候プロセスに対する締約国の信頼低下を招くこととなった。ワルシャワでのプレッジの中には、韓国の緑の気候基金(GCF)への4千万ドル寄贈、欧州諸国7か国の適応基金への7250万ドル寄贈があったが、2020年までに年間1千億米ドルという2009年の約束実現について、途上国の信頼を得るには十分でなかった。途上国は、多国間基金を通してプレッジされた気候資金が昨年72%減少したという事実を指摘し、GCFには10か国が拠出した690万米ドルしかないと指摘した。GCFは未だにほぼ「殻だけ(empty shell)」にとどまり、多数の途上国は、プレッジでは2020年目標を実現するだけの資金拠出に至らないのではないかと懸念した。これまでのところ、先進国は、適用手順が最終決定されていない制度への資金拠出に財務大臣が慎重になっていると説明してきた。ワルシャワ会議では、GCFの運用が開始されたことから、先進国数か国がプレッジを行う意思を表明したが、そのプレッジでも、資金拠出に関する途上国の信頼感は必ずしも高められていない。

もう一つの主要なCOP 19議題項目である損失と被害でも、UNFCCCプロセスは、途上国の期待感に応えられるだけの信頼を回復できていない。昨年、ドーハ会議では、気候変動の悪影響に特に脆弱な諸国の損失と被害に対応するため、「国際メカニズムなどの制度的アレンジメント (institutional arrangements, such as an international mechanism)」を設置し、条約の役割に則り、その機能や法性の詳細を決定することで合意していた。この問題は、今回の会議でも最も意見対立が大きかった問題の一つであった。

損失と被害は、最も野心的な緩和行動でも防ぎようのない極端な天候現象の発生またはslow onset(長期にわたり徐々に起きる)現象の結果として起こる。関係する損失や被害は極端なものであり、場合によっては永続するため、損失と被害は適応でも適切に対処できない。このため、このメカニズム固有の機能や法性への支援、損失と被害に関する行動のための資金は、適応向け資金源とは別な専門の資金源から拠出されることが、途上国、特にAOSISやアフリカングループの加盟国にとり重要である。逆に、先進国側は、損失と被害に関するアレンジはカンクン適応枠組の一部であり、既存の制度枠組と重複する、あるいはその上に新たな制度の層を作るべきではないと繰り返し強調した。

結局、序文だけでも損失や被害と適応とを区別しようと、G-77/中国が最後の努力をし、ぎりぎりで改定案を押し込み、ようやく閉会プレナリーで合意に至った。ほとんどドーハ決定書の下で作成された新しいワルシャワ国際メカニズ







ムは、損失と被害に関する知識や行動、支援を評価し、同時に関連する利害関係者同士のダイアログを強化する。 しかし、先進国に対しては、途上国への資金援助提供を「要請(requests)」するに過ぎない。このメカニズムの構成 やマンデート、効果性に関する2016年のレビュー規定は、より良い交渉結果にしようとの途上国の最後の努力の結 果である、しかしメカニズムを強化できる可能性があるレビューまでは3年あり、既に気候変動に関係する損失や被 害に苦しむものにとっては、あまりにも遅く、あまりにも少ないものになりかねない。

締約国は、資金と、損失及び被害では最低限の合意を得たが、他の重要な問題では意見が一致しなかった、たとえば市場や農業、対応措置、5条・7条・8条(議定書の下での方法論問題)といった問題である。このような問題の中で、特に目立ったのが非市場ベース手法、新しい市場メカニズム、そして多様な手法枠組の問題であり、市場ベース及び非市場ベースの全ての緩和努力に共通する規則を策定し、環境の十全性を確保しようとするものである。COP19は、長期協力行動に関する特別作業部会で見られた、市場に関する政治的な困難さを受け継いだ。先進国は、自分たちの野心を「伸ばす(stretch)」には市場メカニズムなど多様なツールが必要だと指摘した。しかし途上国は、本質的に異なる見解を示し、支離滅裂な炭素市場や炭素クレジットの低価格は更なる緩和野心が必要な証拠だと指摘した。COP議長は第2週において、調停努力をし、この問題での進展方法を探ったが、締約国は合意に達せず、結局、この極めて政治的な問題は来年の技術関係組織での議論に回された。

「成否混ざった(mixed)」あるいは「失望する(disappointing)」結果と多くのものが言う中で、REDD+はおそらく特に目立つ成果だったようだ。締約国は、8年もの交渉期間、そして6月にはREDD+の技術問題で追加の交渉時間を割いた後、ようやくパッケージ合意を完成させた。それでも制度アレンジ及び資金問題の困難さが明らかになった。制度及び資金の両方の問題は、無数のREDD+イニシアティブやUNFCCCの枠外で現在進行中のプロジェクトで満足するしかなかった。共通のMRVガイダンス及び資金アレンジを確保するため、交渉担当者は長年努力してきたが、二国間、多国間、公的、そして民間のイニシアティブが何層も重なる結果となった。多様な締約国や他の利害関係者は、既に特定のアレンジに投資しており、自身のREDD+プロセスを中途で転換する意思がなく、このためREDD+の制度アレンジと資金に関する決定は弱められた。制度アレンジでは、各国の窓口機関と資金供与機関との毎年の会議開催が決められた。資金に関しては、別なREDD+情報ハブをもう一つ創設することが決められた。2005年に森林減少(deforestation - 伐採)をUNFCCCの議題に再度登場させたものが思い描いていたような市場メカニズムは創設されなかった。その代わり資金ベース手法が出てきたが、これには毎年300億米ドルが必要になるとの推計がある。COP 19は、比較的成功したREDD+パッケージ以外、控えめな期待感さへ満たせるものはなかった。一部のものにとり、最低線を満たしただけというのは、このプロセスに対する信頼が薄れてきたさらなる証拠であり、締約国間の信頼の問題が、プロセス自体にそのまま反映されてしまった。

手順の診断:きしむ車輪にオイルをさす







コペンハーゲン以後、透明性やプロセスに対する懸念が、UNFCCCに暗い影を落としている。締約国の信頼を回復し、プロセスの合法性を再構築する必要性は差し迫っている。ある意味で、カンクンやダーバンの「indabas」での高い透明性と参加性は信頼感をある程度回復させた。しかし、ワルシャワでは対立の根深い議論に立ち戻り、信頼性という壊されやすい感覚は雲散霧消した。途上国は、「約束が破られた(broken promises)」と苦情を言い、資金合意の約束を実施するよう必死に呼びかける一方、遡って互いに非難する動きもあちこちで見られた。記者会見での問題発言で、有志途上国(LMDCs)とEUの間では非難の応酬の火ぶたが切られ、あるものはこれを「メディアを通した交渉(negotiating through the media)」と称した。このような信頼関係の問題は、パリ会議に向けての道筋を荒くする可能性が高い。

UNFCCCプロセスにおける手順に関する懸念が全くなくなったわけではない。カンクン会議では、ボリビアの反対に 拘わらず、COP議長がカンクン合意採択の槌を打ち、多くのものは、満場の総意(consensus)とは何かを考えさせら れた。その2年後、COP議長のAbdullah bin Hamad Al-Attiyahは、ロシアが異議を唱えたにも拘わらず、ドーハ改定案 採択の槌を打った。このため、ロシアはSBI議題に意思決定プロセスを入れるよう要求、6月の会議は手順で行き詰 まる結果となり、SBIは2週間の間、作業を始めることができなかった。ワルシャワ会議直前の長時間協議の後、 UNFCCCでの意思決定に関する新しい議題項目がCOPの下で導入され、非公式のオープンエンド協議が開始され た。このような非公式折衝で締約国は、手順問題を検討、これが将来の議論を形成することになる。

COP決定書という形の正式な成果には至っていないが、手順を議論する専門の窓口ができたことは意味がある。 締約国は、多くのものが欠陥プロセスと感じている意思決定プロセスを議論し、パリ会議の前に「家をきれいにしておく(cleaning house)」時期だということで、波長が一致していたようだ。しかしこの課題にはひるむところも大きいようだ、それはプロセスの正当性についての全体の懸念リストに無数の問題が含まれるためである。

透明性と参加性に対する効率や有効性という問題にまつわる懸念; COP議長、事務局、その他議長役の役員の役割; ハイレベルな参加と成果達成プロセスの組織化―こういったコペンハーゲン会議に遡れる全ての問題で、UNFCCCプロセスは、長年、頭を悩ませてきた。さらに、COP議長のMarcin Korolecは、透明性があり、締約国を主体とした形でプロセスを進めているとして称賛されてはいたが、多数の途上国の参加者は、盛りだくさんの議題をフォローするだけの人員の配置ができないでいた。深夜の会議も透明性や効率、そして参加性を損ない続け、このため、一部のものは徹夜交渉というのはどこかの締約国の戦術ではないかと、その誠実さに疑問を投げかけた。パッケージ取引の回避も議論を危ういものにしていた。手順規則採択の見通しがつかない中、パッケージ取引というのは過去には総意を得る手段であった。しかし、パッケージ取引は、それ自体でなら合意しない問題でも妥協せざるを得なくなることを意味する場合が多い。土曜日朝の非公式進捗状況報告プレナリーで、COP議長のKorolecは、「パッケージ」という眉を顰めさせるコメントを口にするミスをし、その後、決定書それぞれの価値を検討することを再







確認するようG-77/中国及びその他が求めたことを受け、発言を撤回した。しかし他の締約国は、パッケージ取引という言葉の方が受け入れやすいようであった。ワルシャワ会議に至るまでの数回のCOPsの成果は、受け入れるか 突き放すか(take-it-or-leave-it)という取引の結果で、互いに譲り合う(give-and-take)形の取引ではなかった。この 点、ワルシャワ会議は、慎重さを見せた。

ADP: あてのない道の中間点?

COP 19でのADPに対する期待感は、主に2015年合意の中身の議論を推進し、プレ2020年の野心では具体的な成果を挙げ、これにより、両方の議論でも結果を出せるとのUNFCCCプロセスへの信頼感を植え付けることであった。 共同議長による最善の努力にもかかわらず、結果はあまり出せていない。

ダーバンで合意された「条約の下での、全ての締約国に適用される議定書、別な法的制度、あるいは法的効力のある合意成果の作成」を2015年までに行い、2020年までに発効するという課題は、気候変動の緊急性に対するUNFCCCの対応能力を測る試金石になっている。新しい合意に向けての進捗状況は、気候変動との戦いでUNFCCCが依然として関連性を有し、必要な行動を取ることができるかどうかを示す指標でもある。

2015年に向けた道の半ばを過ぎ、2年を残すだけとなった中、締約国は、リマでのCOP 20で交渉文書を完成させるという目標を実現するには程遠いようである。

2015合意は純粋に「ボトムアップ」のアレンジになっているようで、これはそれぞれの国家が貢献分(contributions)の範囲や特性を描いていることを意味する。ここで何が欠けているかというと、トップダウンの約束であり、各国の貢献分が2°C目標の範囲内にとどまるに十分な排出削減を示しているかどうか見極めるため、各国の貢献分のパッチワークを評価するプレッジ・アンド・レビュー・メカニズムである。ADPの閉会プレナリーの最後の瞬間に、法的特性に予断を加えない「国家が決定する意図的な貢献分(intended nationally determined contributions)」という異論の多い表現を用いた口頭の改定案が提出された。この「貢献分(contributions)」という用語は「約束(commitments)」という表現とは対照的に、先進国と一部の途上国、特にLMDCsとの分裂を意味した。このため2015年合意の法的特性や「全てのものに適用される」合意での約束の差異化方法といった本質的な問題が解決されないまま残された。

差異化も決定書で回避された問題である。多数の先進国及び数か国の途上国は、ダーバンマンデートに則り「全てのものに適用可能」とすべき2015年合意に差異化をどう反映させられるか、議論することを支持した。しかしLMDCs は、この問題の再燃を躊躇し、附属書I/非附属書Iの区別を全ての将来合意に反映させるよう主張した。AILACなど 差異化の議論を支持する途上国は、存在感を増すLMDCsや、最終日に混乱を招いたEUとベネズエラの衝突で、自分たちの声がかき消されたと感じていた。

2015年合意での差異化の議論再燃は先進国の重要な要求である。1992年以後、世界経済は本質的に変化しており、韓国や中国、ブラジルやインドなど一部の非附属書「諸国は、今や世界経済を引っ張る牽引車となり、それに伴い







GHG排出量も増加している。これら諸国は、長い間、一人当たりの排出量が先進国のそれよりもはるかに低いこと、さらには持続可能な開発をする自分たちの権利を根拠に、附属書I/非附属書Iの差異化保持を主張してきた。今日、中国は絶対量の意味では世界最大の排出国であり、一人当たりの排出量でもEUに肩を並べており、差異化についてオープンな諸国は、現在の排出量や将来の排出量は明日の歴史的責任になるとし、2015年合意では現在と将来の排出量に目を向ける必要があると指摘するに至った。

さらに、現在、GHGsの大気濃度で歴史的責任を有する先進国数か国は、まだ指導的な役割を果たしていない、このことはスリムなプレッジや約束の実施と、世界の気温上昇を2℃以下で保持するために必要な削減量とのギャップを見ても明らかである。

他方、プレ2020年緩和野心の登場には時間がかかっている。発効に144か国の批准を必要とするドーハ改定案を 批准したのは、バングラデシュ、バルバドス、モーリシャス、アラブ首長国連合の4か国だけである。中国とEUは批准 する意図があると発表したが、全てのEU加盟国が批准国に加わっても、さらに110か国の批准が必要である。このた めドーハ改定案が発効するまで排出削減制限の数量約束(QELRCs)を有する締約国は、この約束達成の法的拘束 力を受けない。さらに第二約束期間は世界の排出量の約15%しか対象としておらず、このため2℃という世界の気温 目標を達成しようとするなら、他の諸国による世界の緩和努力への貢献が必須である。「ダーバンプラットフォームの 更なる進展」に関するCOP決定書には、2020年の目標が含まれておらず、ただ単に、経済全体の排出削減数量目 標、または国別適切緩和行動を連絡していない諸国に対し、連絡を求めているだけである。さらに先進国に対しては、 それぞれの条約の下での経済全体の排出削減数量目標を「遅滞なく実施する(to implement without delay)」よう求 めており、京都議定書第二約束期間でのQELRCsが適用可能な場合は、これも同様に実施するよう求めている。

ワルシャワのCOPで何があったかというと、プレ2020年の緩和野心の後退である。たとえば、日本は、第二約束期間のQELRCを持たない少数の附属書I諸国の一つだが、COPの第1週に新しいGHG排出削減目標を発表した。日本のプレッジは、2020年までに2005年比で3.8%排出量を削減するというもので、1990年を基本年とするなら3.1%の増加という結果になる、これに対し京都議定書第一約束期間で、日本は1990年比6%のGHG排出量を削減することになっていた。

COPは、COP 19で短時間検討されたテクニカルペーパーに基づき、来年、高い緩和ポテンシャルを有する機会について、技術的な検討を進めると決定した。しかしこれは、再生可能エネルギーとエネルギー効率に焦点を当て、合わせてこの問題に関する文書提出やハイレベルな参加を組み合わせるテクニカルプロセスという当初のAOSIS提案と比べると、具体性に欠ける。この決定は、先進国に対し、途上国の緩和野心引上げを可能にすべく、技術、資金、キャパシティビルディングでの支援増加を求めているが、これ以外に、支援提供に関するプレ2020年の野心引上げで途上国に提供できるものはあまりない。







ADPの下でのCOP 19の課題は、2015年合意に向けた進展やプレ2020年野心引上げに向けた進展を実証し、UNFCCCは極めて短期間のうちに実のあるマンデートを実現できるとの信頼感を与えることであった。その両方の面において、COP 19の結果は不適切であったようだ。2015年合意で可能な要素を描けない中、この段階では、ADPは2015年合意に近づいているのか疑問である。証拠は増え、緊急な行動を求める声があるにも関わらず、プレ2020年野心引上げに向けた進展は停滞しているようだ。リマ会議までの道の途上にあり、パリでの合意期限まで2年だけとなる中、ワルシャワ会議の成果は、希望を高く持つだけの理由を提供できていない。

あてのない道?

Naderev Sañoは、自主的な断食を発表、UNFCCCプロセスを「役立たずの旅行者による毎年の炭素集約型の集まりで茶番だ(farce [and] an annual carbon-intensive gathering of useless frequent fliers)」と多くのものが批判していることを想起した。しかし同氏は、このプロセスは「この惑星を救い、今日、明日を救うプロジェクト(the project to save the planet, saving tomorrow, today)」となる可能性を満すことができるとの希望をもたせようともした。同氏が特に述べなかったこと、そして関連性が高まっていることは、UNFCCCの枠外のイニシアティブや、政策、プログラムで気候変動に対応するものの数が増えていることである。多くの場合、これらのものは、UNFCCCでの進展のなさに対する、国内行政管轄者や非国家行動者の焦燥感から生まれている。場合によっては、進展に熱心な政府が、モントリオール議定書などの他の国際的な制度に目を向けたり、ユニラテラルな措置を取ったりする。通常は交渉に建設的に取り組む団体も含め、数百名の市民団体代表がCOP 19から退席し、UNFCCCの実現能力に対する深い疑念を表し、他のものも同じように感じていた。

しかし、問題はプロセスの欠陥だけではない、政治的な意思の欠如があるかもしれない。前進し、解決策を探る政治的意思が欠けているなら、機能に優れたプロセスでもうまくはいかない。近く開催される国連事務総長の2014年国連気候サミットは、コペンハーゲン以後はなかった気候変動分野へのハイレベルな代表の参加を可能にする可能性がある。そのようなハイレベルな参加は、それぞれの立場の溝を深めるかもしれないが、UNFCCCによる関連性の保持に必要だが、今はつかめていない共通点を見いだせる可能性がある。結局、気候変動がUNFCCCを待ってくれるかどうかの問題である。これまでの証拠は、UNFCCCが遅れをとっていることを示している。







今後の会議予定

山岳国の気候変動、水、災害に関する国際会議:この会議は、水文学者及び気象学者協会(Society of Hydrologists and Meteorologists (SOHAM-Nepal))が開催する。 日付:2013年11月27-29日 場所:ネパール、カトマンズ 連絡先:Deepak Paudel, SOHAM Nepal 電話:+977-9841647398 電子メール:

sohamconference2013@gmail.com www:http://www.soham.org.np/pdf/international-conference.pdf

GEF第6次資金補填第3回会合:地球環境ファシリティー第6次資金補填(GEF-6)の第3回会合は、2013年12月に開催される。拠出国、非拠出受益国、市民社会、GEFエージェンシー、受託者(Trustee)、科学技術諮問パネル(STAP)、評価オフィスの代表が出席する予定。 **日付**:2013年12月10-12日 **場所**:フランス、パリ **連絡先**:GEF事務局 **電話**:+1-202-473-0508 **ファクシミリ**:+1-202-522-3240 **電子メール**:secretariat@thegef.org www:

http://www.thegef.org/gef/events/third-repenishment-meeting

持続可能な目標に関する国連総会のオープン・ワーキンググループ(OWG)第7回会合: OWG-7では次の主題が 議論される予定: 持続可能な都市及び人間の居住、持続可能な輸送; 持続可能な消費と生産(化学品及び廃棄物を 含める); 気候変動と災害のリスク軽減。**日付**: 2014年1月6-10日 **場所**: ニューヨーク国連本部 **連絡先**: 国連持続 可能な開発部門 **電話**: +1-212-963-8102 **ファクシミリ**: +1-212-963-4260 **電子メール**: dsd@un.org www: http://sustainabledevelopment.un.org/index.php?menu=1549

GEO (地球観測グループ) 閣僚サミット: GEO-Xのプレナリー会合及びGEOジュネーブ閣僚サミットは、ジュネーブで開催される。GEOのメンバーシップは、全ての国連加盟国及び欧州委員会に開かれている。GEOのメンバーシップは、GEOSS 10か年実施計画の正式承認を条件とし、全てのメンバーは各地域コーカス (caucus—地方委員会)に所属する。 **日付**: 2014年1月12-17日 場所: スイス、ジュネーブ 連絡先: GEO事務局 電話: +41-22-730-8505 ファクシミリ: +41-22-730-8520 電子メール: secretariat@geosec.org www: http://www.earthobservations.org/

IRENA総会第4回会合: 国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の第4回総会は、IRENAの最高統治機関であり、世界未来エネルギーサミット(WFES)及び国際水サミット(IWS) 2014年、EcoWASTE 2014の直前に開催される、これらの会議を合わせてアブダビ持続可能週間(ADSW 2014)を構成する。 日付: 2014年1月18-19日 場所: アラブ首長国連邦、アブダビ 連絡先: IRENA事務局 電話: +971-2-417-9000 電子メール: secretariat@irena.org www:

http://www.irena.org/

世界未来エネルギーサミット2014年:世界未来エネルギーサミット(WFES) 2014年では、会議や展示、「プロジェクトと資金の村(Project and Finance Village)」、「若者の未来エネルギーリーダープログラム(Young Future Energy Leaders program)」など、多数の再生可能エネルギー関連のイベントが行われる。主催者は、アブダビの再生可能エ



http://www.iisd.ca/





ネルギー会社のマスダール(Masdar)で、国際的な政策決定者、産業界の専門家、投資家、マスメディアが出席する 予定、将来のエネルギーの課題に対する、実際的で持続可能な解決策について議論する。 **日付**:2014年1月 20-22日 **場所**:アラブ首長国連邦、アブダビ **連絡先**: Sheila Baranda **電話**:+971-2-409-0302 **電子メール**: sheila.baranda@reedexpo.ae **www**: http://www.worldfutureenergysummit.com/

再生可能エネルギーの雇用に関する国際会議: 国際再生可能エネルギー機関(IRENA)は、世界未来エネルギーサミットと並行してこのイベントを開催する。この会議では、再生可能エネルギー部門が重要な雇用者となっていること、今後、世界中で数百万の雇用を創設する可能性があることを議論する。専門家や政策決定者に対し、再生可能エネルギーでの雇用創設に関する知識や経験、ベストプラクティスの情報交換をする機会を提供する。さらに再生可能エネルギーの雇用創設での動向やダイナミックス、雇用創設の可能性を最大限に拡大するために必要な政策や経済環境についても議論する。 日付: 2014年1月21日 場所: アラブ首長国連邦、アブダビ 連絡先: IRENA事務局 電子メール: ireValue@irena.org www: http://irevalue.irena.org/event_detail.aspx?id=2

第5回隔年C40市長サミット: C40都市気候リーダーシップ(C40)は、世界の大都市の市長や都市及び気候変動のリーダー数百人を集める3日間のサミットを開催、一連のラウンドテーブル会合及び作業部会で温室効果ガスの測定及び気候への適応に焦点を当てて議論する。C40は、2005年に発足、世界中の都市のネットワークで、気候変動への適応や緩和を目的とした地方での具体的な行動実施を目指す。 **日付**: 2014年2月4-6日 **場所**: 南アフリカ、ヨハネスバーグ 連絡先: Linda Phalatse **電話**: +27-11-587-4251 または +27-83-544-0998 **電子メール**: contact@c40.org www: http://c40summitjohannesburg.org/

緑の気候基金理事会第6回会合: 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の緑の気候基金(GCF)理事会の第6回会合は、インドネシアで開催される。 日付: 2014年2月19-21日 場所: インドネシア 連絡先: 緑の気候基金事務局 電話: +49 228 815-1371 ファクシミリ: +49-228-815-0349 電子メール: isecretariat@gcfund.net www: http://gcfund.net/

強化された行動のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会: ADPは、2014年3月に、第2回会合第4部を開催する。 日付: 2014年3月10-14日 場所:ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: secretariat@unfccc.int www: http://unfccc.int

森林アジア会議: ASEANの緑の成長(Green Growth)のための持続可能な景観: 国際林業センター(CIFOR)が計画するこの会議は、国際森林の日の世界的祝賀行事の一環であり、東南アジア諸国連合のポスト2015年持続可能な開発努力における持続可能な森林の景観について議論する。この会議では、緑の回帰、気候変動の緩和と適応、エネルギー及び低炭素開発、食糧安全保障及び栄養を目的とした森林管理のためのガバナンス、貿易、投資に焦点を当てる。 日付: 2014年3月20-21日 場所: インドネシア、ジャカルタ 連絡先: Adinda Hasan, Regional







Communications Officer, CIFOR 電話:+62-(0)-811-860-9338 電子メール: a.hasan@cgiar.org www: http://www.cifor.org/forestsasia

IPCC WGII 第10回会合及びIPCC-38:IPCC WGIIは、AR5のWGII報告書を承認、受理を目的に会合する。WGIIは、 気候変動に対する社会経済システム及び自然システムの脆弱性、気候変動のマイナス、プラスの影響結果、気候変動への適応オプションを評価する。続いて、AR5 WGII報告書承認のため、IPCC-38が開催される。 **日付**:2014年 3月25-29日 場所:日本、横浜 連絡先:IPCC事務局 電話:+41-22-730-8208 ファクシミリ:+41-22-730-8025 電子メール:IPCC-Sec@wmo.int www:http://www.ipcc.ch/

IPCC WGIII第12回会合及びIPCC-39:IPCC WGIIIは、AR5のWGIII報告書の承認と受理を目的に会合する。WGIII は、気候変動の緩和に焦点を当てる。この会議に続いてWGIII報告書承認のため、IPCC-39が会合する。 日付: 2014年4月7-13日 場所:ドイツ、ボン 連絡先:IPCC事務局 電話:+41-22-730-8208 ファクシミリ: +41-22-730-8025 電子メール:IPCC-Sec@wmo.int www:http://www.ipcc.ch/

気候変動適応の第3回国際会議:「適応の未来、2014年」というテーマのこの会議は、地域規模、地球規模での気候変動への適応情報について、研究者社会と情報の利用者を結びつける。 日付:2014年5月12-16日 場所:ブラジル、フォルタレザ 連絡先:UNEP事務局 電子メール:adaptationfutures2014@inpe.br www:

http://adaptationfutures2014.ccst.inpe.br/

第46回GEFカウンシル会議及びGEF総会:地球環境ファシリティー(GEF)の総会は、第46回GEFカウンシル会議に続けて、メキシコで開催される。CSOコンサルテーション、GEFカウンシル、LDCF/SCCFカウンシル会議は5月25-27日に開催され、カウンシル会議の場合は5月25日に開始、5月27日にはCSOコンサルテーションと半日オーバーラップする。総会は、5月28-30日に開催される。GEFの最も新しい加盟国である南スーダンを含め、183の加盟国全てが集まる。 日付:2014年5月25-30日 場所:メキシコ、カンクン 連絡先:GEF事務局 電話:+1-202-473-0508 ファクシミリ:+1-202-522-3240 電子メール:secretariat@thegef.org www:http://www.thegef.org/gef/5th_assembly UNFCCC第40回補助機関会合:SBI 40及びSBSTA 40は、2014年6月に開催される。 日付:2014年6月4-15日場所:ドイツ、ボン 連絡先:UNFCCC事務局 電話:+49-228-815-1000 ファクシミリ:+49-228-815-1999 電子メール:secretariat@unfccc.int www:http://unfccc.int

2014年気候サミット: これは国連事務総長のBan Ki-moonが開催する会議で、UNFCCCプロセスを通し、野心的な法的合意を得るための政治的意思の高揚を目指す。 **日付**: 2014年9月23日 **場所**: 米国、ニューヨークの国連本部 www: http://www.un.org/climatechange/summit2014/

CBD COP 12: 生物多様性条約のCOP 12では、戦略計画及び愛知目標の実施に関する中間レビューが行われる。 この会議のテーマは「持続可能な開発のための生物多様性」である。バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書







の締約国会議も、COP 12の直前に開催される。 **日付**:2014年10月6-17日 **場所**:韓国、平昌 **連絡先**:CBD事務 局 **電話**:+1-514-288-2220 **ファクシミリ**:+1-514-288-6588 **電子メール**:secretariat@cbd.int **www**:

http://www.cbd.int/meetings/

IPCC-40:IPCC-40は、AR5 SYRの採択と、そのSPMの承認を目的に開催される。 **日付**:2014年10月27-31日 **場所**:デンマーク、コペンハーゲン **連絡先**:IPCC事務局 **電話**:+41-22-730-8208 **ファクシミリ**:

+41-22-730-8025 電子メール: IPCC-Sec@wmo.int www:http://www.ipcc.ch/

UNFCCC GOP 20及びCMP 10:UNFCCC第20回締約国会議(COP 20)及び京都議定書第10回締約国会合は、ペルーのリマで開催される。 日付:2014年12月1-12日 場所:ペルー、リマ 連絡先:UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ:+49-228-815-1999 電子メール:secretariat@unfccc.int www:http://unfccc.int 追加の会合及び最新情報については右記を参照:http://climate-l.iisd.org/







用語集

ADP 強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会

AILAC 独立中南米カリビアン諸国連合

AOSIS 小島嶼国連合

BAP バリ行動計画

BASIC ブラジル、南アフリカ、インド、中国

CBDR 共通だが差異ある責任

CDM クリーン開発メカニズム

CERs 認証排出削減量

CGE 専門家諮問グループ

CMP京都議定書締約国会合

COP締約国会議

CTC 気候技術センター

CTCN 気候技術センター・ネットワーク

GCF 緑の気候基金

GEF 地球環境ファシリティー

GHG 温室効果ガス

IPCC 気候変動に関する政府間パネル

IPRs 知的財産権

JI 共同実施

LDCs 後発開発途上国

LEG LDC専門家グループ

LMDCs有志途上国

LTF 長期資金

LULUCF 土地利用・土地利用変化及び林業

MRV 測定、報告、検証

NAMAs 国別適切緩和行動

NAPs 国別適応計画

QELRCs QELRCs



http://www.iisd.ca/





REDD+開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減

並びに森林保全、炭素貯留量の増加

SB 補助機関

SBI 実施に関する補助機関

SBSTA科学上及び技術上の助言に関する補助機関

SCF 資金常任委員会

TEC 技術執行委員会

UNFCCC 国連気候変動枠組条約

(IGES-GISPRI仮訳)